

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>
		ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
		図面目録	京都市住宅供給公社	
		令和 8年 3月	維持工事課	

# 京都市久我のもり市営住宅修繕工事

## ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事

番号	名 称	番号	名 称
01	図面目録	21	4・5号棟 階段改修図（平面図）
02	改修工事特記仕様書 1	22	4・5号棟 階段改修図（断面展開詳細図）
03	改修工事特記仕様書 2	23	3・5号棟 通路改修図
04	改修工事特記仕様書 3	24	屋根改修図 1
05	改修工事特記仕様書 4	25	屋根改修図 2
06	改修工事特記仕様書 5	26	屋根現況図
07	改修工事特記仕様書 6	27	建具案内図・建具表 1
08	付近見取図・配置図	28	建具表 2
09	整備項目・防水仕様	29	受水ポンプ室 改修図
10	3号棟 平面図	30	電気室 改修図
11	3号棟 立面図	31	外壁補修数量表
12	4号棟 平面図	32	外構図
13	4号棟 立面図	33	仮設計画図（参考）
14	5号棟 平面図	34	3号棟 TV共聴設備系統図
15	5号棟 立面図	35	4・5号棟 TV共聴設備系統図
16	バルコニー改修図 1	36	3号棟 TV共聴設備平面図、立面図
17	バルコニー改修図 2	37	4号棟 TV共聴設備平面図、立面図
18	バルコニー改修図 3	38	5号棟 TV共聴設備平面図、立面図
19	3号棟 階段改修図（平面図）		
20	3号棟 階段改修図（断面展開詳細図）		

京都市久我のもり市営住宅修繕工事 ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事		設計図		<b>発注図</b>	
改修工事特記仕様書 1		設計	NO.2 / 38 枚の内		令和 年 月
京都市住宅供給公社 維持工事課		設計変更	NO. / 枚の内		令和 年 月

改修工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
<p>本工事は以下の対象工事である。(○印の付いたものを適用する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通期の週休二日工事 (発注者指定方式)</li> <li>○建設キャリアアップシステム試行工事 (受注者希望方式)</li> <li>・情報共有システム試行工事 (発注者指定方式)</li> <li>・余裕期間制度適用工事 (発注者指定方式)</li> </ul>							
<p>1. 工事概要</p> <p>1. 工事名 京都市久我のもり市営住宅修繕工事 ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事</p> <p>2. 工事場所 京都市伏見区久我東町201番地1</p> <p>3. 工期 ・契約の日の翌日から令和 年 月 日まで ・契約の日の翌日から○〇か月以内 ○着工命令の日から7か月以内 (工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約期限内に完成検査に合格しなければならない。ただし、本公社の都合により契約期限内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第34条第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については、年度末日までに完成検査に合格しなければならない。)</p> <p>概成工期 令和 年 月 日 概成工期 工期の末日の 日前 (休日含む) ※概成工期は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)第1章第1節1.1.2(又)による。</p> <p>4. 関連工事等の調整 本工事とは別契約の関連工事等(以下「関連工事等」という。)は次のとおりである。受注者は監督員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに工事全体の円滑な施工に努める。 ・電気設備工事 (ただし、仮設用及び工事は本工事に含む。) ・空調衛生設備工事 (同 上) ・その他 (同 上) 上記のほか、工事区分表による。 (1.1.7) &lt;1.1.7&gt;</p> <p>5. 工事種目 ・外壁改修工事 ・防水改修工事 ・塗装改修工事 ・屋根改修工事 ・BS、CSアンテナ移設復旧工事 ・その他改修工事</p> <p>6. その他 ※ 受注者は、監督員と共に入居者への工事説明会を開催し、工事説明会終了後に着工する。ただし、自治会と協議のうえ、工事説明会を開催するか決定する。また、開催しない場合は、入居者への工事説明資料配布後、周知期間を十分に確保した後に着工する。 なお、受注者は、工事説明資料の作成及び資料配布に協力し、工事説明会に同席する。 ※ 本工事の型枠材料については、熱帯木材の保護の見地から、型枠合板については複合型枠合板(心材針葉樹材)の使用に努める。 ※ 本工事の施工に当たり、別に定めるシックハウス対策を行うほか、積極的に室内換気に努め、VOC等の放散を図る。</p>		<p>③. 優先順位</p> <p>設計図書の優先順位は次のとおりとする。 1 質問回答書 (以下に対するもの) 2 特記仕様書 3 設計図面 4 改修標準仕様書・標準仕様書 5 共通仕様書 6 解体共通仕様書 7 鉄筋コンクリート工事標準図、鉄骨工事標準図</p> <p>④. 覚書の締結</p> <p>本工事において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。</p> <p>⑤. 設計変更</p> <p>工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として次の式により求め、千円未満切捨てとする。 (変更後)請負工事価格 = (変更後)設計工事価格 × (当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格 なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値を乗じない。 また、請負工事価格とは請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。 上記適用を受けない場合は、「京都市都市計画局『公共建築工事積算基準』等の補足」第1編第3章2(都市計画局都市企画部都市総務課ホームページ <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html</a>)を参照のこと。</p> <p>⑥. 契約の保証</p> <p>契約保証の額は、原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。 ※保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(WTO政府調達協定対象工事) ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)とする。) ・保証の免除</p> <p>7. 低入札価格調査制度</p> <p>1 「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。)は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意をもって対応しなければならない。 3 調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項に対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて、仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>⑧. 請負代金の支払条件</p> <p>請負代金の支払条件は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」による。 1 前払金 ・前払金の支払いは行わない。 ※ 請負代金額の[40]%以内 2 中間前払金及び部分払 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。ただし、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。 それぞれの内容については下記のとおりとする。 (1) 中間前払金の場合：請負代金額の[20]%以内 中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、本公社が同要綱に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。 (2) 部分払の場合：[1]回以内 3 完成払：完成後</p> <p>⑨. 工事保険</p> <p>工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等を対象とする建設工事保険又は租立保険に加え、第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は、契約工期の開始日又は監督員との協議により定めた日から工事目的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の租立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書(保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。)に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。)を監督員に提出する。</p>	<p>⑩. 法定外の労災保険</p> <p>受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。</p> <p>⑪. 資材及び労務の調達</p> <p>本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。</p> <p>⑫. 各種調査等</p> <p>受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。</p> <p>⑬. 建設業退職金共済制度(建退共制度)</p> <p>受注者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。 建設業退職金共済制度対象労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)を雇用する場合には、以下の1~3に注意し適切に運用し、また、予定価格(税込)が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示する。 その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部ホームページ(<a href="http://www.kentaikyō.taisyokukin.go.jp">http://www.kentaikyō.taisyokukin.go.jp</a>)」を参照する。 1 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。 2 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。 3 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。 4 掛金収納書(証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付)を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内)に監督員に提出する。なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求められることがある。 5 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。 (1) (証紙貼付方式による場合)工事別共済証紙受払簿 (2) (電子申請方式による場合)被共済者就労状況報告書、掛金充当書</p> <p>⑭. 工事実績情報の登録</p> <p>請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)(一般財団法人日本建設情報総合センター)により工事情報を登録(仮登録)し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内(休日を除く。)に登録申請(本登録)を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する(提示方法は、システムから監督員へのメール送信による)。 1 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内 2 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 工事完成後10日以内 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。(1.1.4) &lt;1.1.4&gt;</p> <p>⑮. 週休二日工事</p> <p>1 発注方式 ・月単位の週休二日 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ※発注方式にかかわらず通期の週休二日は必須とする。 ○通期の週休二日 発注者指定方式 2 発注方式が受注者希望方式による場合、受注者は、週休二日工事実施意向届出書を監督員に提出する。その際に月単位の週休二日の実施を希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力すること。 3 受注者は、契約工期開始後、速やかに現場閉所の予定日等を記載した実施工程表(マスター工程表)を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し監督員に提出する。 4 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等労働者の見やすい場所に掲示する。 5 受注者は、月単位の週休二日を実施する場合は、月ごとに達成状況を監督員に報告し、通期の週休二日を実施する場合は、通期の達成状況を監督員に報告する。 6 月単位の週休二日が未達成の場合は、労務費補正分を減額変更する。 7 その他、詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。(https://www.kyoto-jkosha.or.jp/bid/vendor/)</p> <p>⑯. 建設キャリアアップシステム(CCUS)</p> <p>1 受注者は、建設キャリアアップシステムを活用する場合、契約締結後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により監督員に通知すること。 2 完成検査時に、建設キャリアアップシステムから出力した現場・契約情報等の帳票及び利用状況の写真を監督員に提示し、履行状況を報告すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領」に基づき取り組むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000324330.html)</p> <p>17. 情報共有システム</p> <p>1 システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、受注者が行うこと。 2 受注者は完成検査後、工事書類の電子データをDVD-R等により提出すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」に基づき取り組むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)</p> <p>18. 余裕期間制度</p> <p>1 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。 2 受注者は、余裕期間内において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等を含め工事に着手してはならない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」に基づき工事を実施すること。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)</p>				

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	①. 関係法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。(1.1.13) <1.1.13>
	②. 適用	1 この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、以下を適用する。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下「改修標準仕様書」という。) (2) 公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(以下「共通仕様書」という。) (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下「標準仕様書」という。) (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下「解体共通仕様書」という。) また、本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。 2 適用範囲 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印が両方付いている場合は、共に適用する。 (3) ( ) 内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 [ ] 内表示番号は共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 < > 内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 《 》内表示番号は解体共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (4) 設計図面に規定する事項は、受注者の責任において履行するものとする。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Items include 19. 産業廃棄物処理関係, 20. 建設副産物に関する取扱い, 21. 資材の再資源化等に関する取扱い, 22. 建設発生土の処理, 23. 発生材の処理等.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Items include 24. 建設協力会, 25. 特定元方事業者の指名, 26. 施工中の安全確保, 27. 施工中の環境保全等, 28. 建設機械, 29. 化学物質を放散する建築材料等, 30. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Items include 31. 技能士, 32. 電気保安技術者, 33. 中間検査, 34. 工場検査, 35. 材料の搬入検査, 36. 施工日及び施工時間, 37. 交通誘導警備員, 38. 工事電力等の負担, 39. 官公署その他への届出手続等, 40. 工事現場における表示板設置.

章	項目	特記事項
		<p>常用漢字を使用し、字体は角ゴシック、工事名称は50ミリ角、その他は40ミリ角とする。</p> <p>3 大きさ 列間を15ミリ又は30ミリ、四辺の余白を50ミリとし、文字数及び列数により、必要な寸法とする。</p> <p>4 表示 工事名：工事請負契約書の工事名を記入する。 発注：「京都市住宅供給公社」と記入する。 設計：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「●●●●建築事務所」を記入する。 監理：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「●●●●建築事務所」を記入する。 施工：受注者名を記入する。 連絡先：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「電話075-223-●●●●」を記入するとともに、受注者名及び電話番号も併せて記入する。</p> <p>5 色 地色は白、文字は黒とする。</p> <p>6 その他 記入例を参考にし、詳細については、監督員の指示による。 (記入例)「表示板」記載事項等参考例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>工事名称：京都市○○○○○○○○○○工事</b></p> <p style="text-align: center;">ただし、建築主体工事 ただし、電気設備工事 ただし、機械設備工事</p> <p>発注：京都市住宅供給公社</p> <p>設計：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課   ★★★建築事務所</p> <p>監理：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課   ▼▼▼建築事務所</p> <p>施工：□□□建設株式会社           △△△建設株式会社           ◇◇◇設備株式会社</p> <p>連絡先：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課 電話 075-223-****           □□□建設株式会社   ○○○工事事務所 電話 075-****-****</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(50) (50) 50 (余白)      文字数にあわせて、適宜、必要な寸法とする。(40×60×文字数)      50 (余白)</p> </div> <p>41 養生 在来部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。</p> <p>42 引渡し説明 完成後、施設管理者に対し、完成図書に基づき機器の取扱いや操作方法等の説明を行う。</p> <p>43 工事書面の取扱い 書面により行わなければならないとされている提出書類の受発注者間の手続きにオンライン(情報共有システム又は電子メール)を利用する場合は、1、2による。この場合、検査は、1の場合情報共有システムに保存した電子データで、2の場合受注者が保管した電子データでそれぞれ行うものとする。 1 情報共有システムを用いる場合 「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」によること。 2 情報共有システム以外で電子メールを用いる場合 (1)受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。 (2)受信した電子メールについて、送信者の電子メールアドレスが共有したものと同一であるか確認すること。</p> <p>44 工事書類一覧及び提出方法等 本工事で提出・提示・掲示する工事書類を以下の0～10及び工事書類一覧に示す。提出に該当する工事書類は原則電子データで提出するものとし、保証書等及び協議により監督員から紙による提出が認められた書類については紙で提出するものとする。 また、受注者は、工事書類を提出する前に、工事書類電子化の手引を確認するとともに、工事書類一覧を活用し、本工事で提出・提示・掲示が必要な書類をあらかじめ確認する協議を監督員と行うものとする。 成果品の提出は、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで、電子データを書き込んだDVD-R等により、2部を監督員に提出する。 工事書類電子化の手引、工事書類一覧及び様式等については、以下のホームページを参照すること。 【営繕工事(建築・電気・機械)の様式等】 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000239167.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000239167.html</a></p> <p>0 契約締結前の提出書類 ○建設リサイクル法第2条第1項に基づく説明書(「21. 資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照)</p> <p>1 着工関係書類(契約締結後速やかに提出) ○現場代理人等通知書及び経歴書(資格者証の写し)(京都市契約課受付後) ○実施工程表(マスター工程表)(「51. 実施工程表(マスター工程表)」の項目参照) ○労働者災害補償保険関係書類(「46. 労働者災害補償保険関係書類」の項目参照) ○請負代金内訳書(契約後速やかに提出)(「47. 請負代金内訳書」の項目参照) ○建設工事保険又は組立保険の証券写し等(「9. 工事保険」の項目参照) ○賠償責任保険の証券写し等(「9. 工事保険」の項目参照) ○法定外の労災保険の証券の写し等(「10. 法定外の労災保険」の項目参照) ○建設業退職金共済制度の掛金収納書(共済証紙を購入した場合)(「13. 建設業退職金共済</p>

章	項目	特記事項
		<p>制度(建退共制度)の項目参照) ○緊急連絡表(「48. 緊急連絡表」の項目参照) ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(「20. 建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ○建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面の写し(「21. 資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照) ○本市との契約書の写し(変更契約がある場合は変更契約書の写しを変更契約後に提出)・週休二日工事実施意向届出書(受注者希望方式の場合)(「15. 週休二日工事」の項目参照)</p> <p>2 施工前に提出するもの ○解体等工事に係る事前調査説明書(「23. 発生材の処理等」の項目参照) ○施工体制台帳(「49. 施工体制台帳」の項目参照) ○廃棄物処理委託契約書・処分業許可証、収集運搬業許可証(各写し)(「19. 産業廃棄物処理関係」の項目参照) ○施工計画書(総合、工種別)(「50. 施工計画書」の項目参照) ○施工図(「55. 施工図等」の項目参照) ○工事打合せ簿</p> <p>3 施工中及び施工後に提出するもの ○工事打合せ簿 ○工程を記録したもの(三週工程表又は工事日報) ○交通誘導警備員の集計表(人数が少ない場合は交通誘導警備員の日報)(「37. 交通誘導警備員」の項目参照) ○再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書(「20. 建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ○特定粉じん排出等作業完了報告書(「23. 発生材の処理等」の項目参照) ○建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(「13. 建設業退職金共済制度(建退共制度)」の項目参照) ・木材の合法性証明書(「56. 材料の品質等」の項目参照) ・(月単位の週休二日の場合)月ごとの週休二日の達成状況が確認できるもの(「15. 週休二日工事」の項目参照)</p> <p>4 完成時に提出するもの ○完成通知書 ・完成図(提出内容は以下のとおりとする) (1.9.2) &lt;1.7.2&gt; ・製本見開き：※A3( )部・A1( )部・A2( )部 ・完成図PDFデータ ・完成図・施工図CADデータ(形式： ) ○関係官公署届出書類(副本又は写し)(「39. 官公署その他への届出手続等」の項目参照) ○各種保証書(1年を超える保証があるものに限る)(施設管理者用1部)(屋根、防水及び樹木の枯補償について、各特記から提出が必要な保証書を確認する。) ○工事写真(「53. 工事写真等」の項目参照) ○完成写真(「53. 工事写真等」の項目参照) ○保全に関する資料(「54. 保全に関する資料」の項目参照) ○(通期の週休二日の場合)通期の週休二日の達成状況が確認できるもの(「15. 週休二日工事」の項目参照) ○廃棄物処理集計表 ○建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(「13. 建設業退職金共済制度(建退共制度)」の項目参照)</p> <p>5 完成検査合格後に提出するもの ○引渡書 ○前払金・出来高支払請求書 ○振込口座届(本会社に口座登録がない場合に限る。以下同じ。)</p> <p>6 前払金請求のときに提出するもの ○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書(紙で提出する場合)(正1部、副1部) (電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する) ○振込口座届</p> <p>7 中間前払金請求のときに提出するもの ○認定請求書 ○工事履行報告書 ○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書(紙で提出する場合)(正1部、副1部) (電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する) ○認定調書の写し ○振込口座届</p> <p>8 部分払のための出来高検査を受けるときに提出するもの ○既済部分検査請求書</p> <p>9 部分払請求のときに提出するもの ○前払金・出来高支払請求書 ○振込口座届</p> <p>10 その他 ○監督員が特に指示するもの</p> <p>45 CADデータの貸与 1 CADデータの貸与を○行う(データ形式：JWW)・行わない貸与するCADデータの著作権は、本公社が保有している。また、貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。なお、CADデータをデータ送付により貸与した場合は、受注者は工事終了後、当該データを削除しなければならない。</p>

章	項目	特記事項
		<p>2 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新版により作成し、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足する。 労働者災害補償保険関係書類は、次の1～5のいずれかを監督員に提出すること。 1 労働基準監督署長の労災保険成立証明書(原本) 2 労働保険事務組合長の労災保険加入証明書(原本) 3 労働保険料申告書(事業主控)の写し 4 労働保険料納付書(領収証)の写し 5 労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し</p> <p>「請負代金内訳書」は、「公共建築工事内訳書標準書式(令和5年改定)」に準拠するとともに、同書式で定める細目別内訳まで作成する。(公共建築工事内訳書標準書式については、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページを参照)なお、請負代金内訳書には法定福利費を明示すること。 受注者は、有事の際、監督員及び各事業所に即時連絡出来るように予め連絡表を作成する。 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成する。また、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：令和4年12月28日 国不建第466～467号)及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にすること。 なお、施工体制台帳は工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出する。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。(施工体制台帳は、電子データに記録され、必要に応じて工事現場において紙面または出力装置の映像面に表示される場合は、当該記録を持って備えることができる。なお、建設キャリアアップシステムにより、監督員が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は、写しの提出を省略できる。)(1.1.5) &lt;1.1.5&gt; 【提出】 ※以下の2～5については、着工関係書類で提出済みの場合は提出不要 1 施工体系図の写し 2 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)が資格を有することを証する書面の写し 3 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)の雇用関係を証明できるものの写し 4 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、資格を証明できるものの写し 5 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、雇用関係を証明できるものの写し 6 施工体制台帳の写し 7 1次下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること)(注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) 8 作業員名簿の写し(元請・1次下請) ——以下は2次下請以降があった場合に作成—— 9 再下請負通知書の写し 10 2次以降の下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること)(注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) 11 作業員名簿の写し(2次下請以降)</p> <p>10 施工計画書 1 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 2 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3 2の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。(1.2.2) &lt;1.2.2&gt;</p> <p>51 実施工程表(マスター工程表) 1 工事請負契約書第3条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。(1.2.1) &lt;1.2.1&gt;</p> <p>52 履行報告(工事の記録等) 1 作業内容等作業日ごとに記録し、逐次監督員に提出する。 2 工事請負契約書第13条に基づく履行報告に用いる様式は、工程表等とする。 3 その他、工事記録等については、(1.2.4)による。</p> <p>53 工事写真等 1 原則として、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」(以下「写真撮影要領」という。)により撮影を行い、工事写真台帳に整理する。写真は、「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の写真例を参照し撮影する。撮影箇所は、着工前の状況、各施工工程の状況、地中障害物の状況等の施工後に外部から明視しがたい箇所、完成状況の主要な箇所及び監督員が特に指示する箇所とする。工事写真は工事写真台帳に整理し、写真の元データとともに提出する。 2 受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の小さ板電子情報化を行う場合、着工前に使用機器等に関して以下の(1)～(2)を監督員に提示し、承諾を受けること。また、監督員への提出に先立ち、受注者は、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや写真真像ソフトウェアを用いて、撮影した工事写真の信憑性確認を行うこと。監督員が必要と認めた場合は、その結果を提示すること。 (1) 必要な機器及びソフトウェア等については、写真撮影要領に示す必要事項の電子的記入ができるもの。 (2) 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(ホームページ<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>)に記載されている技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するもの。 3 完成写真 ※一切の著作権は本公社に帰属するものとする。 また、受注者は、本公社及び本公社が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。 なお、撮影を再委託する場合も同様とする。 (1) 提出形式</p>

章	項目	特記事項															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>提出を要しない。</li> <li>○ A4カラー印刷（用紙1枚につき写真2枚程度）のうえ、フラットファイルに整理し、2部（データ共）監督員に提出する。</li> <li>・ カラープリント（DPE）のうえ、アルバムに整理し、2部（データ共）監督員に提出する。</li> <li>・ 電子データ（JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度。4500×3000ピクセル以上で画像補正をおこなったもの）</li> <li>・ 電子データ（JPEGフルカラー。1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質）</li> </ul> <p>(2) 撮影者は以下のとおりとする。 ※任意 ・ 建築完成写真の撮影実績がある撮影業者</p> <p>(3) 撮影内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>撮影対象</th> <th>撮影枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">完成のみ</td> <td>建物全景</td> <td>3～4</td> </tr> <tr> <td>室内</td> <td>各1～2</td> </tr> <tr> <td>付帯施設</td> <td>監督員指示による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着工前及び完成後の比較（同アングル）</td> <td>該当箇所</td> <td>各1～2</td> </tr> <tr> <td>付帯施設</td> <td>監督員指示による</td> </tr> </tbody> </table>		撮影対象	撮影枚数	完成のみ	建物全景	3～4	室内	各1～2	付帯施設	監督員指示による	着工前及び完成後の比較（同アングル）	該当箇所	各1～2	付帯施設	監督員指示による
	撮影対象	撮影枚数															
完成のみ	建物全景	3～4															
	室内	各1～2															
	付帯施設	監督員指示による															
着工前及び完成後の比較（同アングル）	該当箇所	各1～2															
	付帯施設	監督員指示による															
57	保全に関する資料	<p>1 保全に関する資料は次のとおりとする。 ※ 主要な材料・機器一覧表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全に関する資料は標準仕様書で定める「建築物等の利用に関する説明書」とし、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省）を参考に作成する。</li> </ul> <p>2 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。 また、作成後は監督員に内容の説明を行う。 (1.9.3) &lt;1.7.3&gt;</p>															
58	施工図等	<p>施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。 (1.2.3) &lt;1.2.3&gt;</p>															
59	材料の品質等	<p>1 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合は、この限りでない。 また、見本により決定するものは、施工前に見本品を提出し、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>2 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した木材の合法性を証明する資料を監督員に提出する。ただし、「京都市認証木材（みやこ杉木）」を使用した材料はこの限りではない。 (1.4.2) &lt;1.4.2&gt;</p> <p>3 試験の供試体は、監督員の立会いのもと製作する。また、材料検査及び施工検査に伴う試験は、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督員の立会いを受ける。 (1.4.5) &lt;1.4.5&gt;</p>															
59	工事検査	<p>(1.8.1) による。</p>															
58	水共生プランに基づく表示板設置	<p>「京都市水共生プラン」に基づき、雨水の流出を抑制する施設を設置する工事のため、表示板を仮囲い等の見やすい場所に掲示する。 また、施工の結果を工事写真等に記録する。</p>															
59	総合試運転調整	<p>関連工事等との全体の連動動作が、設計図書の意図した機能を満足することを確認する。 &lt;1.5.7&gt;</p>															



項目	特記事項								
①. 足場等	1 外部足場 (2.2.1(2)(5)(6)) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省令和5年12月26日改正)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置すること。 屋根工事及び小屋根の建て方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び設備機材を設置すること。 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させるものとする。 2 防護シート等による物体落下物防止設備 (2.2.1(2)(7)) ※防護シート(JIS A 8952 防災I類) ※幅木 ※防護棚(朝顔) ・図示による 3 内部足場 ※脚立 ・単管ステーキング(階段室) ・図示による (2.2.1(3)) 4 仮囲い ※図示による(詳細は、打合せのうえ、決定する。) 5 仮設間仕切り ・A種 ※B種 ・図示による (2.3.2) 6 材料、撤去材等の運搬方法 (2.2.1(4)) ※B種(トラック等) ・C種(既存エレベーター) ※D種(既存階段) ※E種(登り機橋等)								
②. 養生	1 既存部分の養生(既存家具等含む) ※ビニールシート、合板等 (2.3.1(1)(3)) 2 固定された機器、机、ロッカー等の移動 (2.3.1(5)) ・行う(図示による) ○行わない								
③. 仮設物撤去等	工事で使用した敷地内の非舗装部分は、必要に応じて山砂敷き均しのうえ、ロー転圧を行う。(2.5.1)								
④. 工事用水・電力	既存施設 ※施設管理者と打合せのうえ利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない								
⑤. 監督員事務所	○設置する ※設置しない 監督員事務所とは別途、(10)名程度が利用できる会議室を設ける。 監督員事務所の仕様								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規模</th> <th>電話</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>10㎡以上</td> <td>【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他( )</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規模	電話	その他	1号	10㎡以上	【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他( )	要
種別	規模	電話	その他						
1号	10㎡以上	【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他( )	要						
	仕様の詳細については、監督員と協議する。								

項目	特記事項
①. 撤去範囲	1 撤去範囲は図示による。 2 撤去は、監督員と十分打合せのうえ、騒音やほこりの発生等に十分注意する。 3 撤去範囲以外及び備品等を破損した場合は、受注者の責任において速やかに補修し、復旧する。なお、発生材及び工事用残材等は、1章17項、20項及び21項により、受注者の責任において適正に処理する。

項目	特記事項						
①. 降雨時養生	降雨などに対する養生は十分行い、万が一雨漏りの場合は、受注者の責任で復旧する。 ※(3.1.3)により行う ・図示による (3.1.3(5))						
②. 防水改修方法及び工程	※改修工法の表示内容は以下により、適用箇所は図示による。(3.1.4(1)) 1 分類 改修工法の表示内容は以下による。 <table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> 工法 新規防水工法の種別による区分 既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分 既存防水工法による区分 P-保護アスファルト防水・改質アスファルト防水(断熱工法を含む) M-露出アスファルト防水・改質アスファルト防水(断熱工法を含む) S-合成高分子系ルーフィングシート防水(断熱工法を含む) L-ウレタンゴム系塗膜防水 2 既存防水の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分 1-保護層及び防水層撤去 2-保護層撤去及び防水層非撤去(立上り部等は撤去) 3-露出防水層撤去 4-露出防水層非撤去(立上り部等は(表3.1.1)による) 0-保護層及び防水層非撤去(立上り部等は(表3.1.1)による) 4 新規防水工法の種別による区分 A- 屋根保護防水密着工法 AS- 改質アスファルトシート防水工法 B- 同上 絶縁工法 AS1- 同上 防水絶縁断熱工法 A1- 同上 密着断熱工法 S- 合成高分子系ルーフィングシート防水工法 B1- 同上 絶縁断熱工法 S1- 同上 防水断熱工法 C- 屋根露出防水密着工法 X- ウレタンゴム系塗膜防水工法 D- 同上 絶縁工法 E- 屋内防水密着工法 D1- 同上 絶縁断熱工法 Y- ゴムアスファルト系塗膜防水工法	○	○	○	○	○	○
○	○	○					
○	○	○					
③. 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理	1 既存防水保護層及び防水層等の撤去並びに新設する防水層の補修及び処置は(3.2.1)による。 2 工事中の漏水等により、建物等を汚損した場合は、受注者の責任において速やかに補修等を行う。						
4. アスファルト防水	1 適用 ※下表による ・図示による (3.3.3(2))(3.3.3(4)) <table border="1"> <tr> <td>露出防水</td> <td>M3D(・D-1 ※D-2)</td> <td>M4C(・C-1 ※C-2)</td> </tr> <tr> <td>屋内防水</td> <td>P1E(・E-1 ※E-2)</td> <td>P2E(・E-1 ※E-2)</td> </tr> </table> 2 脱気装置の種類及び箇所数 (3.3.3(2)(4))(3.3.3(3)) ※ルーフィング類製造所の指定とする ・図示による ・設けない	露出防水	M3D(・D-1 ※D-2)	M4C(・C-1 ※C-2)	屋内防水	P1E(・E-1 ※E-2)	P2E(・E-1 ※E-2)
露出防水	M3D(・D-1 ※D-2)	M4C(・C-1 ※C-2)					
屋内防水	P1E(・E-1 ※E-2)	P2E(・E-1 ※E-2)					
⑤. 改質アスファルトシート防水	1 適用 ※下表による ・図示による (3.4.3(1))(3.4.3(3)) <table border="1"> <tr> <td>露出防水</td> <td>M4AS</td> <td>(※AS-T1・AS-T2・AS-J2 ○AS-T3・AS-T4・AS-J1)</td> </tr> </table>	露出防水	M4AS	(※AS-T1・AS-T2・AS-J2 ○AS-T3・AS-T4・AS-J1)			
露出防水	M4AS	(※AS-T1・AS-T2・AS-J2 ○AS-T3・AS-T4・AS-J1)					

項目	特記事項																
6. 合成高分子系ルーフィングシート防水	※M4ASI (※AS1-T1・AS1-J1) 2 脱気装置の種類及び箇所数 ※ルーフィング類製造所の指定とする ・図示による ・設けない 3 使用材料は性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。 1 適用 (3.5.2(1))(3.5.3) ※M4S-M2(塩ビシート 機械的固定工法) 厚さ:1.5mm以上 ・図示による 2 脱気装置の種類及び箇所数 (3.5.3(1)(4))(3.5.3(2)(4)) ※ルーフィングシート製造所の指定とする ・図示による ・設けない 3 歩行条件 ・軽歩行以上 ・非歩行 4 使用材料は性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。																
⑦. 塗膜防水(ポリマーセメント系)	1 適用 ※PA-1・PA-2 (日本建築学会【ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針(案)・同解説】(以下、本項目において「施工指針」という。)における分類) 2 材料 (1) プライマーは、刷毛、ローラー刷毛、ゴムべら又は吹付け器具等で塗布するのに支障がないものとし、ポリマーセメント系塗膜防水材類製造所の指定する製品とする。 (2) ポリマーセメント系塗膜防水材は、ポリマーセメント系塗膜防水用エマルジョン及びポリマーセメント系塗膜防水用既調合粉体で構成したものとし、ポリマーセメント系塗膜防水材類製造所が指定する製品とする。 3 仕様については、下表による。 <table border="1"> <tr> <th>工</th> <th>PA-1仕様</th> <th>PA-2仕様</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>使用量 1.5(kg/㎡) 平均厚み 0.8(mm)</td> <td>使用量 2.1(kg/㎡) 平均厚み 1.1(mm)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>プライマー塗 0.2(kg/㎡)</td> <td>プライマー塗 0.2(kg/㎡)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.8(kg/㎡)</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.9(kg/㎡)</td> </tr> </table> ※ 防水層の保護の仕上げは、施工指針に基づき、軽歩行用仕上塗料にて塗装を行う。 4 施工方法、品質管理その他については、施工指針による。	工	PA-1仕様	PA-2仕様	1	使用量 1.5(kg/㎡) 平均厚み 0.8(mm)	使用量 2.1(kg/㎡) 平均厚み 1.1(mm)	2	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	3	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.8(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.9(kg/㎡)				
工	PA-1仕様	PA-2仕様															
1	使用量 1.5(kg/㎡) 平均厚み 0.8(mm)	使用量 2.1(kg/㎡) 平均厚み 1.1(mm)															
2	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	プライマー塗 0.2(kg/㎡)															
3	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.8(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ 0.9(kg/㎡)															
⑧. 塗膜防水(ウレタン系)	1 適用 (3.6.3)(表3.6.1) ※下記による(JIS A 6021) 高伸長形 ・図示による ・POX(※X-1・X-2) ・L4X(・X-1 ※X-2) 2 脱気装置の種類及び箇所数 ※主材料製造所の指定とする ・図示による ・設けない																
9. 防水標識板	1 材質 SUS製 180x120 厚1.2 エッチング加工のうえコーティング仕上げ又は同等品 2 記入事項 ①工事名称②仕様③材料及びメーカー名④完成年月日⑤受注者住所電話番号 3 シート防水・塗膜防水は別々の標識とし、複数枚ある場合は、各棟に設置する。ただし、塗膜防水の仕様は監督員との協議による。																
⑩. 保証	1 保証書 受注者、防水施工者、メーカーの三者連名とする。 2 保証期間 <table border="1"> <tr> <td>アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水</td> <td>※10年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>ポリマーセメント系塗膜防水</td> <td>10年以上</td> <td>※5年以上</td> </tr> </table> 工法は、以下による。(3.1.4(2))(表3.1.2) <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>施工箇所等</th> </tr> <tr> <td>※シーリング充填工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※シーリング再充填工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・拡幅シーリング再充填工法</td> <td>拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>・ブリッジ工法</td> <td></td> </tr> </table>	アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水	※10年以上	5年以上	ポリマーセメント系塗膜防水	10年以上	※5年以上	工法	施工箇所等	※シーリング充填工法		※シーリング再充填工法		・拡幅シーリング再充填工法	拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)	・ブリッジ工法	
アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水	※10年以上	5年以上															
ポリマーセメント系塗膜防水	10年以上	※5年以上															
工法	施工箇所等																
※シーリング充填工法																	
※シーリング再充填工法																	
・拡幅シーリング再充填工法	拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)																
・ブリッジ工法																	
⑪. シーリング改修工事	1 適用(JIS A 5758) ※(表3.7.1)による ・図示による (表3.7.1) 2 接着性試験 ※行う(※簡易接着性試験・引張接着性試験) ・行わない (3.7.8) ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。																
⑫. シーリング用材料	1 適用(JIS A 5758) ※(表3.7.1)による ・図示による (表3.7.1) 2 接着性試験 ※行う(※簡易接着性試験・引張接着性試験) ・行わない (3.7.8) ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。																
⑬. とい	1 既存といの撤去及び降雨時の養生 図示による。(3.8.3(1)) 2 材種 ※硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6741) (3.8.2(1))(表3.8.1) ※硬質塩化ビニル雨どい(JIS A 5706) ※配管用鋼管(JIS G 3452) ・ステンレス鋼板(JIS G 3320又はJIS G4305) 3 とい受金物及び足金物の材種、形状および取付間隔 (3.8.2(2)) ・(表3.8.2)による ※図示による																
14. アルミニウム製雲木	1 材料 JISH4100に基づくA6063Sとする。(3.9.2) 2 種類 ※250形 ・300形 ・350形 ・図示による 3 肉厚 ※2.0mm ・図示による 4 表面処理 ※(表5.2.2)による ・図示による																
⑭. 外壁改修工事	※行う(本設計で見込んでいない補修数量は、図示による。) ・行わない (4.1.4) なお、外壁仕上塗材にアスベスト含有仕上塗材が使用されている場合は、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」に則した除去、処理を行うこと。 1 コンクリート打ち放し仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ※ウレタン樹脂注入工法 ※シーリング工法 (2) 欠損部改修工法 ※充填工法 2 モルタル塗り仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ・樹脂注入工法 ※ウレタン樹脂注入工法 ※シーリング工法 (2) 欠損部改修工法 ※充填工法 ・モルタル塗替え工法 (3) 浮き部改修工法 ※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・図示による 3 タイル張り仕上げ外壁の改修 (1) 外壁改修工法 ※図示による (2) ひび割れ部改修工法は、樹脂注入工法による。 (3) 欠損部改修工法 ※タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 ・充填工法																

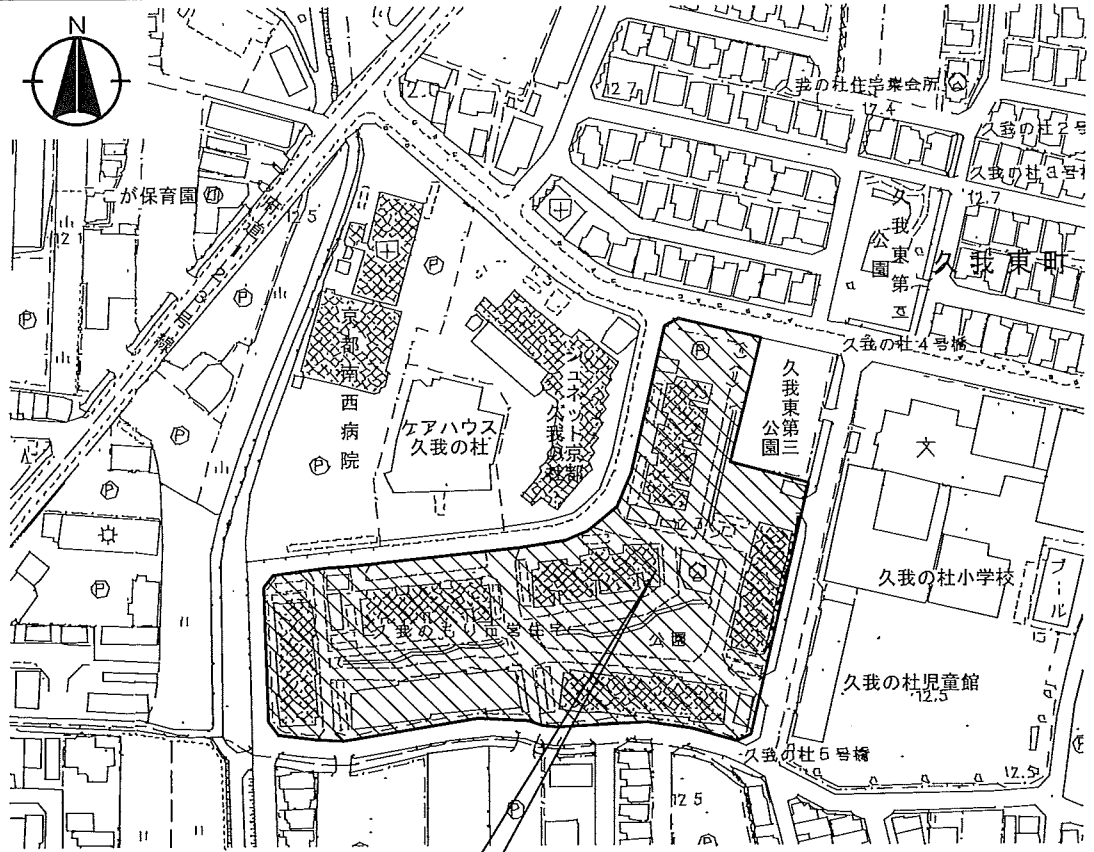
項目	特記事項																																																																																								
①. 外壁のひび割れ、欠損、浮き等の施工数量調査	(4) 浮き部改修工法 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・タイル張替え工法 ・タイル張替え工法 ・図示による 4 ALCパネルの補修(この補修のみ「ALC外壁補修工法指針(案)」に記載された事項を適用する。また、[]内の番号は同書(案)・同解説の該当項目、当該図、又は当該表を示す。) (1) ひび割れ部補修工法の適用 ・樹脂注入工法 ※ウレタン樹脂注入工法 ※シーリング工法 [5.1] (2) 欠損部・浮き部補修工法 ※欠損部充填工法 [5.2] (3) 表層脆弱部の補修工法 ※表層脆弱部含浸強化工法 [5.3] (4) 鉄筋部分の補修工法 ※防せい材塗布工法 [5.4] 5 ひび割れ、欠損及び浮き等の補修跡の既存塗膜仕上げの形状への復旧 ※行う(図示による) ・行わない																																																																																								
②. 検査等	外壁のひび割れ、欠損、浮き等の補修を行う場合は、建築士診断技術者等専門的な知識を有する者が外壁調査を行い、仕上別、改修工法別、壁面別(東西南北)、各階別及び築年別に施工数量を図示した立面図等及び数量表を報告書(A3版又は監督員の指示による。)として、監督員に提出し、立会い検査を受ける。また、提出した報告書及び立会い検査により、監督員の承認を得て、監督員の指示により施工を行う。 なお、本設計で見込んでいない補修数量に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更を行うものとし、設計変更が必要となる施工数量を図示した図面等は、CADデータ(データ形式は監督員の指示による。)として提出する。 外壁のひび割れ、欠損、浮き等の補修については、補修専門業者の責任施工とする。補修工事着工前に使用材料について監督員と協議を行い、補修完了後検査を受ける。(補修工事に関する提出書類については、監督員の指示による。)																																																																																								
③. 検査等	以下の方法で撮影し、他の工事写真と共に提出すること。 1 監督員との協議により定められた区割面に対して、外壁補修工法ごとに1か所以上の撮影か所を選定すること。ただし、見付面積の合計が4,000㎡を超える場合は、見付面積1,000㎡以内ごとに全工法につき1か所追加する。 2 撮影か所は、主に補修面積が大きいか所又は劣化が著しいか所を選定すること。 3 補修か所は、工程ごとに同じ方向から撮影すること。																																																																																								
④. 工程写真	1 適用(JIS A 6909(建築用仕上塗材)) (4.1.5) ※薄付け仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・複層仕上塗材塗り ※可とう形改修用仕上塗材塗り ・マステック塗材塗り ・外壁用塗膜防水材塗り ・図示による 2 薄付け仕上塗材 下表による。(表4.5.1)																																																																																								
⑤. 塗り仕上げ外壁等の改修	<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">※外装薄塗材E(AER)</td> <td>・砂壁状 ・ゆず肌状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ゆず肌状 ・さざ波状</td> <td>※ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・可とう形外装薄塗材E</td> <td>・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状</td> <td>・吹付け ・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ゆず肌状 ・さざ波状</td> <td>※ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・防水形外装薄塗材E</td> <td>・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・外装薄塗材S</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・外装厚塗材C</td> <td>・吹放し ・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひき起こし</td> <td>・こて</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・外装厚塗材E</td> <td>・吹放し ・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひき起こし</td> <td>・こて ・ローラー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・複層仕上塗材</td> <td>・凸部処理 ・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・可とう形複層塗材CE</td> <td>・凸部処理 ・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・防水形複層塗材CE</td> <td>・凸部処理 ・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 複層仕上塗材の耐候性 ・耐候形1種 ・耐候形2種 ※耐候形3種 (4.5.2(3)) 複層仕上塗材の種類 (表4.5.2)による。 水系アクリル ・つやあり(分つや) ・つやなし 5 可とう形改修用仕上塗材 下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※可とう形改修塗材E</td> <td>※平たん状</td> <td>※ローラー</td> <td>低汚染型水性フッ素樹脂塗料</td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材RE</td> <td>・さざ波状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材CE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 可とう形改修用仕上塗材の耐候性 ・耐候形1種 ・耐候形2種 ・耐候形3種 (4.5.2(3)) 可とう形改修用仕上塗材の種類 (表4.5.2)による。 水系アクリル ※つやあり(分つや) ・つやなし 6 既存塗膜の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法 (4.5.4) ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ※水洗い工法(高圧水洗機 10MPa程度) ※集じん装置併用手工具ケレン工法 7 下地のひび割れ部等の補修 (表4.5.4~表4.5.7)	呼び名	仕上げの形状	工法	備考	※外装薄塗材E(AER)	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け		※ゆず肌状 ・さざ波状	※ローラー		・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー		※ゆず肌状 ・さざ波状	※ローラー		・防水形外装薄塗材E	・凹凸状	・吹付け		・砂壁状	・吹付け		・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け		呼び名	仕上げの形状	工法	備考	・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理	・吹付け		・ひき起こし	・こて		・外装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理	・吹付け		・ひき起こし	・こて ・ローラー		呼び名	仕上げの形状	工法	備考	・複層仕上塗材	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け		・ゆず肌状	・ローラー		・可とう形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け		・ゆず肌状	・ローラー		・防水形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け		・ゆず肌状	・ローラー		呼び名	仕上げの形状	工法	備考	※可とう形改修塗材E	※平たん状	※ローラー	低汚染型水性フッ素樹脂塗料	・可とう形改修塗材RE	・さざ波状	・吹付け		・可とう形改修塗材CE	・ゆず肌状	・吹付け	
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																																																																						
※外装薄塗材E(AER)	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け																																																																																							
	※ゆず肌状 ・さざ波状	※ローラー																																																																																							
・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー																																																																																							
	※ゆず肌状 ・さざ波状	※ローラー																																																																																							
・防水形外装薄塗材E	・凹凸状	・吹付け																																																																																							
	・砂壁状	・吹付け																																																																																							
・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け																																																																																							
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																																																																						
・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理	・吹付け																																																																																							
	・ひき起こし	・こて																																																																																							
・外装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理	・吹付け																																																																																							
	・ひき起こし	・こて ・ローラー																																																																																							
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																																																																						
・複層仕上塗材	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け																																																																																							
	・ゆず肌状	・ローラー																																																																																							
・可とう形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け																																																																																							
	・ゆず肌状	・ローラー																																																																																							
・防水形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け																																																																																							
	・ゆず肌状	・ローラー																																																																																							
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																																																																						
※可とう形改修塗材E	※平たん状	※ローラー	低汚染型水性フッ素樹脂塗料																																																																																						
・可とう形改修塗材RE	・さざ波状	・吹付け																																																																																							
・可とう形改修塗材CE	・ゆず肌状	・吹付け																																																																																							

章	項目	特記事項																																																																																								
6	⑥.保証	<p>※補修する ・補修しない 8 下地調整材の変更 (4.5.4(2)) ・変更する (・ボリマ-セメント・防水形仕上塗材) ※変更しない</p> <p>1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 フッ素樹脂塗膜品質保証 ・5年以上 ※10年以上 外壁剥離品質保証 ※5年以上 ・10年以上</p>																																																																																								
6	①.材料	<p>1 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 (7.1.3(1)) 2 防火材料の指定は、図示による。 (7.1.3(2)) 3 使用材料は、性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。 防火材料については、建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p>																																																																																								
	②.下地調整	<p>既存塗膜の除去及び下地調整は、下表による。 (7.2.1~7.2.7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (不透明塗料塗り)</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>木部 (透明塗料塗り)</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>モルタル及びプラスター面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> </tbody> </table> <p>③.素地ごしらえ 新規に塗装を行う場合の素地ごしらは、下表による。 (7.3.2~7.3.7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (不透明塗料塗り)</td> <td>※A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>木部 (透明塗料塗り)</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP 以外)</td> <td>・ A種 ・ B種 ※C種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP)</td> <td>・ A種 ※B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>モルタル及びプラスター面</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)</td> <td>※A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> </tbody> </table> <p>④.錆止め塗料塗り 錆止め塗料の種別及び工法については、(7.4.2) (7.4.3)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装面</th> <th>塗料種別</th> <th>錆止め塗料塗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面 (SOP 塗り)</td> <td>As 種</td> <td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP 塗り)</td> <td>・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)</td> <td>・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (EP-G 塗り)</td> <td>・ As 種 ※Bs種</td> <td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)</td> <td>※Az種 ・ Bz種</td> <td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)</td> <td>Bz種</td> <td>(表7.4.6による)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)</td> <td>Cz種</td> <td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤.塗装記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示記号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SOP</td> <td>合成樹脂調合ペイント塗り</td> <td>JIS K 5516</td> </tr> <tr> <td>CL</td> <td>クリヤラッカー塗り</td> <td>JIS K 5531</td> </tr> <tr> <td>NAD</td> <td>アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</td> <td>JIS K 5670</td> </tr> <tr> <td>DP</td> <td>耐候性塗料塗り</td> <td>JIS K 5659/5658</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td>JIS K 5660</td> </tr> <tr> <td>EP</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td>JIS K 5663</td> </tr> <tr> <td>UC</td> <td>ウレタン樹脂ワニス塗り</td> <td>JASS 18 M-301/-502</td> </tr> <tr> <td>OS</td> <td>オイルステイン塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WP</td> <td>木材保護塗料塗り</td> <td>JASS 18 M-307</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. SOP 木部 ・ A種 (新規外部) (7.5.2) ※B種 (新規内部 (多孔質広葉樹の場合を除く)、塗替え) 鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) (7.5.3) 亜鉛めっき鋼面 ※A種 (鋼製建具、塗替え) ※B種 (新規、その他) (7.5.4)</p> <p>7. CL ・ A種 ※B種 (7.6.2)</p> <p>8. NAD ・ A種 ※B種 (7.7.2) (表7.7.1)</p> <p>⑨. DP 鉄鋼面 上塗り1級 (7.8.2) (表7.8.1) ※アルミ面については、鉄鋼面の記載を準用する。 亜鉛めっき鋼面 上塗り1級 (7.8.3) (表7.8.2) コンクリート面及び押出成形セメント板面 (7.8.4) (表7.8.3) ・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 上塗り 級 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種 上塗り 級</p> <p>⑩. EP-G コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面 (7.9.2) (表7.9.1) ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) 屋内の木部 新規 (多孔質広葉樹の場合を除く) ※A種 ・ B種 (7.9.3) (表7.9.2) 塗替え ・ A種 ※B種 (7.9.3) (表7.9.2) 屋内の鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (7.9.4) (表7.9.3)</p>	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種	木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種	鉄鋼面 (DP 以外)	・ A種 ・ B種 ※C種	鉄鋼面 (DP)	・ A種 ※B種 ・ C種	亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種	モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種	コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種	押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種	塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り	鉄鋼面 (SOP 塗り)	As 種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)	・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)	鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ As 種 ※Bs種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※Az種 ・ Bz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	Bz種	(表7.4.6による)	亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	Cz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)	表示記号	名称	備考	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516	CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670	DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5660	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5663	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502	OS	オイルステイン塗り		WP	木材保護塗料塗り
適用部位	種別																																																																																									
木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																																																																									
適用部位	種別																																																																																									
木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種																																																																																									
木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種																																																																																									
鉄鋼面 (DP 以外)	・ A種 ・ B種 ※C種																																																																																									
鉄鋼面 (DP)	・ A種 ※B種 ・ C種																																																																																									
亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種																																																																																									
モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種																																																																																									
コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種																																																																																									
押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種																																																																																									
せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種																																																																																									
せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種																																																																																									
塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り																																																																																								
鉄鋼面 (SOP 塗り)	As 種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																																																																																								
鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)	・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)																																																																																								
鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ As 種 ※Bs種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																																																																																								
亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※Az種 ・ Bz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																																																																																								
亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	Bz種	(表7.4.6による)																																																																																								
亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	Cz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																																																																																								
表示記号	名称	備考																																																																																								
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516																																																																																								
CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531																																																																																								
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670																																																																																								
DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658																																																																																								
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5660																																																																																								
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5663																																																																																								
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502																																																																																								
OS	オイルステイン塗り																																																																																									
WP	木材保護塗料塗り	JASS 18 M-307																																																																																								

章	項目	特記事項
7	①.長尺金属板葺	<p>1 種類 ※図示による (13.2.2) (表13.2.1) (板及びコイルの種類、塗膜の耐久性、めっき付着量、厚さ) 2 下葺材料の種類 ※図示による (13.2.2(3)) (表13.2.2) 3 屋根葺形式 ※図示による (13.2.3) 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による (13.2.3) による (13.2.3) 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ・ 設けない (13.2.3(4))</p>
	②.アスファルトシングル葺	<p>1 種類 ※図示による 2 下葺材料の種類 ※図示による 3 屋根葺形式 ※図示による 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ・ 設けない</p>
8	③.保証	<p>1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 ※10年 ・ 図示による</p>
	④.ケレンゴム系塗膜防水の材料	<p>1 (9.1.1)~(9.1.6)及び《6.1.1》~《6.6.5》によるほか、第1章23項発生材の処理等による。 2 CCA処理木材の処理 1 防腐処理木材については、CCA処理木材 (クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材)の該当の有無について調査・確認のうえ、該当する場合は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。 《4.5.1(7)》 「特定化学物質障害予防規則」及び「有機溶剤中毒予防規則」に該当しないこと。</p>

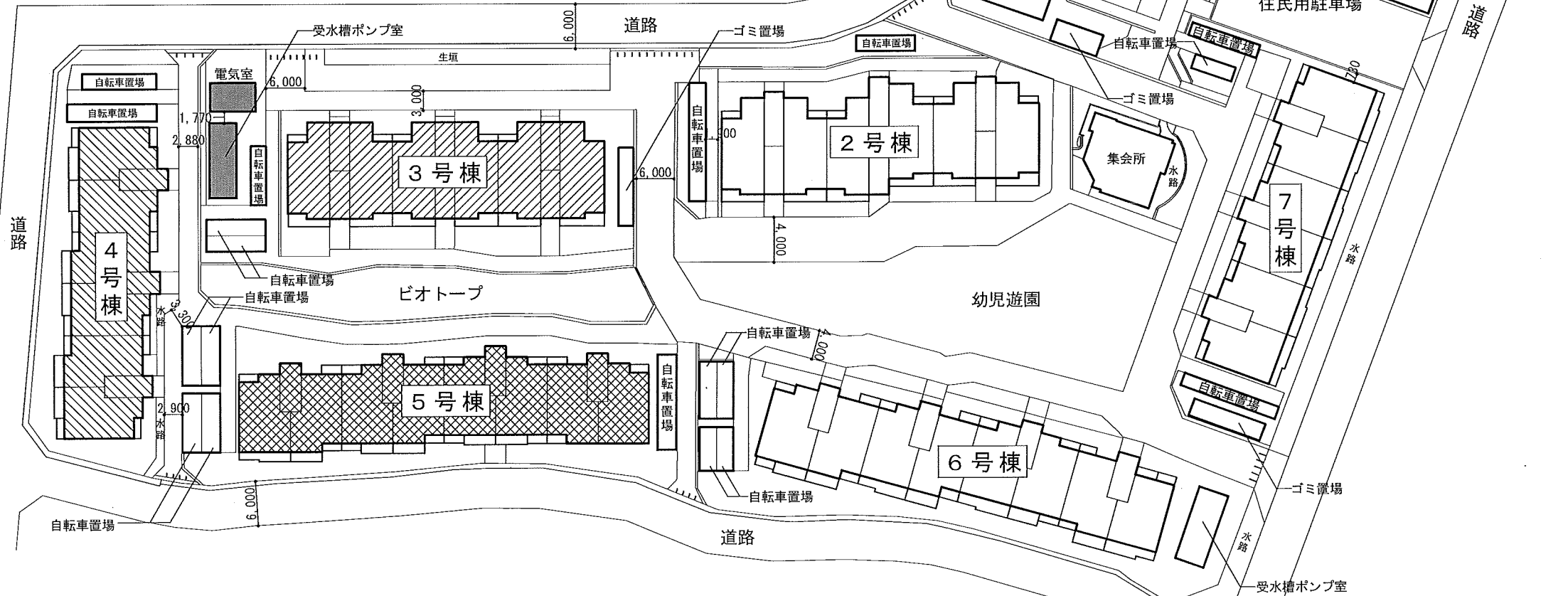
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 8 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	付近見取図・配置図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/2,500 1/700	維持工事課		

棟番号	構造	階数	延面積 (㎡)	戸数	竣工年度
3号棟	RC	4	1,915.68	24	S63
4号棟	RC	5	2,287.80	30	S63
5号棟	RC	3	1,824.26	24	S63
受水槽ポンプ室	RC	1	45.20	-	S63
電気室	RC	1	28.56	-	S63



工事場所：京都市伏見区久我東町201番地1

付近見取図 S=1/2,500



配置図 S=1/700

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>
		ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 9 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">38</span> 枚の内	NO. <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">    </span> 枚の内	
		整備項目・防水仕様	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
		令和 8年 3月	維持工事課	

**整備項目** 【本工事に含まれる設備工事は別図による。】

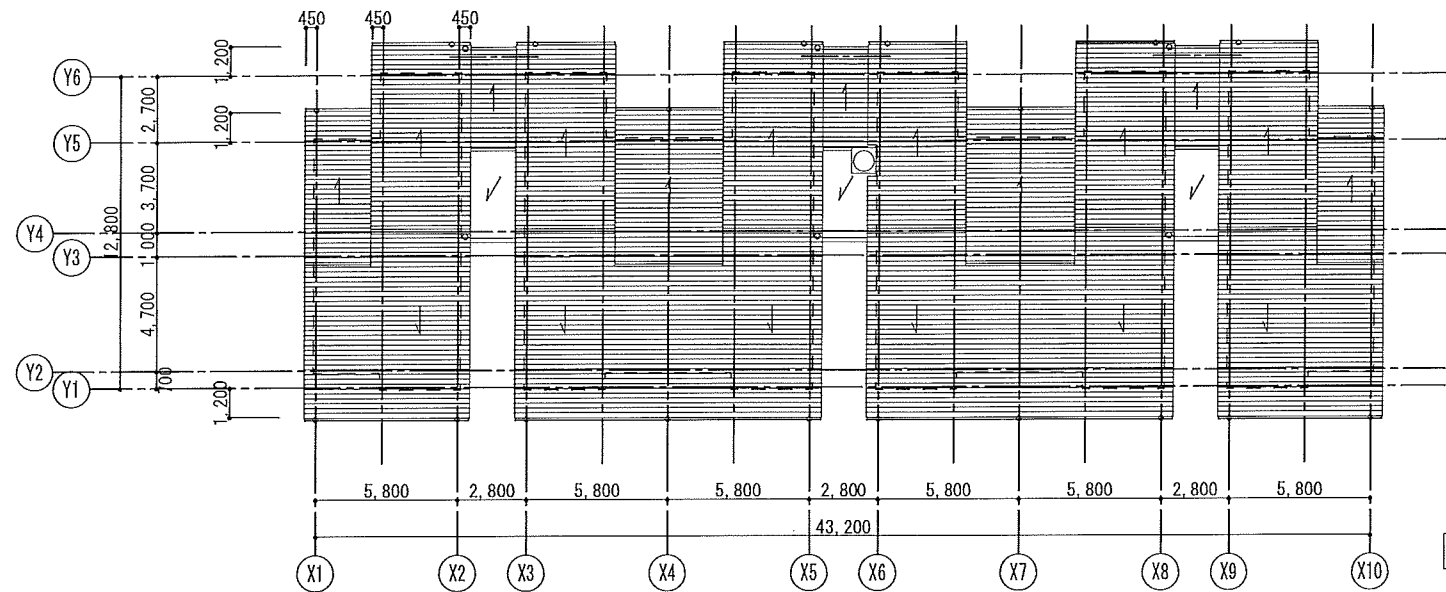
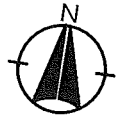
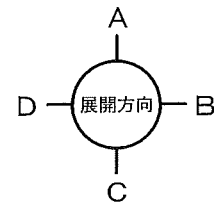
- 外壁改修工事（住戸棟、受水槽ポンプ室、電気室）において建物の外部に面する部分及び共用部の躯体（壁・柱・天井・手摺・パラペット等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。
- 階段室の内壁において躯体（壁・柱・天井等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。
- 住戸棟バルコニー等の既設鳩除けネット類は本工事において一時取外し外壁改修工事を施し、完了後復旧すること。

階	部位	既存仕様	整備項目	
1 R	【3・4・5号棟】【外部】			
	屋根	均しモルタル 厚20の上、 砂付アスファルトルーフィング一文字葺き	厚0.4カラーガリバリウム銅板葺き@240カバー工法【断熱工法】 既設砂付アスファルトルーフィングのうえ、厚1.0ゴムアスルーフィング ピース法ポリスチレンフォームのうえ、厚0.4カラーガリバリウム銅板葺き (裏貼：厚2.0発砲ポリエチレンフォーム)	
	屋根（階段室）	同上、一部平葺き	既設砂付アスファルトルーフィング撤去、既設下地劣化補修及び下地調整の後、 露出改質アスファルトシート防水絶縁工法（AS-T3）	
	軒天井	コンクリート打放 リシン吹付 5号棟の一部 石綿セメントケイカル板	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E EP-G塗り	
	外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	腰	コンクリート打放 素地 H=310	現状のまま、清掃のみ	
	窓手摺	カラーアルミ製（既製品）	既設手摺取外し、耐候性塗料塗り（DP塗り）の上、復旧	
	天井換気パイプ	硬質塩ビ管 50φ	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
	床下換気口	鋳鉄製 W420×H170	現状のまま、清掃のみ	
	屋根用吊環	ステンレス製 φ19	清掃	
	棟番号	ABS樹脂（一文字W400×H650）	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
	1 R	【3・4・5号棟】【バルコニー】		
		軒天井	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E
		金属製手摺	カラーアルミ製（既製品）	耐候性塗料塗り（DP塗り） 【パネル部】耐候性塗料塗り（両面DP塗り）
コンクリート手摺		コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
床		防水モルタルコテ押え（排水溝共）	現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示）	
		1階のみ モルタルコテ押え（排水溝共）	現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示）	
物干し金物		カラーアルミ製	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
隔板		石綿セメントケイカル板 厚6 VE塗り	ケイカル面：EP-G塗り 枠：耐候性塗料塗り（DP塗り）	
		避難用シール400×180両面張り	避難用シール400×180両面張替え	
排水管		SGP 65A SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
通気管		SGP 50A SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
軒樋		硬質塩ビ角樋 W=120	カラー硬質塩化ビニル製角樋（受金物共） 新設	
3 4 5		【3・4・5号棟】【階段室】		
		天井	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E
	最上階の一部（ポーチ天井） 石綿セメントケイカル板		EP-G塗装	
	壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	腰壁	モルタルコテ押え	モルタル劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	手摺笠木	モルタルコテ押え	モルタル劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	巾木	モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ	
		防水モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ 排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示）	
	床	1階のみ モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ	
		鋼製建具	SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）
	玄関扉	SOP塗り	錆止め兼用特殊ポリウレタン樹脂塗料塗り	
	タラップ	SUS製	現状のまま、清掃のみ	
	消火器BOX	焼付塗装	耐候性塗料塗り（DP塗り） 文字入れ（「消火器」と表示し、文字の大きさは各々100ミリ角程度）	

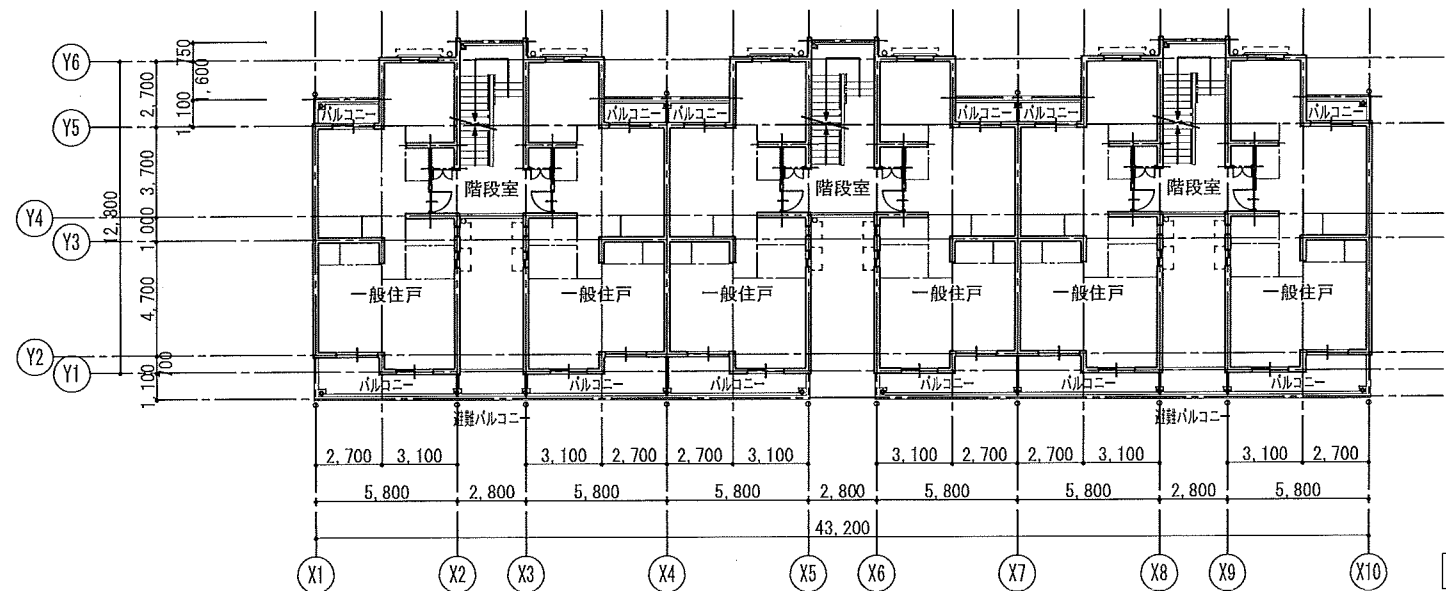
階	部位	既存仕様	整備項目
1	【受水槽ポンプ室】		
	屋根	コンクリートタッピングコテ押えのうえ、 アルミ箔防水	現状のまま、清掃のみ
	外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E
	腰	コンクリート打放 素地 H=450	現状のまま、清掃のみ
	庇	天端、鼻面、勾配面：コンクリート打放し 吹付タイル 軒裏：コンクリート打放し リシン吹付	天端、勾配面：コンクリート劣化補修のうえ 可とう形改修塗材E 鼻面：コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E 軒裏：コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E
		屋上ハッチ	鋳鉄製 ステンレス製
	【電気室】		
	屋根	コンクリートタッピングコテ押えのうえ、 アルミ箔防水	露出改質アスファルトシート防水絶縁工法（AS-T3） （既設アルミ箔防水撤去、既設下地劣化補修及び下地調整）
外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
腰	コンクリート打放 素地 H=450	現状のまま、清掃のみ	
庇	天端、鼻面、勾配面：コンクリート打放し 吹付タイル 軒裏：コンクリート打放し リシン吹付	天端、勾配面：コンクリート劣化補修のうえ 可とう形改修塗材E 鼻面：コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E 軒裏：コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E	
	換気扇フード	スチール製焼付塗装	耐候性塗料塗り（DP塗り）
共通	【その他】		
	壁	硬質塩ビ管（VP65・75）SOP塗り （支持金物・掴み金物：スチール製）	カラー硬質塩ビ管（VP65・75）（支持金物・掴み金物：SUS304製） 取り替え 【バルコニー手摺の支柱部分 支持金物：存置、掴み金物：取り替え】
	設備盤・配管等	焼付塗装・SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）

- ※この項以降の各図面にも上記以外の改修項目の記載あり
- ※外壁塗装及びその他塗装の色は、既存建物の塗り分けに基づき色を塗り分けること。  
色の決定は、色見本を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ※アルミ面の下地処理については（7.8.2）を準用する。
- ※勾配屋根のガルバリウム鋼板は黒又は濃い灰色（マンセル値N4.5以下）とすること。
- ※窓手摺を取外した際は、室内に向けて注意喚起の貼紙をすること。
- ※各種換気口及び火災報知機のレベルの孔は、塗材で目詰まりさせないよう施工すること。

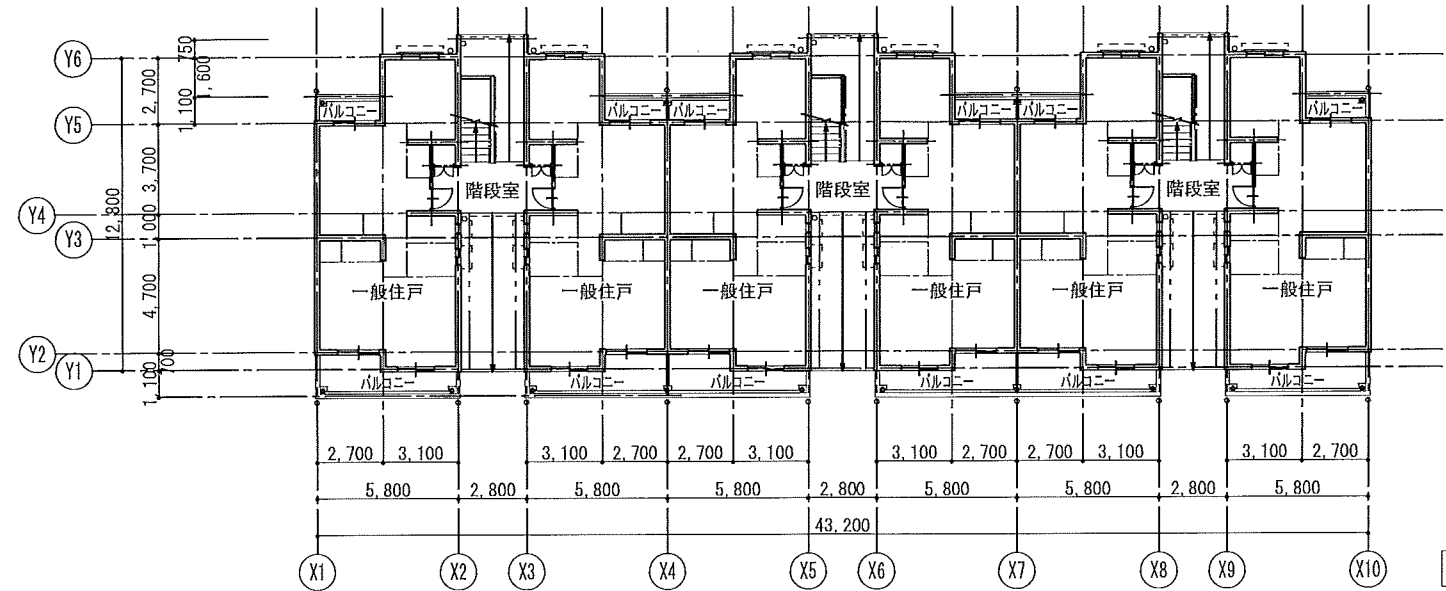
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 10 38 枚の内	NO. 〇 枚の内	
	3号棟 平面図	京都市住宅供給公社	
	令和 8年 3月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



屋根伏図



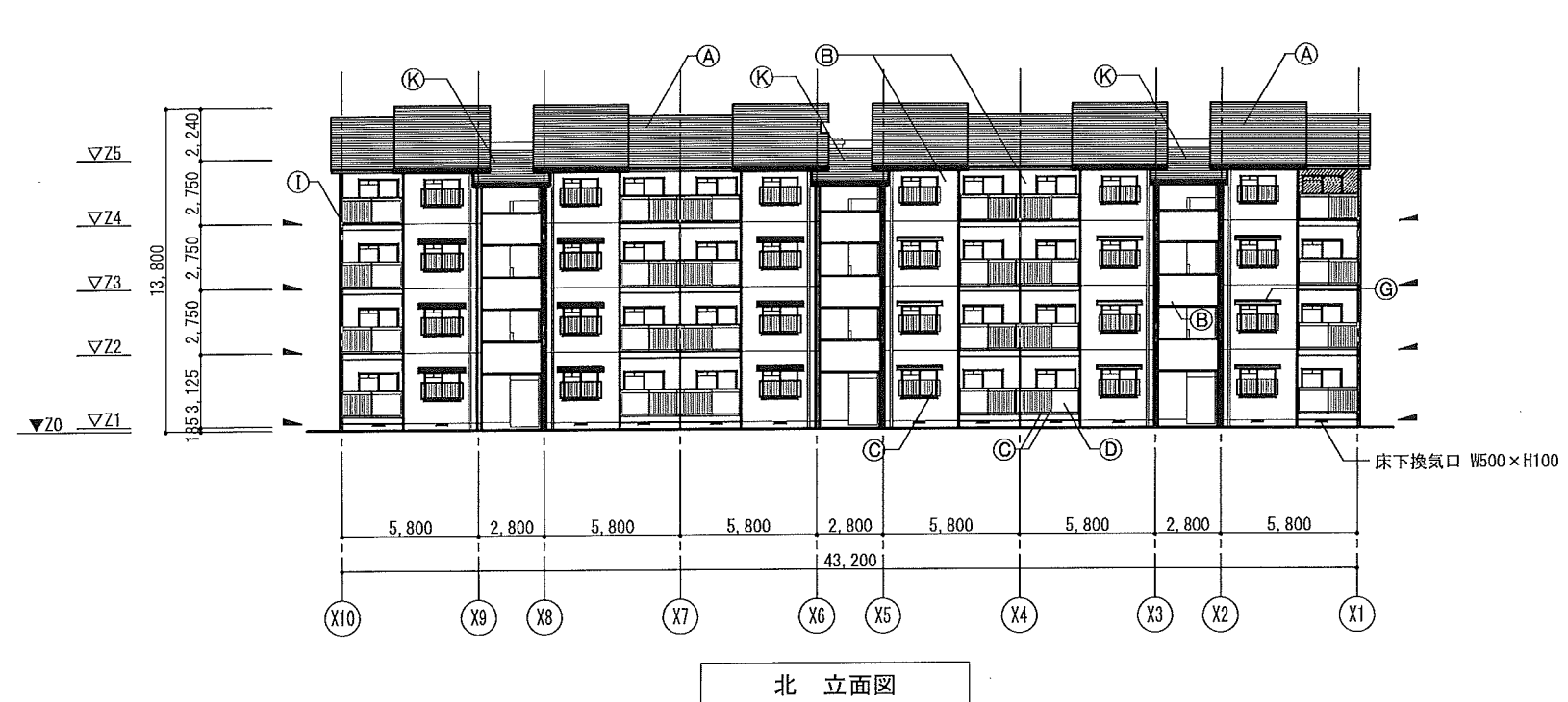
2~4階平面図



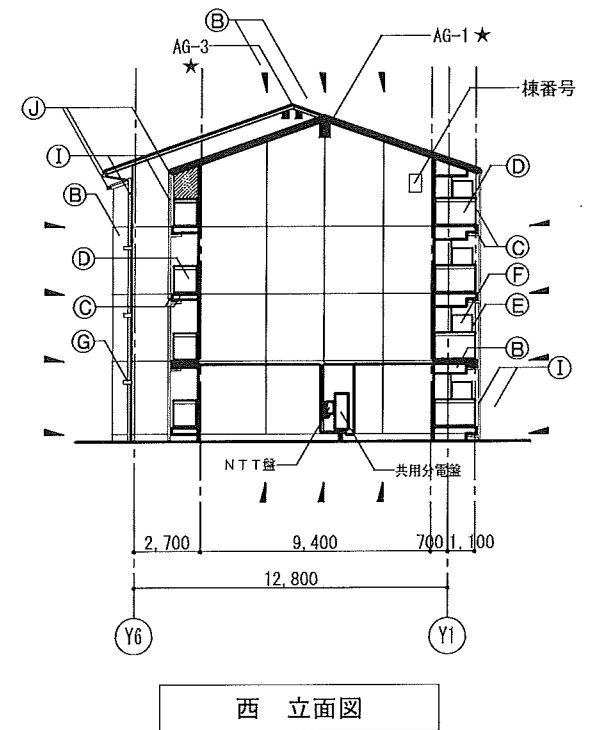
1階平面図

変更 記事	京都府久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 11 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
	3号棟 立面図		
	令和 8年 3月 S=1/300		

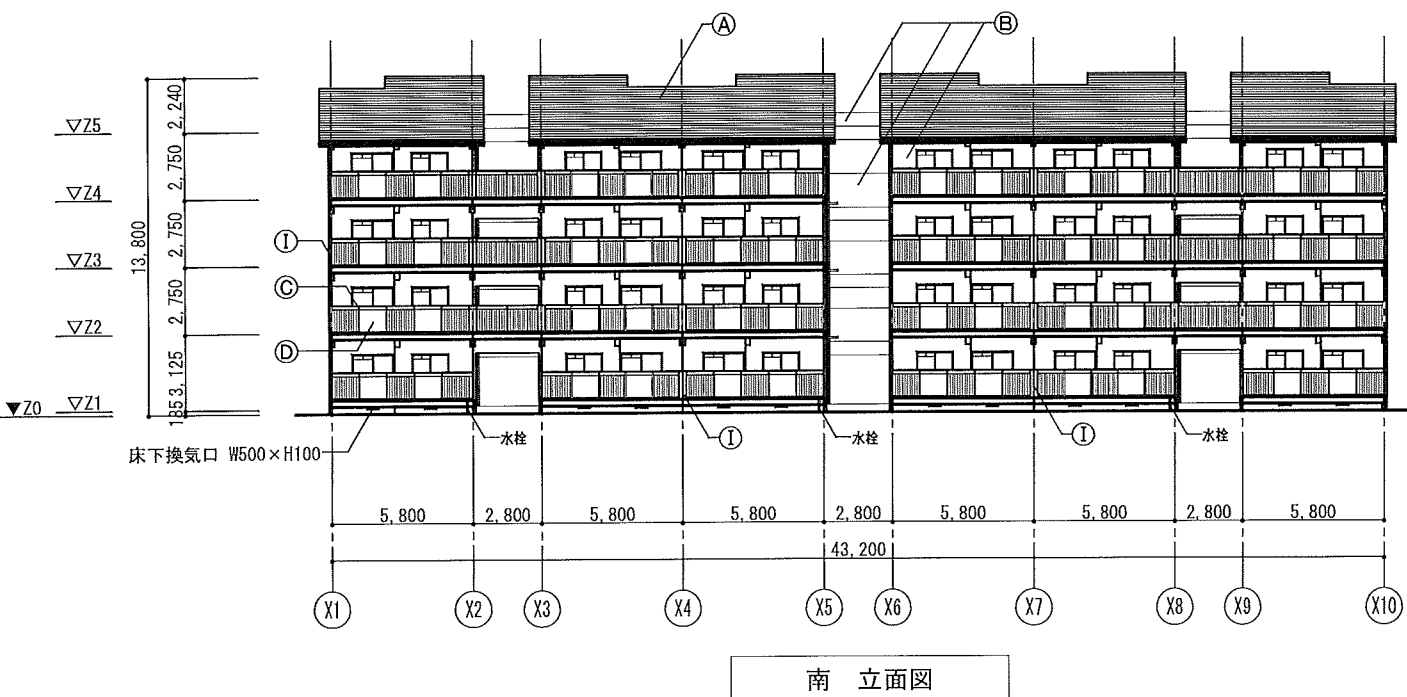
外部仕上表			
Ⓐ 屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240 (カバー工法) <N4.0>	Ⓔ パーテーション枠 : DP塗り <5YR3/1>	Ⓜ 物干金物 : DP塗り <2.5YR/8.7/1.5>	
Ⓑ 外壁・階段室壁・手摺壁 : 可とう形改修塗材E <7.5YR6/1>	Ⓝ パーテーション (パネル面) : EP-G塗り <2.5Y8.7/1.5>	Ⓝ 消火器BOX : DP塗り <7.5R/3/6>	
Ⓒ 手摺 (カラーアルミ製) : DP塗り <5Y3/1>	Ⓖ 庇 : 可とう形改修塗材E <1.25Y8/3>	Ⓓ 玄関扉 : 錆止め兼用特殊*リリツ樹脂塗料塗り <10YR/4/1>	
Ⓓ 手摺パネル : DP塗り <5YR4/1>	Ⓕ 鋼製建具 : DP塗り <2.5Y8.7/1.5>	Ⓟ 車椅子住戸玄関扉 : DP塗り <10YR/6.5/1.5>	
	Ⓛ 設備配管 : DP塗り <2.5Y8.7/1.5>		



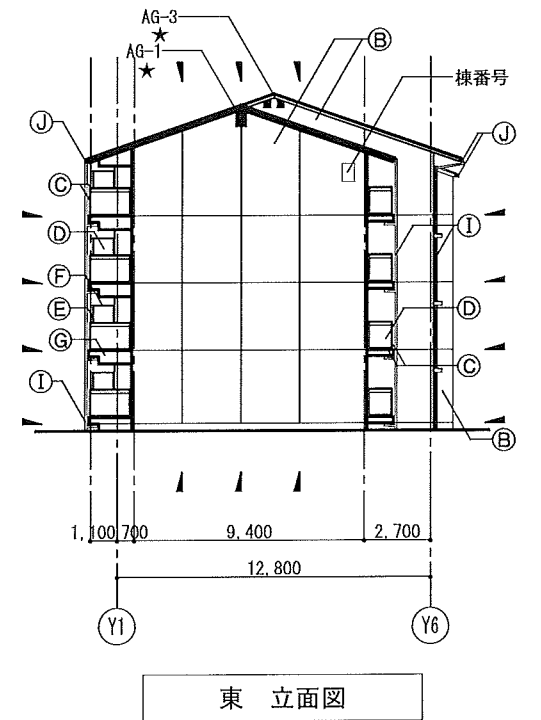
北 立面図



西 立面図



南 立面図

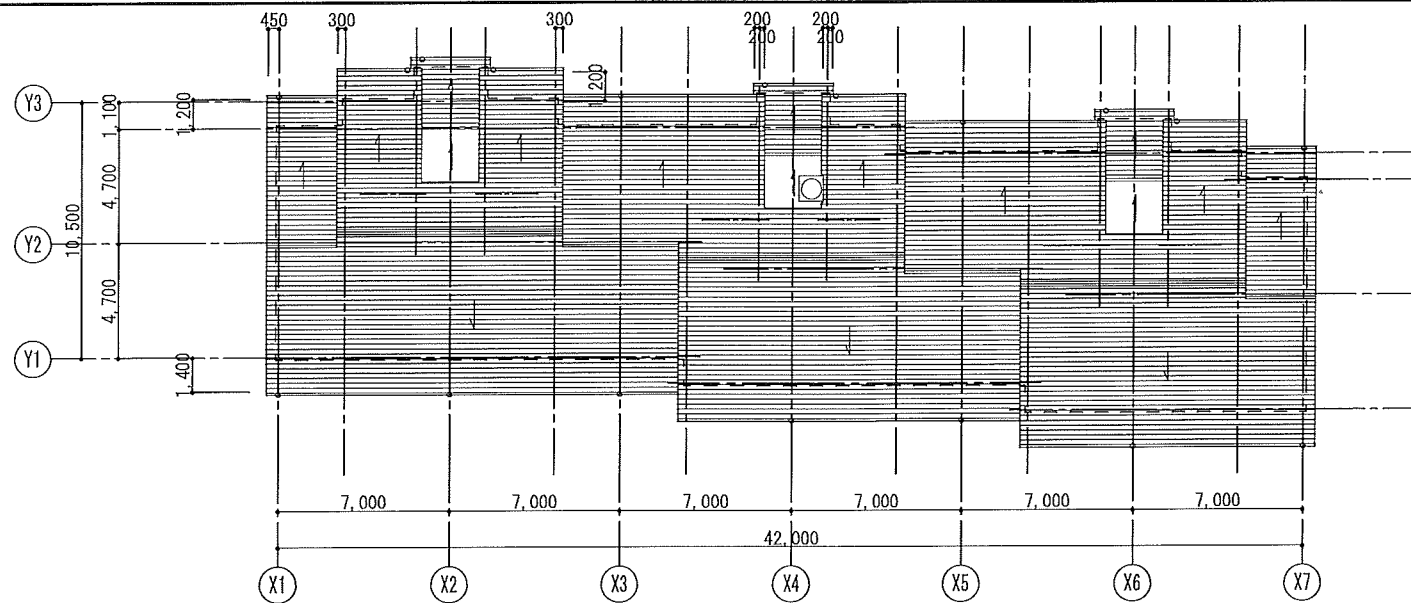
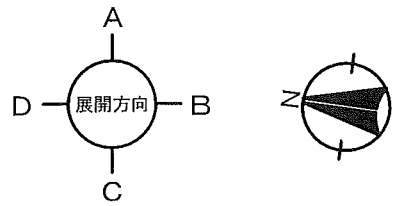


東 立面図

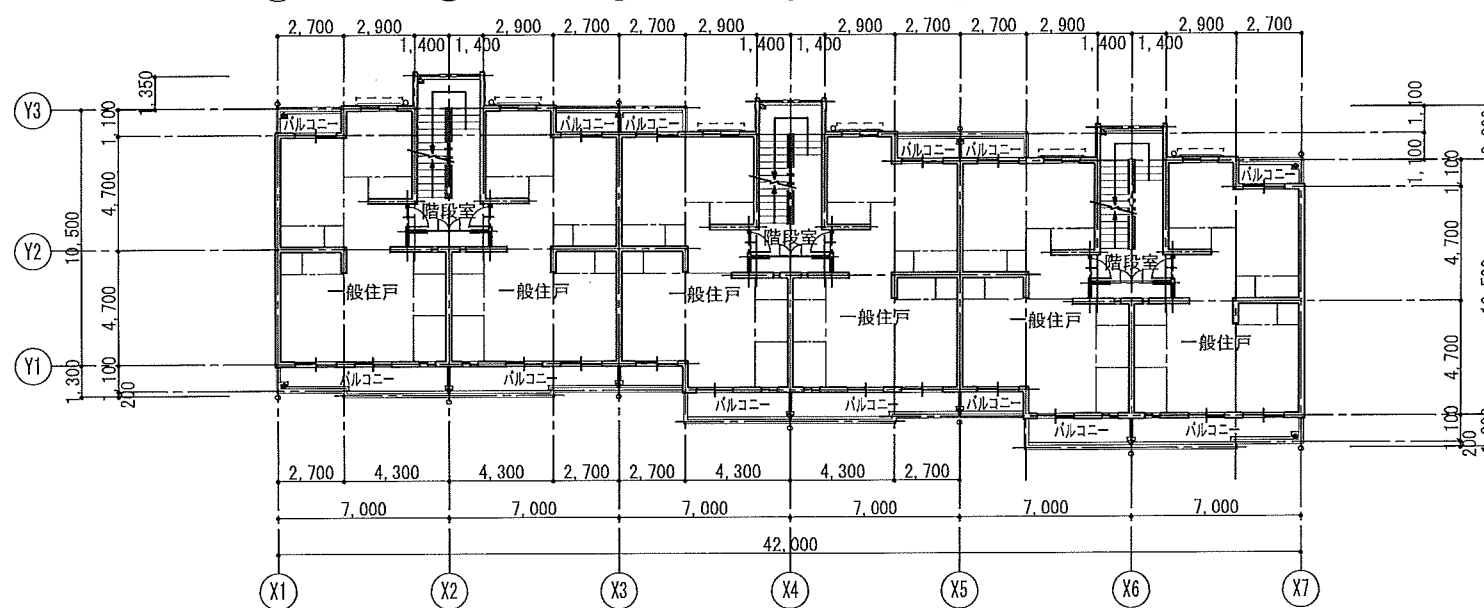
- 【凡例】
- ハト除けネット一時取外し、復旧
  - ▲ シーリング再充填工法
  - ★ 建具表参照

改修項目	
塗装改修	
共用分電盤 (W540×H1350×D200)	→ DP塗り
電気配管	→ DP塗り
棟番号 (一文字W400×H650)	→ DP塗り
【取付金物共】各棟 2ヶ所	
排水管、通気管 SGP65A・50A	→ DP塗り
床下換気口	→ DP塗り
計 24ヶ所	
屋根用吊環 19φ	→ 清掃のみ
計 22ヶ所	
NTT盤・照明器具	→ 清掃のみ
計 1ヶ所	
差排気筒防護網 (SUS) 一時取外し、復旧	
計 6ヶ所	
その他の改修	
ハト除けネット 一時取外し、復旧	
→ 北 W2.5m × H1.0m = 1ヶ所	
→ 西 W1.0m × H0.9m = 1ヶ所	

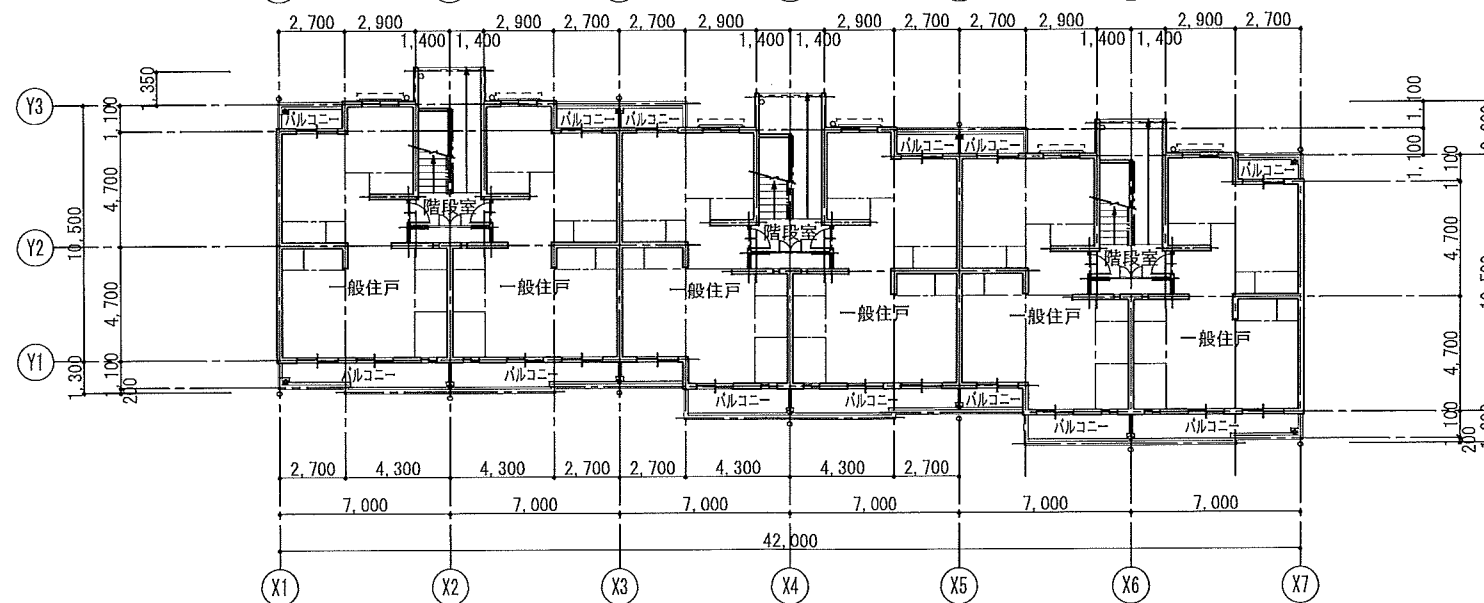
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 12 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	4号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課		



屋根伏図



2~5階平面図

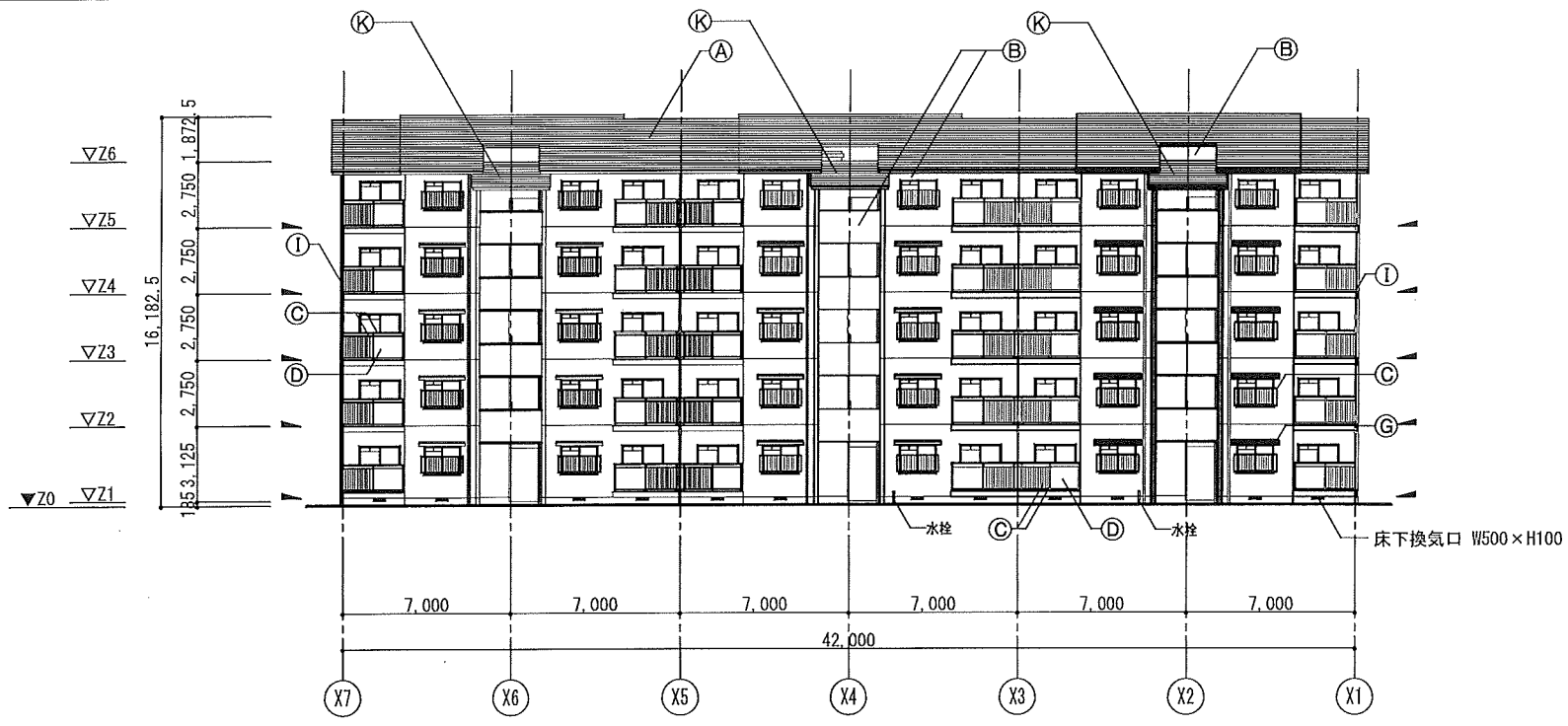


1階平面図

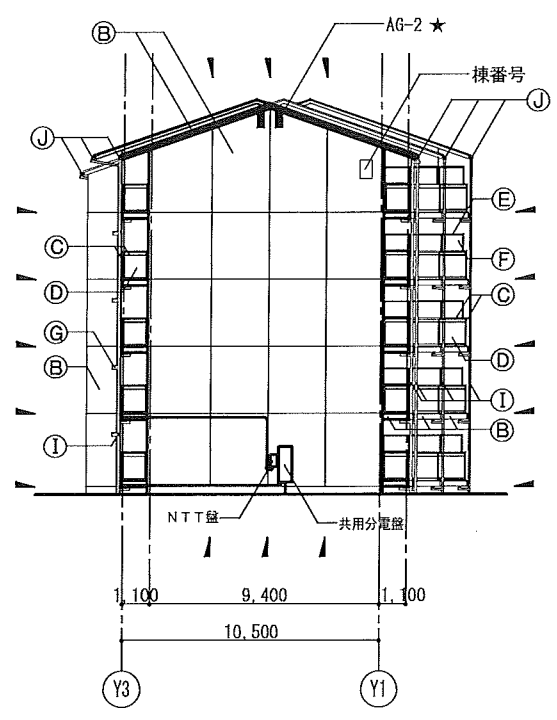
変更 記事	京都府久我のもり市営住宅修繕工事		設計変更
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 13 (38) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	4号棟 立面図		令和 年 月
	令和 8年 3月	S=1/300	維持工事課

発注図

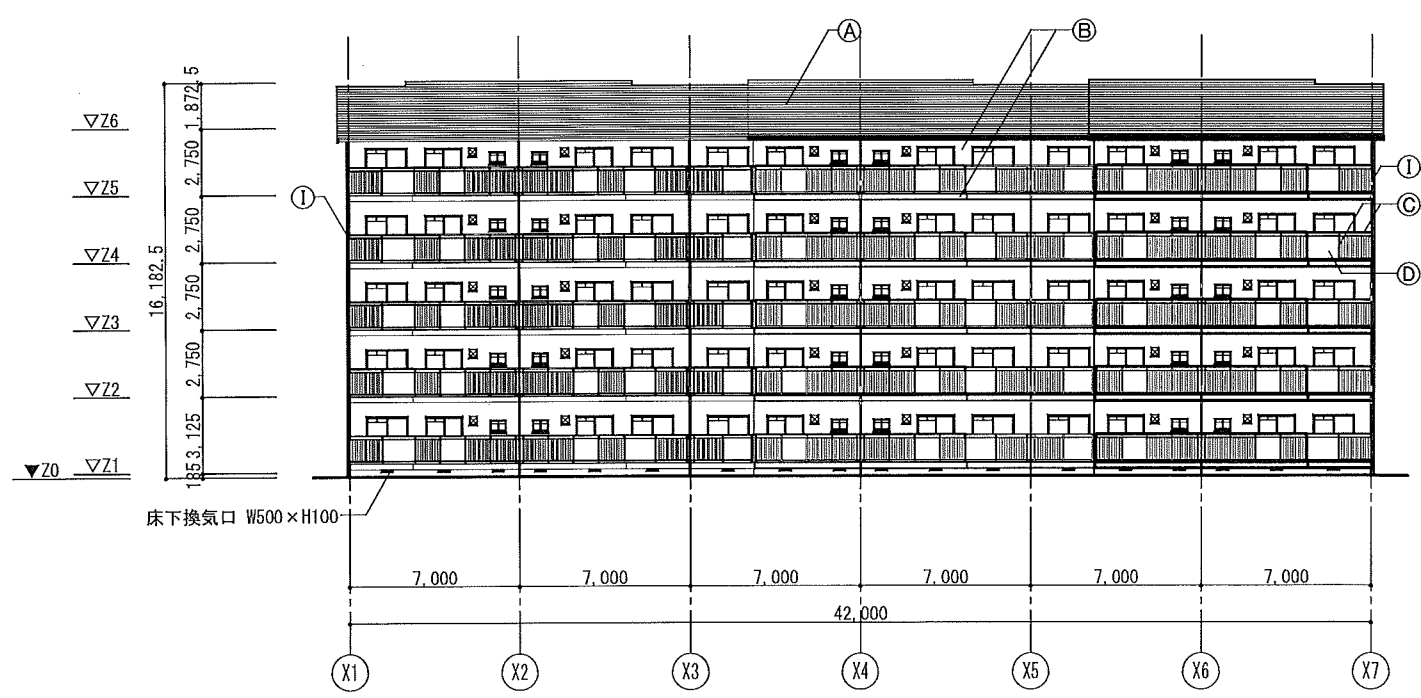
外部仕上表							
Ⓐ	屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240 (カバー工法) <N4.0>	Ⓔ	パーティション枠 DP塗り <5YR3/1>	Ⓚ	壁樋 カラー硬質塩ビ管 (既製品) <茶色>	Ⓜ	物干金物 DP塗り <2.5YR/8.7/1.5>
Ⓑ	外壁・階段室壁・手摺壁 可とう形改修塗材E <7.5YR6/1>	Ⓝ	パーティション (パネル面) EP-G塗り <2.5Y8.7/1.5>	Ⓛ	軒樋 カラー硬質塩ビ管 (既製品) <茶色>	Ⓨ	消火器BOX DP塗り <7.5R/3/6>
Ⓒ	手摺 (カラーアルミ製) DP塗り <5Y3/1>	Ⓖ	庇 可とう形改修塗材E <1.25Y8/3>	Ⓚ	屋上 改質アスファルトシート防水 <灰色>	Ⓧ	玄関扉 錆止め兼用特殊リリウム樹脂塗料塗り <10YR/4/1>
Ⓓ	手摺パネル DP塗り <5YR4/1>	Ⓗ	鋼製建具 DP塗り <2.5Y8.7/1.5>	Ⓛ	設備配管 DP塗り <2.5Y8.7/1.5>		



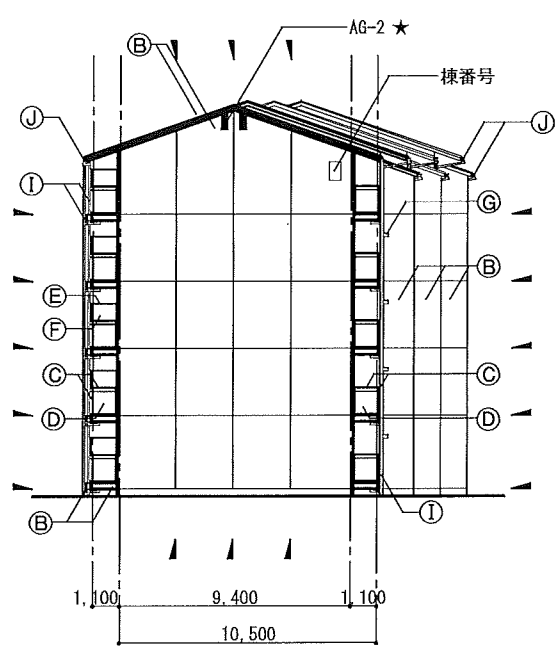
東 立面図



北 立面図



西 立面図



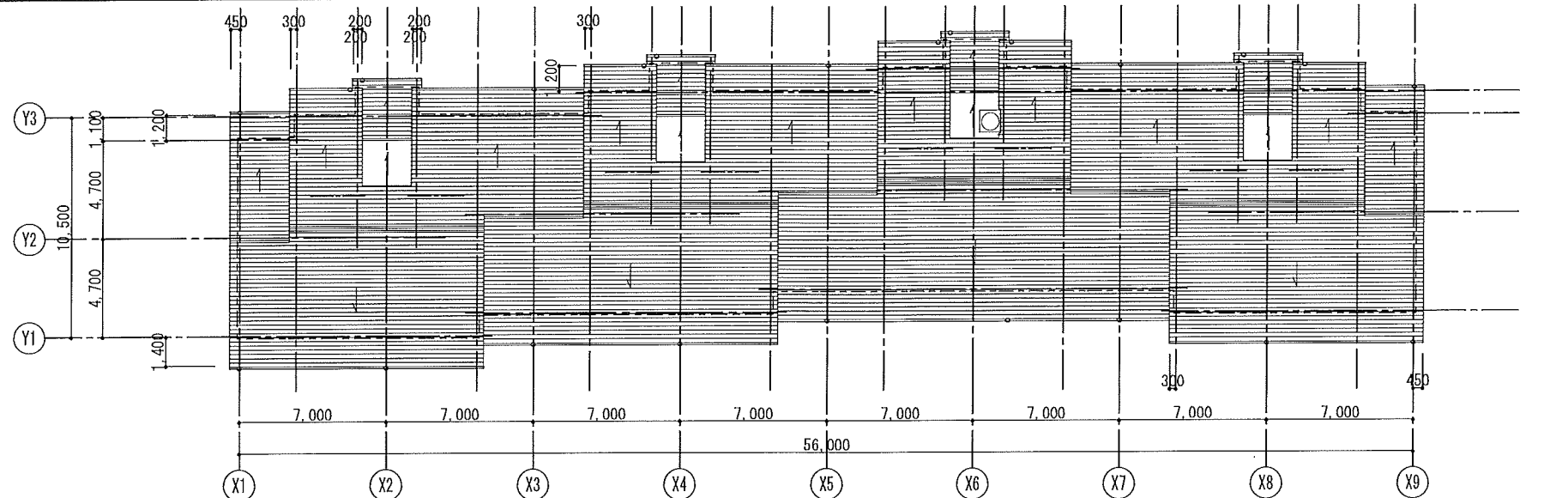
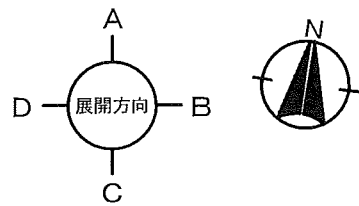
南 立面図

4号棟

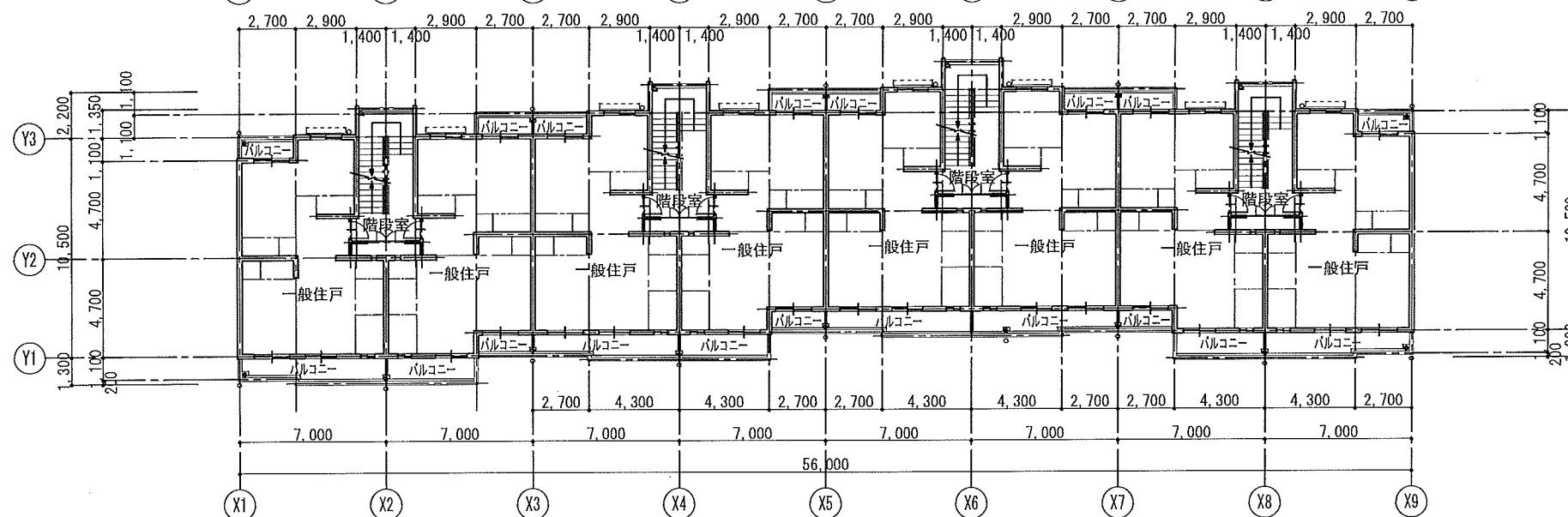
- 【凡例】
- ハト除けネット一時取外し、復旧
  - ▲ シーリング再充填工法
  - ★ 建具表参照

改修項目	
塗装改修	
共用分電盤 (W540×H1350×D200)	→ DP塗り
電気配管	→ DP塗り
棟番号 (一文字W400×H650)	→ DP塗り
【取付金物共】各棟 2ヶ所	
排水管、通気管 SGP65A・50A	→ DP塗り
床下換気口	→ DP塗り
計 30ヶ所	
屋根用吊環 19φ	→ 清掃のみ
計 22ヶ所	
NTT盤	→ 清掃のみ
計 1ヶ所	

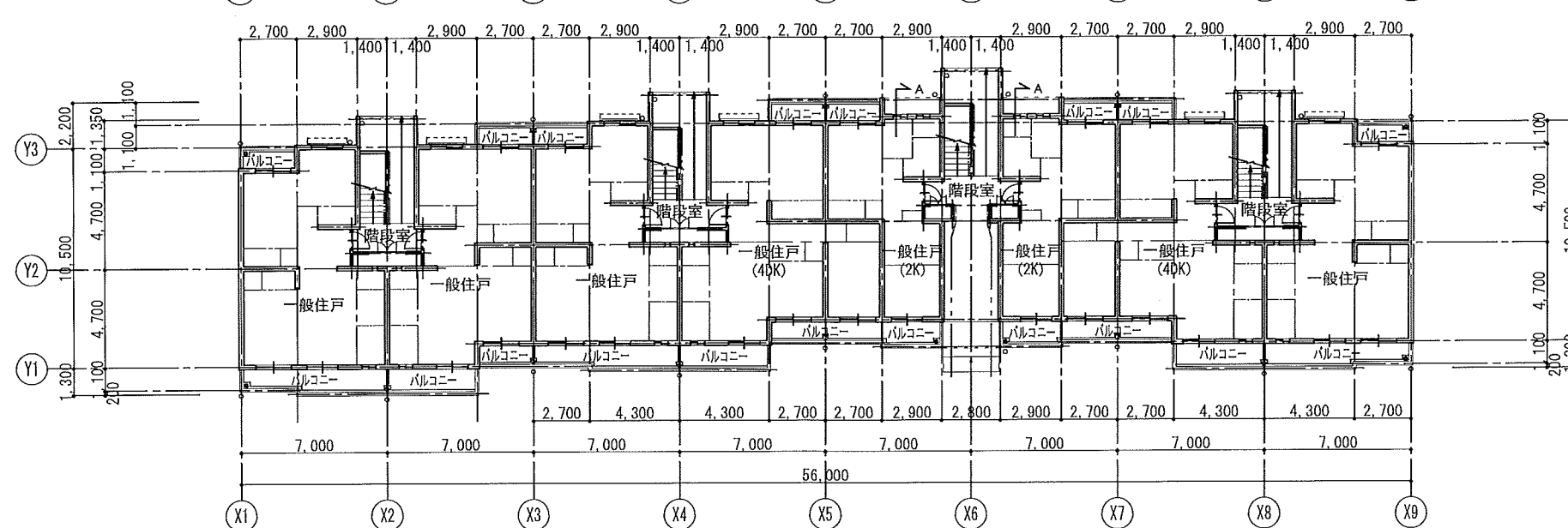
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 14 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	5号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300 1/30	維持工事課		



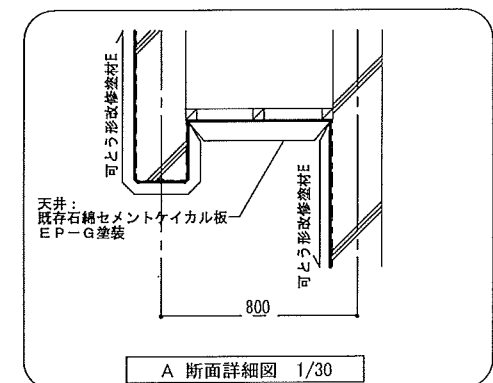
屋根伏図



2・3階平面図

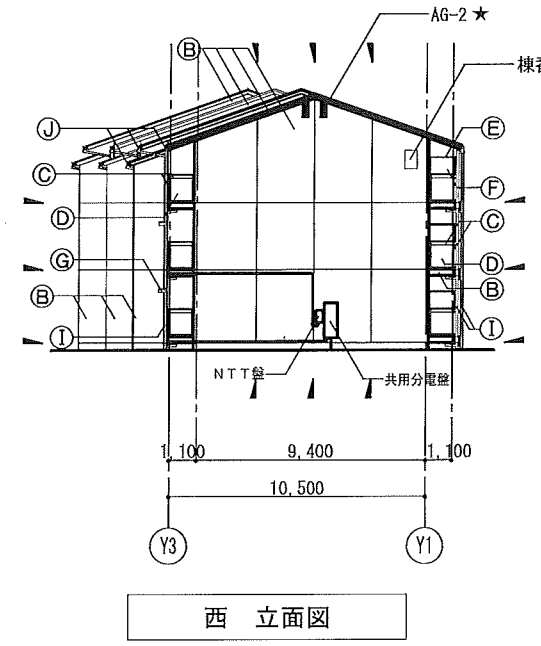
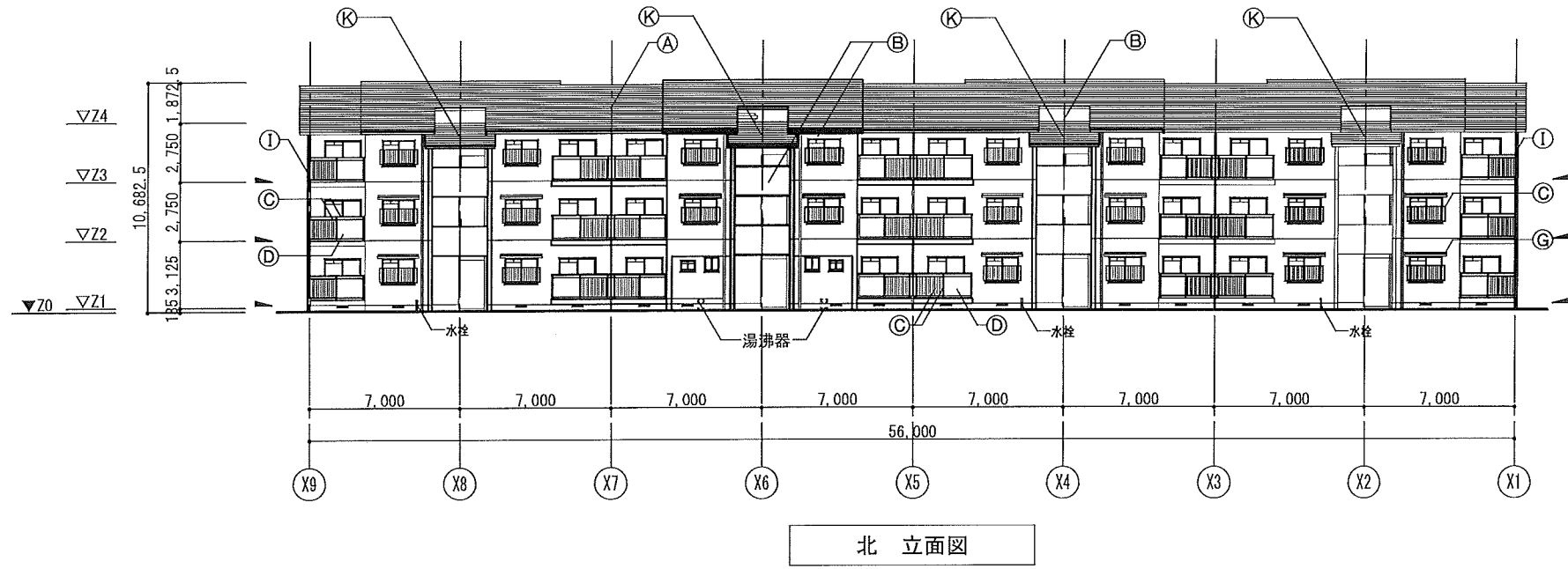


1階平面図

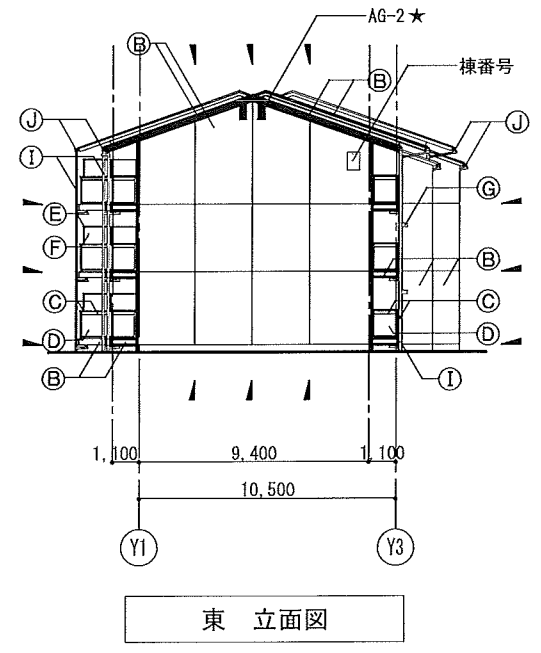
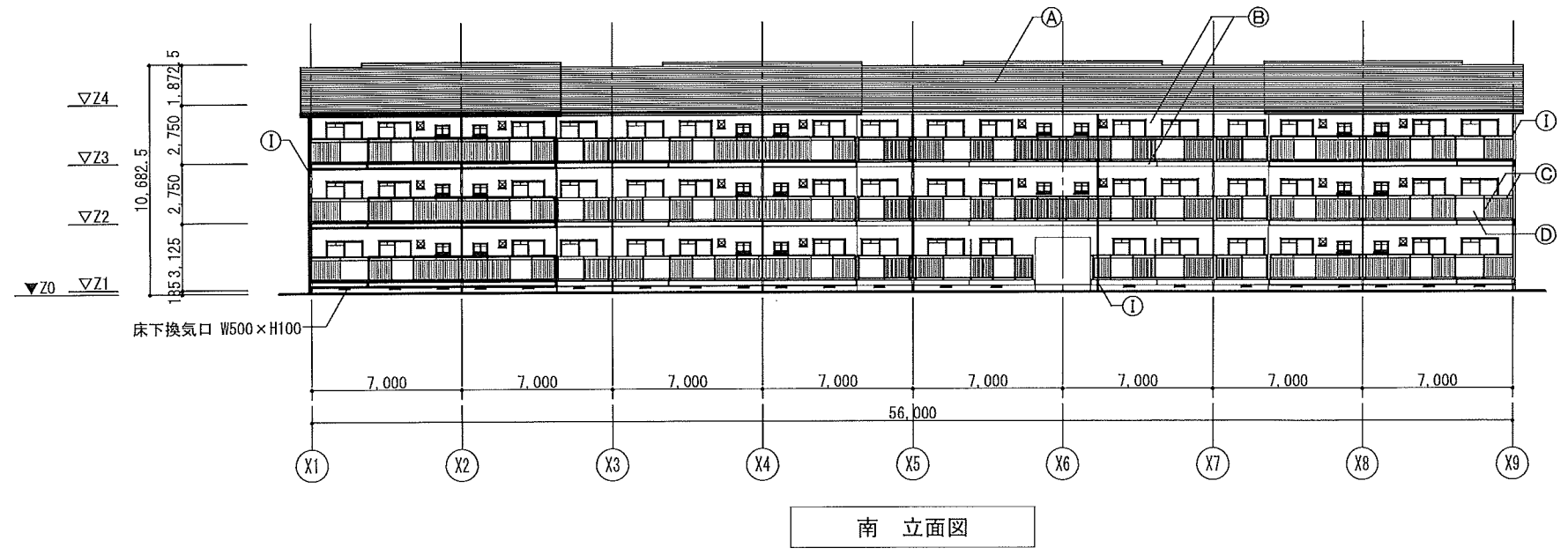


変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>
		ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 15 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
		5号棟 立面図	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
		令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課	

外部仕上表											
(A) 屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240 (カバー工法)	<N4.0>	(E) パーテーション枠	DP塗り	<5YR3/1>	(I) 縦樋	カラー硬質塩ビ管 (既製品)	<茶色>	(M) 物干金物	DP塗り	<2.5YR/8.7/1.5>	
(B) 外壁・階段室壁・手摺壁	可とう形改修塗材E	<7.5YR6/1>	(F) パーテーション (パネル面)	EP-G塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(J) 軒樋	カラー硬質塩ビ製 (既製品)	<茶色>	(N) 消火器BOX	DP塗り	<7.5R/3/6>
(C) 手摺 (カラーアルミ製)	DP塗り	<5Y3/1>	(G) 庇	可とう形改修塗材E	<1.25Y8/3>	(K) 屋上	改質アスファルトシート防水	<灰色>	(O) 玄関扉	錆止め兼用特殊*リリシ樹脂塗料塗り	<10YR/4/1>
(D) 手摺パネル	DP塗り	<5YR4/1>	(H) 鋼製建具	DP塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(L) 設備配管	DP塗り	<2.5Y8.7/1.5>			

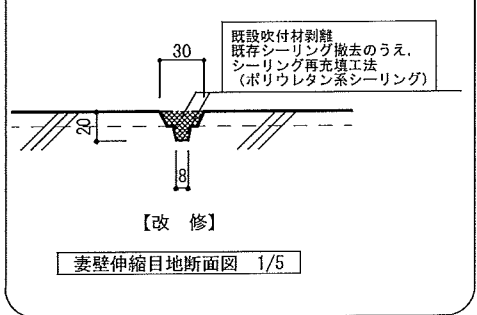
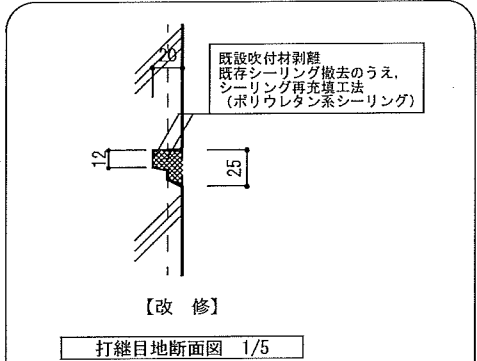
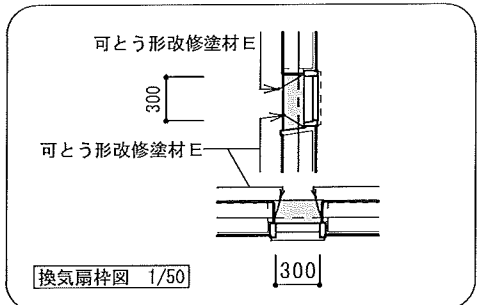
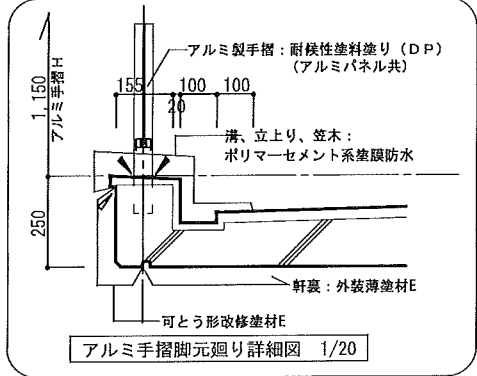
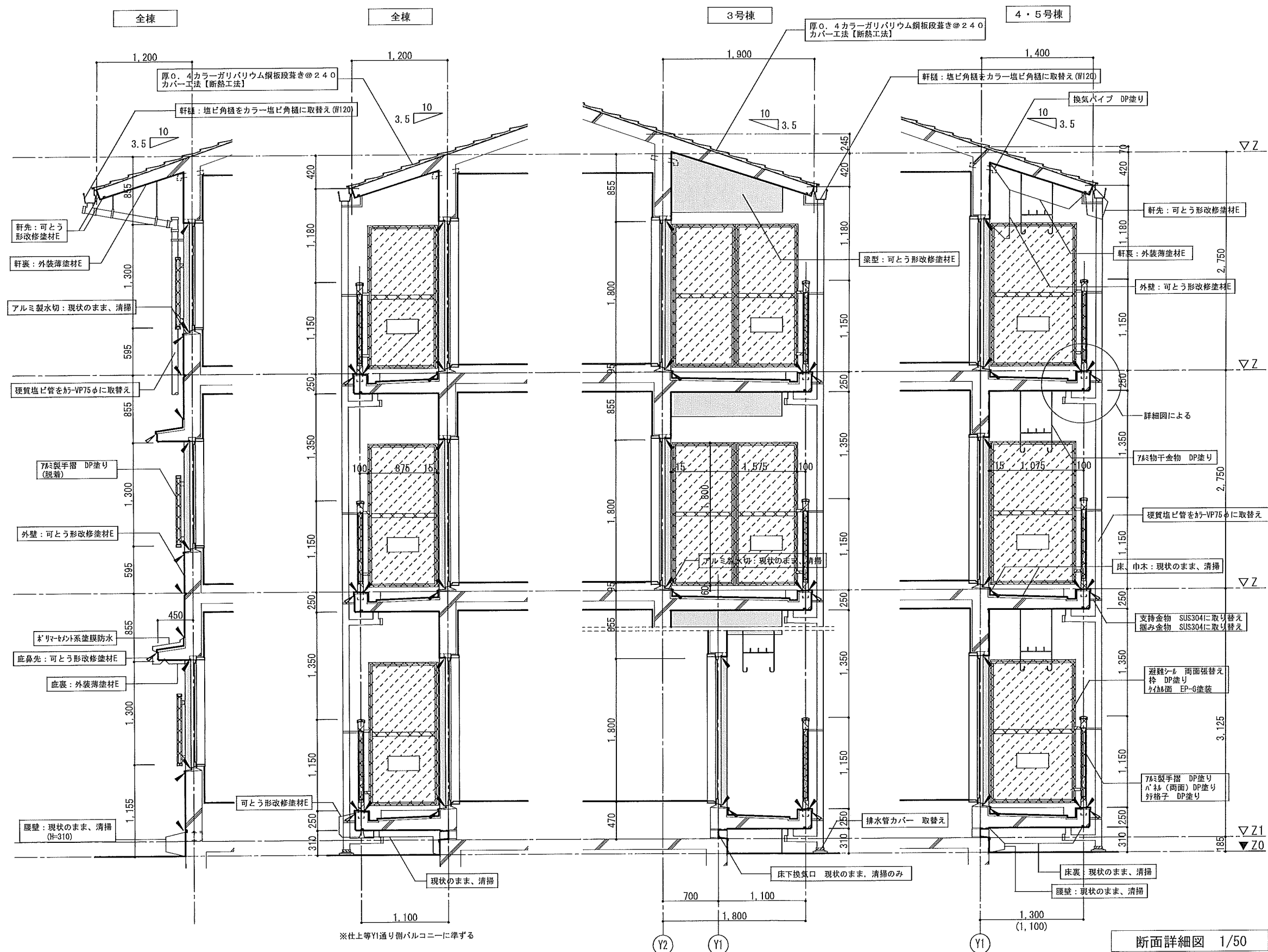


- 【凡例】
- ハト除けネット一時取り外し、復旧
  - シーリング再充填工法
  - ★ 建具表参照



- 改修項目
- 塗装改修
- 共用分電盤 (W540×H1350×D200) → DP塗り
  - 電気配管 → DP塗り
  - 棟番号 (一文字W400×H650) → DP塗り
  - 【取付金物共】各棟 2ヶ所
  - 排水管、通気管 SQP65A・50A → DP塗り
  - 床下換気口 → DP塗り
  - 計 38ヶ所
  - 屋根用吊環 19φ → 清掃のみ
  - 計 22ヶ所
  - NTT盤 → 清掃のみ
  - 計 1ヶ所

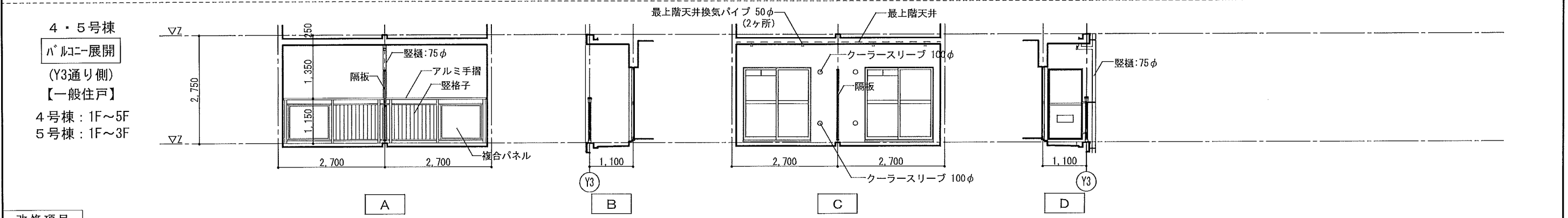
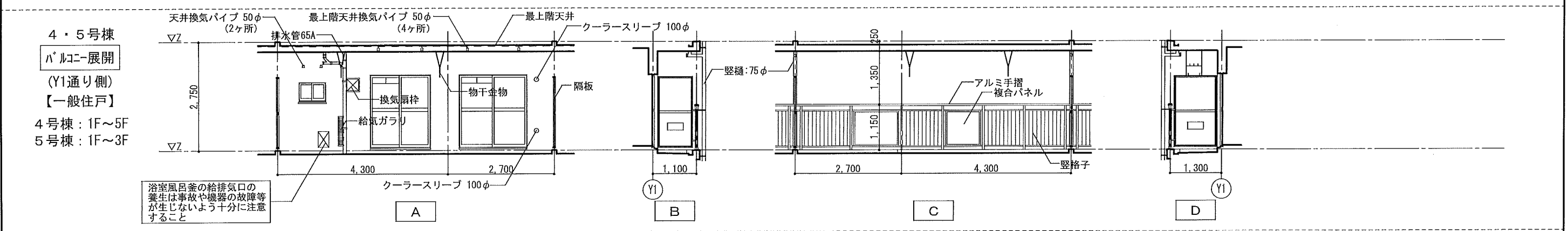
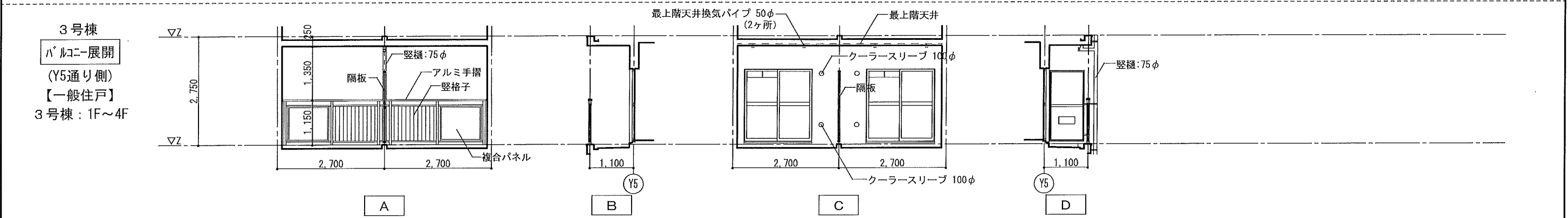
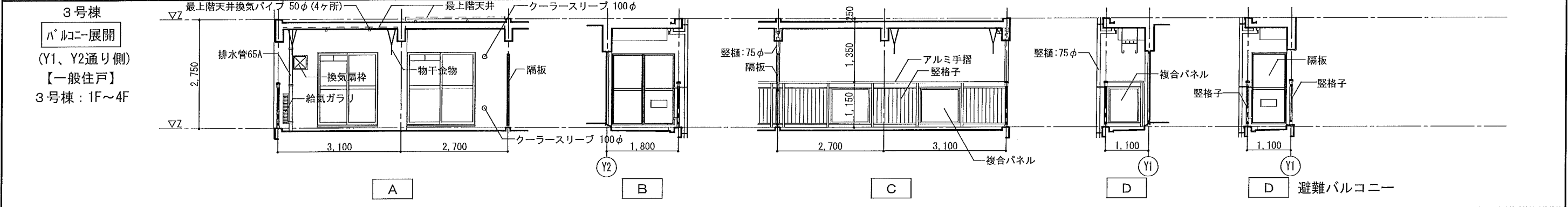
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 16 38 枚の内	NO. 〇 枚の内		
	バルコニー改修図 1	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/50 1/20 1/5	維持工事課		



- 【凡例】**
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
  - 耐候性塗料塗り (DP)
  - つや有合成樹脂エマルジョンペイント (EP-G)
  - シーリング再充填工法
  - シーリング充填工法

断面詳細図 1/50

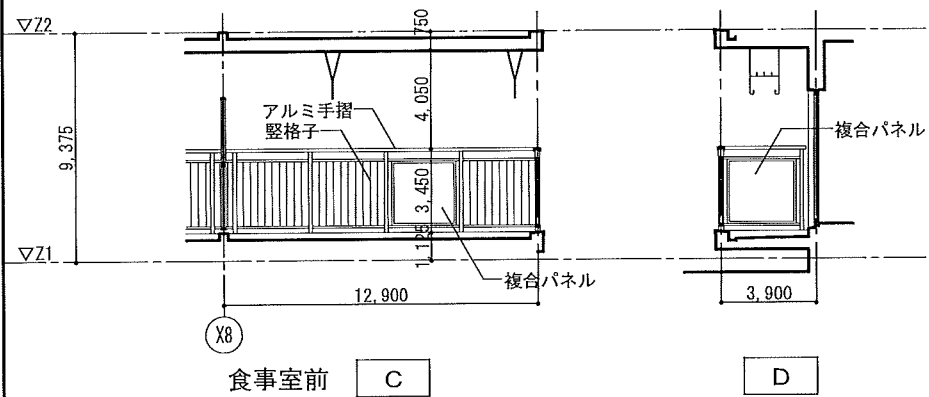
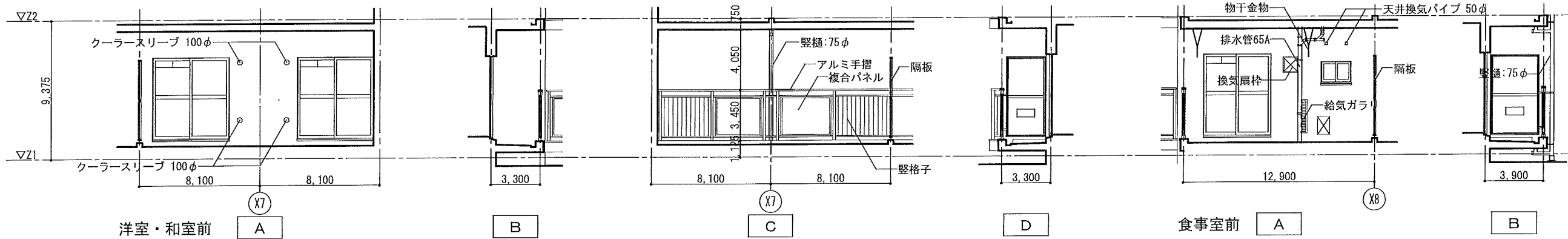
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 17 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
	パルコニー改修図2 京都市住宅供給公社	令和 年 月	
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課	



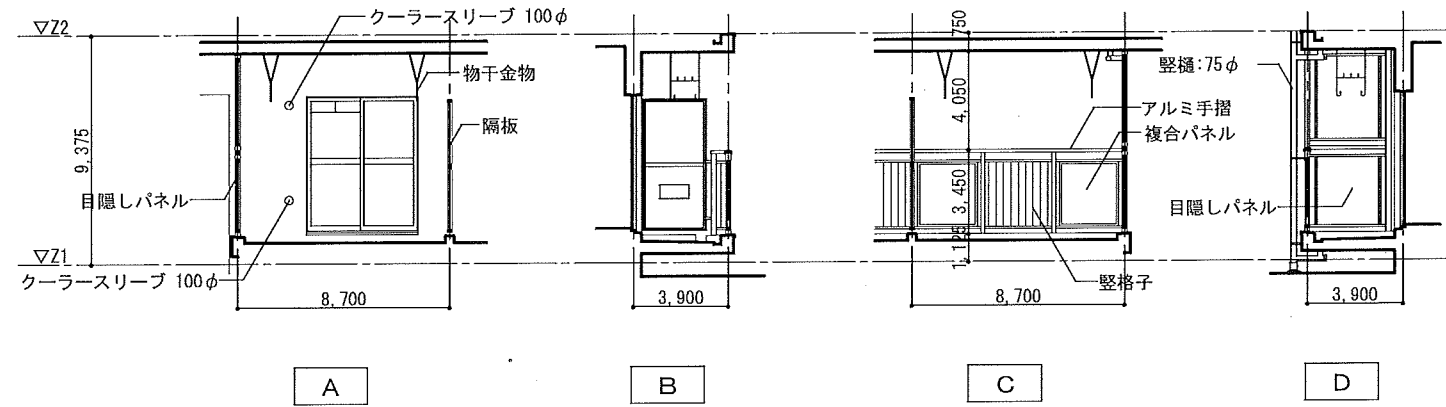
改修項目		防水改修	その他の改修
<b>塗装改修</b> 外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E 軒天井 → 外装薄塗材E 手摺：支柱・笠木・手摺子 → D P塗り 天井換気パイプ φ50 → 片面 DP塗り アルミ製物干し金物 → D P塗り 排水管 65A・通気管 50A → D P塗り アルミ角パイプ → D P塗り	<b>防水改修</b> パルコニー排水溝、立上り → ポリマーセメント系塗膜防水 給気ガラリ周囲 → シール再充填工法	<b>その他の改修</b> アルミ手摺 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 複合パネル → 耐候性塗料 (DP) 塗り 排水管、摺り金物 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 上記パネル及び金物等共通 → 取り付けボルト (ビス) は締め直し及び抜け箇所は新設 排水管支持金物 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 縦樋 (パルコニー取りつき部分) の支持金物 → 清掃のみ 縦樋 (躯体取りつき部分) の支持金物 → SUS304に取替	

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 18 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	バルコニー改修図3	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

5号棟  
バルコニー展開  
(Y1通り側)  
【一般住戸】  
(4DK)  
5号棟: 1F



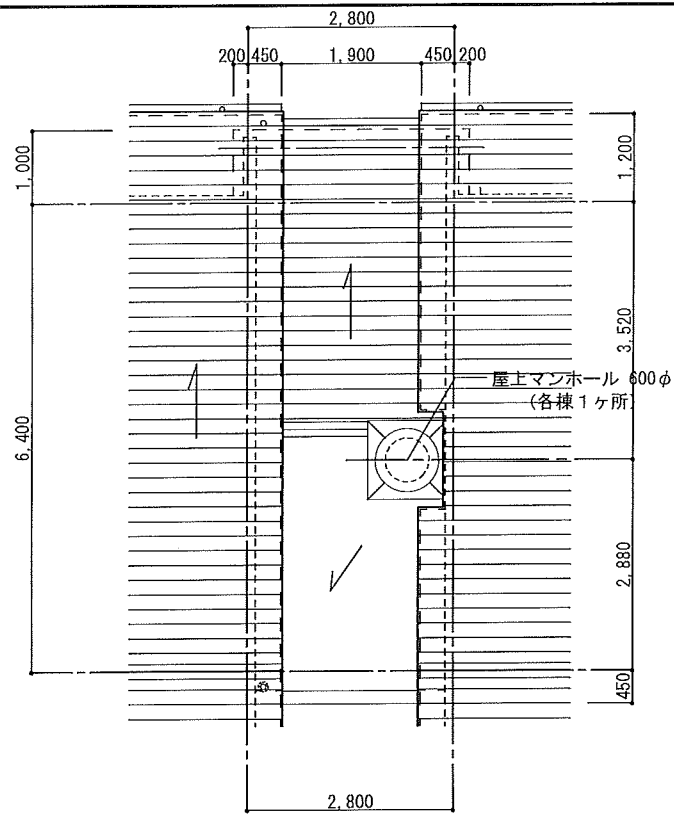
5号棟  
バルコニー展開  
(Y1通り側)  
【一般住戸】  
(2K)  
5号棟: 1F



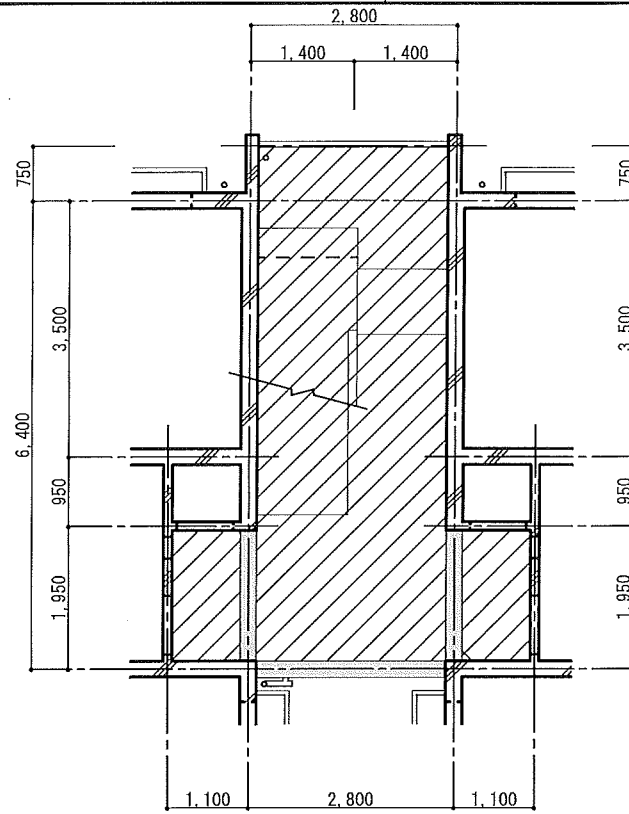
改修項目

塗装改修	防水改修	その他の改修	目隠しパネル
外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E 軒天井 → 外装薄塗材E 手摺: 支柱・笠木・手摺子 → D P塗り 天井換気パイプ φ50 → D P塗り アルミ製物干し金物 → D P塗り 排水管 65A・通気管 50A → D P塗り アルミ角パイプ → D P塗り	バルコニー排水溝、立上り → ポリマーセメント系塗膜防水 給気ガラリ周囲 → シール再充填工法	アルミ製手摺 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 複合パネル → 耐候性塗料 (DP) 塗り 排水管、物干金物 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 上記パネル及び金物等共通 → 取り付けボルト (ビス) は締め直し及び抜け箇所は新設 排水管支持金物 → 耐候性塗料 (DP) 塗り 縦樋 (バルコニー取りつき部分) の支持金物 → 清掃のみ 縦樋 (組体取りつき部分) の支持金物 → SUS304に取替	目隠しパネル → 耐候性塗料 (DP) 塗り

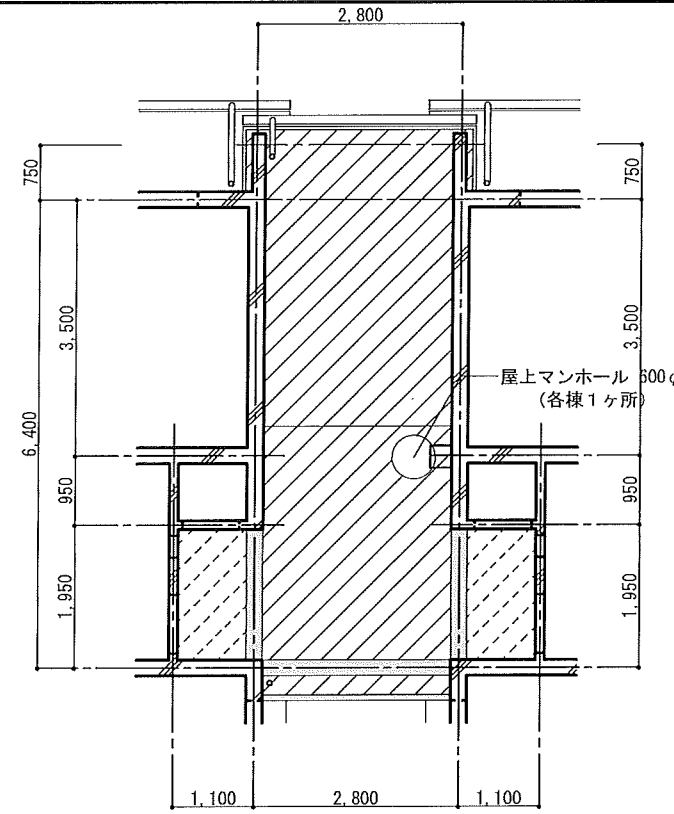
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 19 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	3号棟 階段改修図 (平面図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300 1/100	維持工事課		



屋根伏図



1~3階天井伏図



4階天井伏図

改修項目

塗装改修

- 外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E
- 天井 → 外装薄塗材E
- ポーチ天井 (最上階) → EP-G
- 鋼製建具 → DP塗り (特共)
- ガス配管 SGP60A → DP塗り

防水改修

- 階段室排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

その他の改修

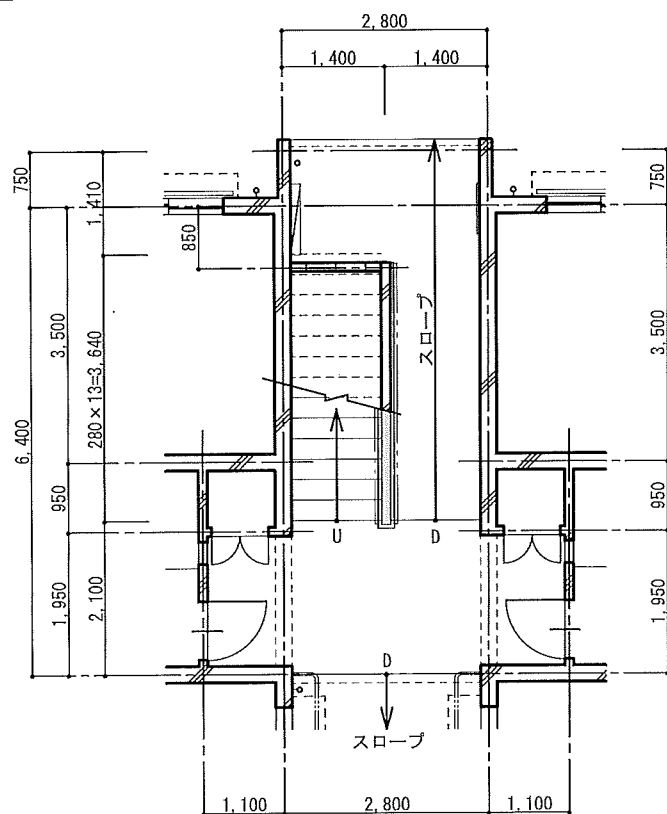
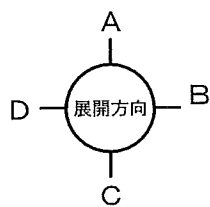
- 既存壁紙: カラーVP65φに取替え
- 握り金物, 支持金物: SUS304に取替え (@1200以下)

その他

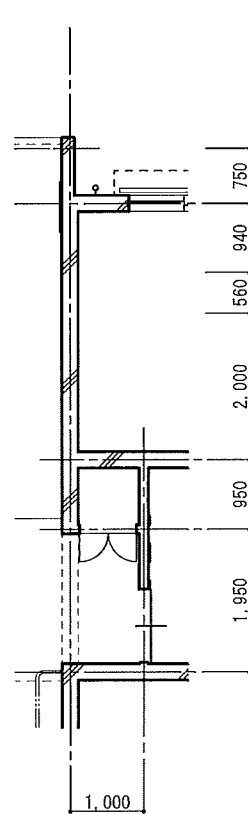
- 既設配管等 (設備配管含む) については養生を行うこと

【凡例】

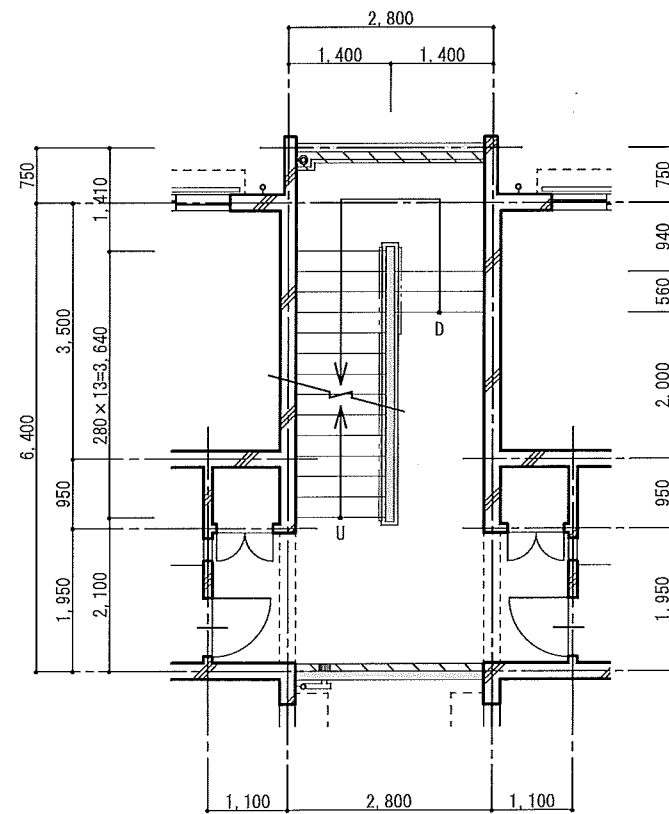
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
- ローラーリシン 外装薄塗材E
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- 耐候性塗料塗り (DP)
- つや有合成樹脂エマルジョンペイント (EP-G)
- シーリング再充填工法



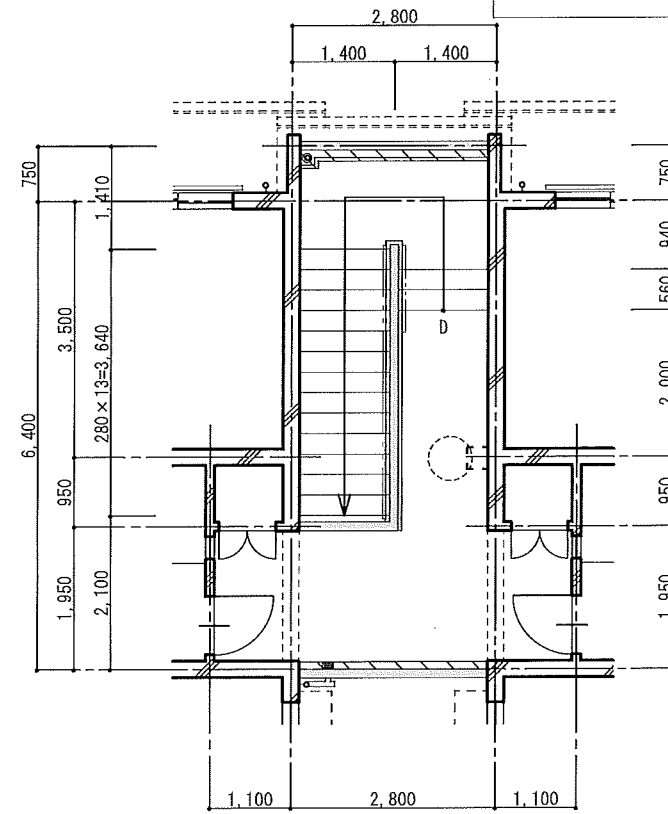
1階平面図



1階平面図(車椅子住戸)



2・3階平面図



4階平面図

変更  
記事

京都市久我のもり市営住宅修繕工事

ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 20 (38) 枚の内

3号棟 階段改修図 (断面展開詳細図)

令和 8年 3月

S=1/100 1/20

京都市住宅供給公社

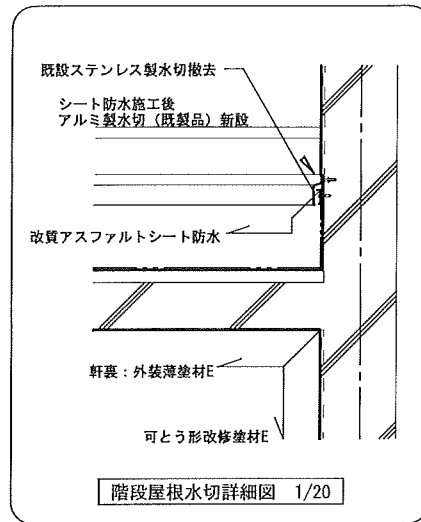
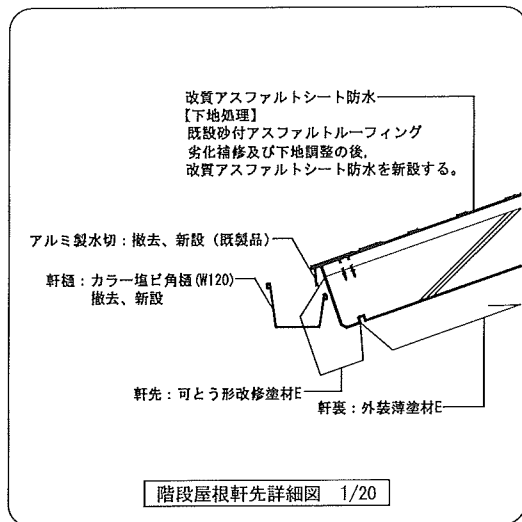
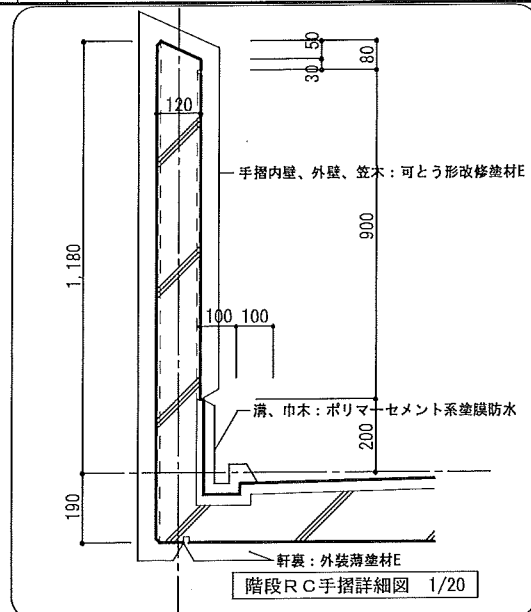
維持工事課

設計変更

NO. ( ) 枚の内

令和 年 月

発注図



改修項目

塗装改修

- 外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E
- 階段室内部壁 → 可とう形改修塗材E
- 腰壁・手摺り壁 → 可とう形改修塗材E
- タラップ段直壁 → 可とう形改修塗材E
- 天井 → 外装薄塗材E
- ポーチ天井 (最上階) → E P-G
- 鋼製建具 (玄関扉を除く) → DP塗り (特共)
- 玄関扉 → 錆止め兼用特殊リキソ樹脂塗料
- 消火器BOX (W280×D210×H750) → DP塗り、文字入れ (3文字、100ミリ角程度) 3号棟 - 9ヶ所
- 牛乳BOX (W235×H200) → 清掃のみ 3号棟 - 24ヶ所

その他の改修

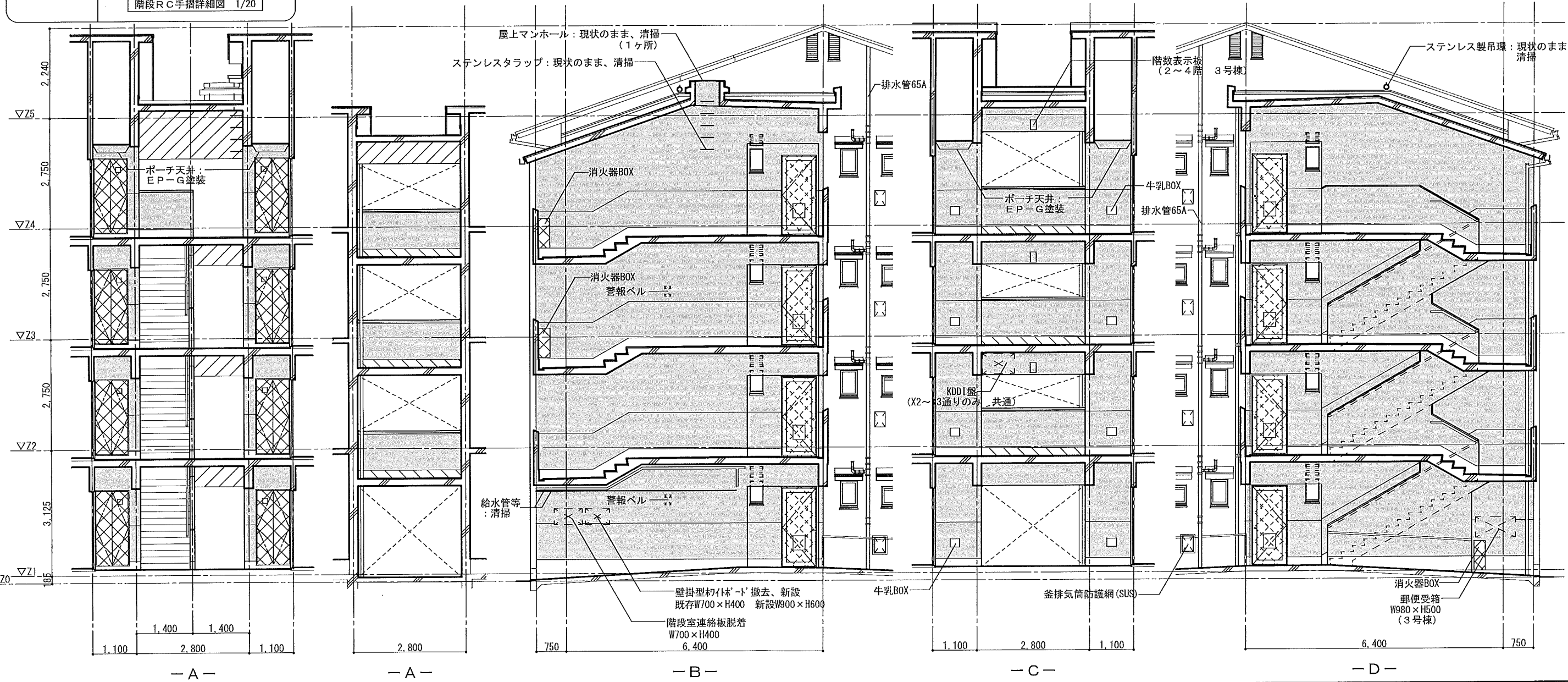
- 既存壁紙: カラーVP75φに取替え
- 細み金物、支持金物 SUS304に取替え (@1200以下)
- 建具塗装時、階段表示板脱着 3号棟 - 9ヶ所
- 階段室連絡板撤去、新設 (壁掛型枠付) 3号棟 - 3ヶ所
- 壁塗装時、階段室連絡板脱着 3号棟 - 3ヶ所
- KDDI盤 (W800×D200×H500) → 清掃のみ 3号棟 - 1ヶ所

防水改修

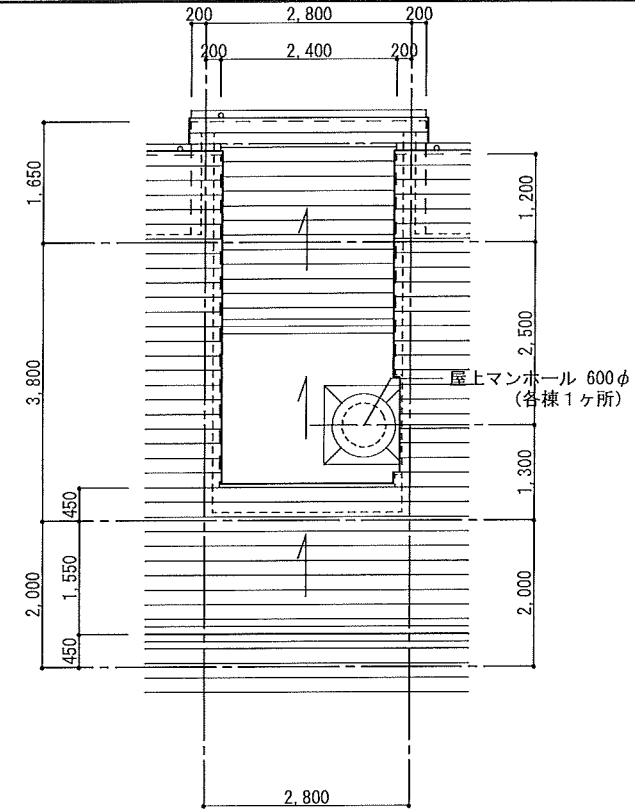
- 屋根 → 改質アスファルトシート防水
- 既設アスファルトルーフィング葺き下地劣化補修及び下地調整の後、改質アスファルトシート防水を新設する。
- 階段室踊場排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

【凡例】

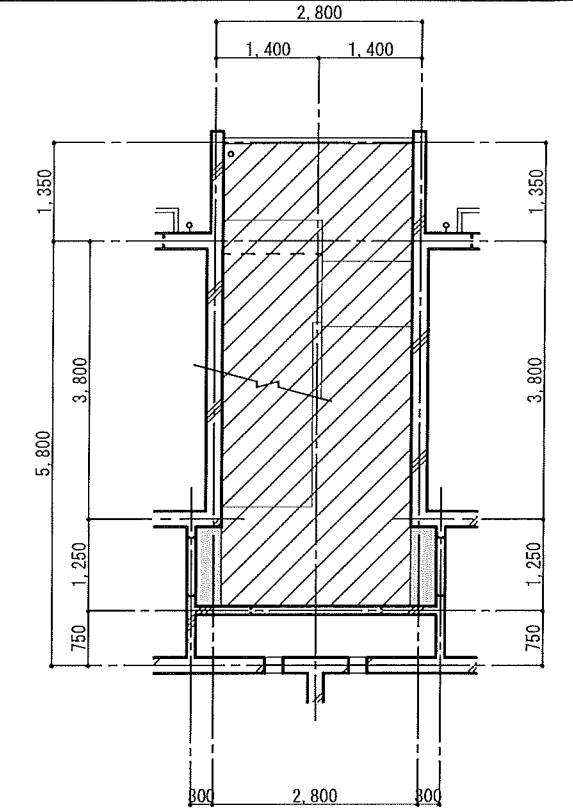
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
- ローラーリシン 外装薄塗材E
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- 耐候性塗料塗り (DP)
- 錆止め兼用特殊リキソ樹脂塗料塗り



変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 21 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	4・5号棟 階段改修図(平面図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

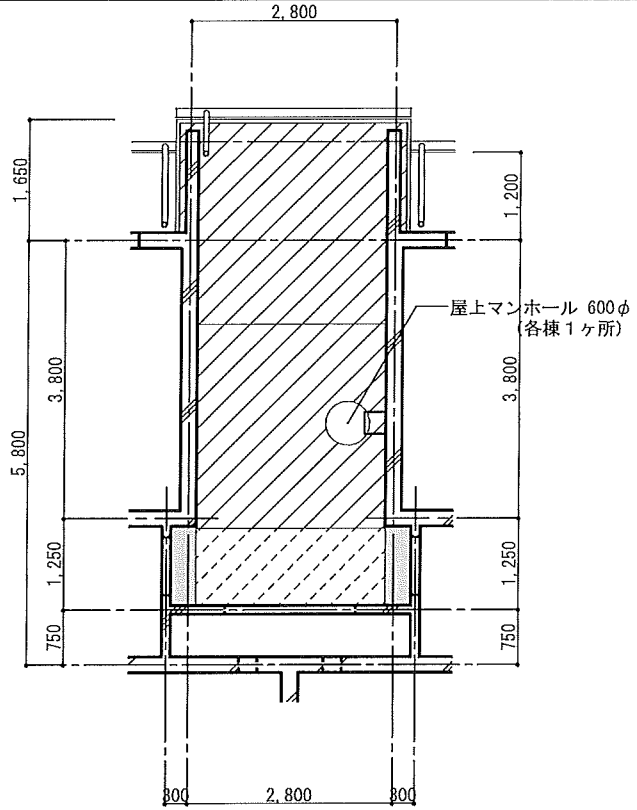


屋根伏図



1~4階天井伏図

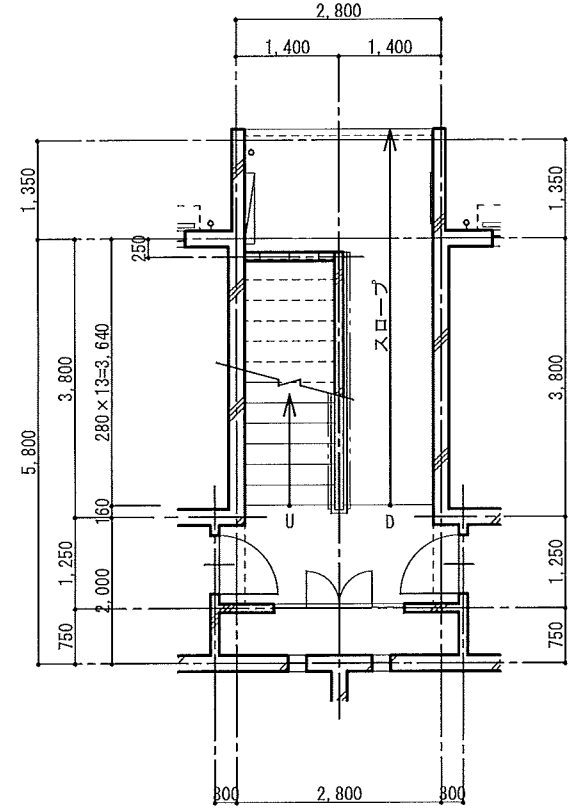
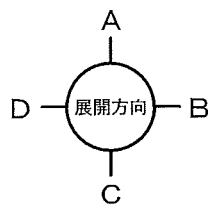
※5号棟：1・2階天井伏図



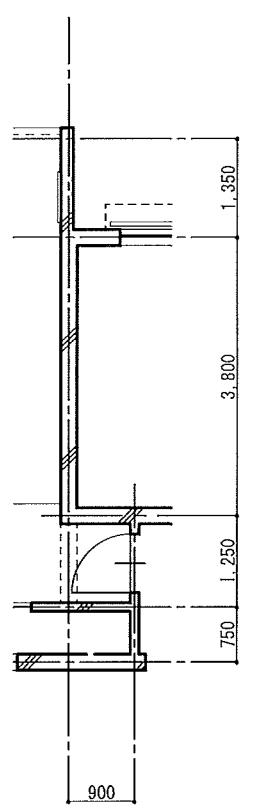
5階天井伏図

※5号棟：3階天井伏図

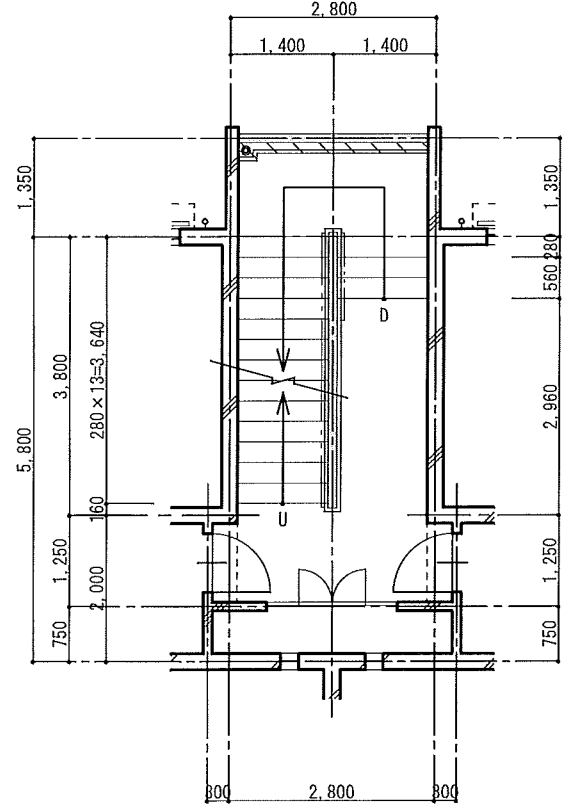
- 改修項目**
- 塗装改修**
- 外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E
  - 天井 → 外装薄塗材E
  - ポーチ天井(最上階) → E P-G
  - 鋼製建具 → D P塗り(枠共)
  - ガス配管 SGP60A → D P塗り
- 防水改修**
- 階段室排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水
- その他の改修**
- 既存壁紙：カラーVP65φに取替え
  - 掘み金物、支持金物：SUS304に取替え (@1200以下)
- その他**
- 既設配管等(設備配管含む)については養生を行うこと
- 【凡例】**
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
  - ローラーリシン 外装薄塗材E
  - ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
  - 耐候性塗料塗り (DP)
  - つや有合成樹脂エマルジョンペイント (E P-G)
  - シーリング再充填工法



1階平面図

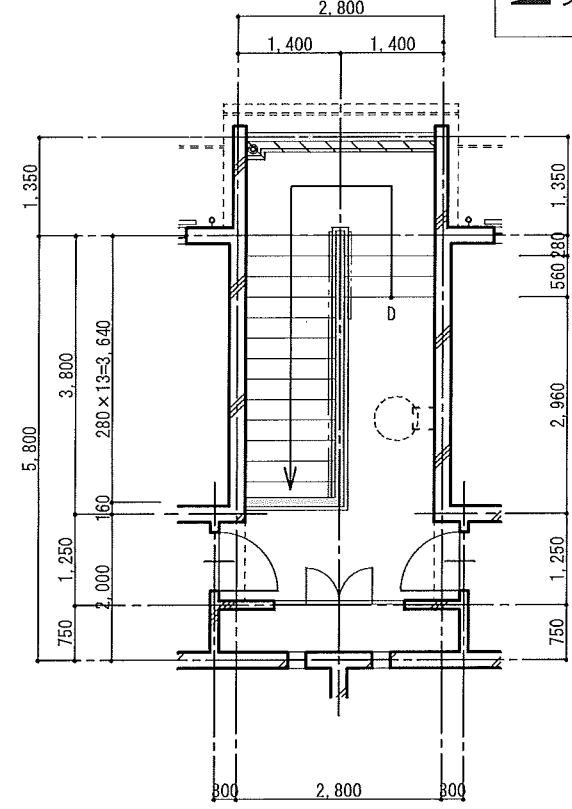


1階平面図(4DK)



2~4階平面図

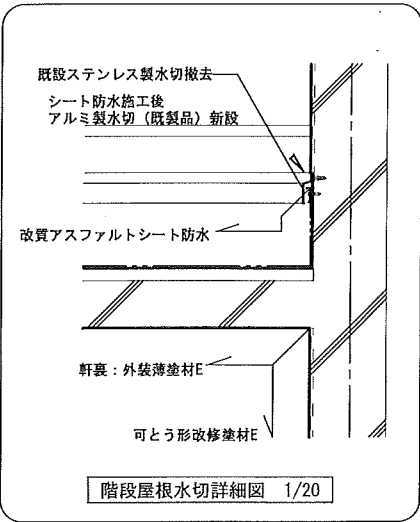
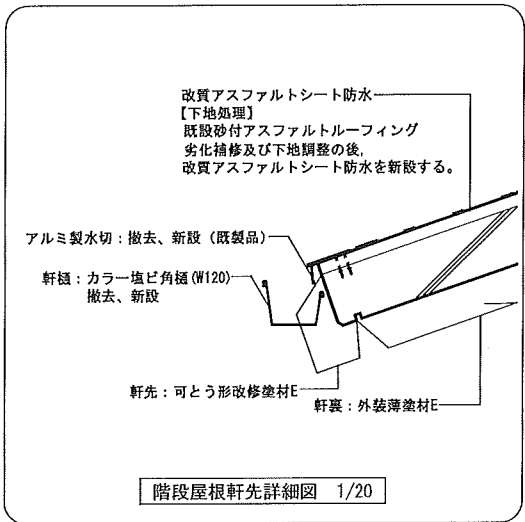
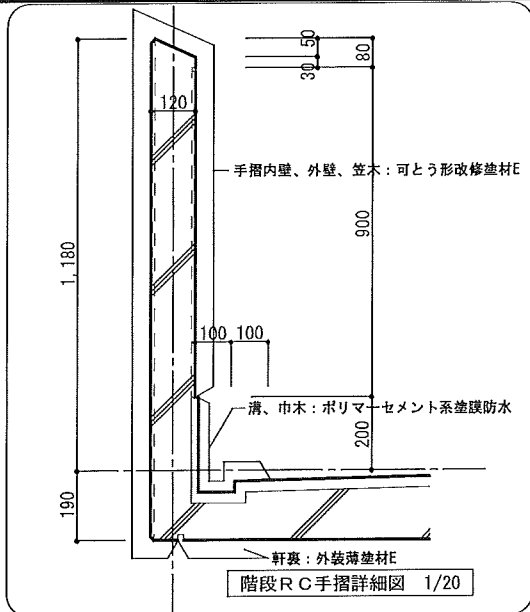
※5号棟：2階平面図



5階平面図

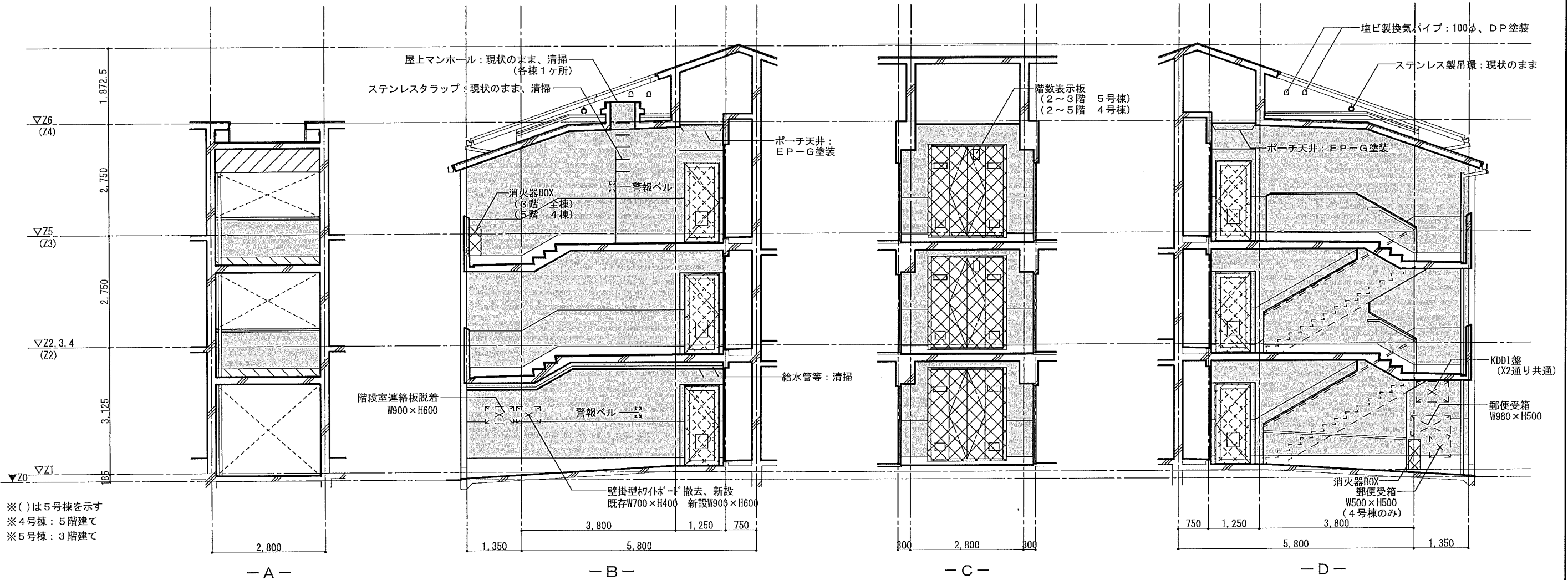
※5号棟：3階平面図

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 22 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	4・5号棟 階段改修図(断面展開詳細図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100 1/20	維持工事課		

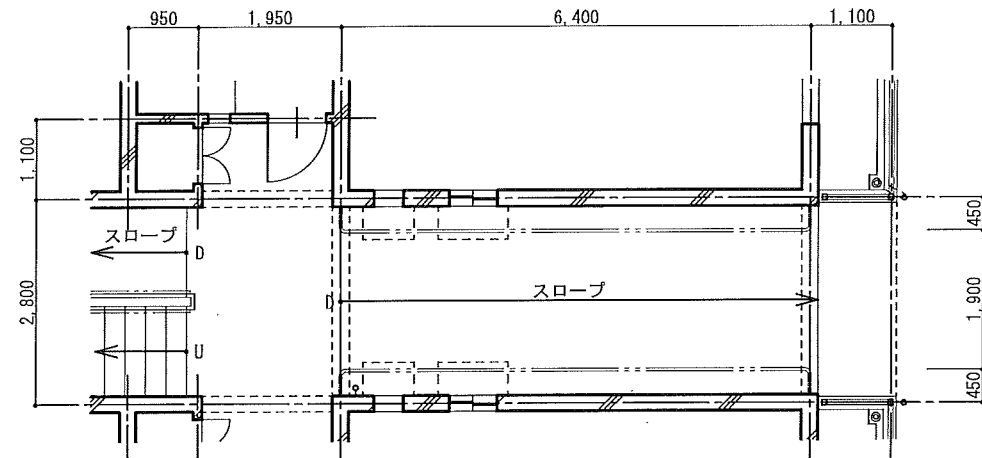


改修項目																																												
<b>塗装改修</b>	<table border="0"> <tr> <td>外部に面する壁</td> <td>→ 可とう形改修塗材E</td> <td rowspan="2">その他の改修</td> <td>既存壁紙：カラーVP75ふに取替え</td> </tr> <tr> <td>階段室内部壁</td> <td>→ 可とう形改修塗材E</td> <td>掘り金物、支持金物 SUS304に取替え (@1200以下)</td> </tr> <tr> <td>腰壁・手摺り壁</td> <td>→ 可とう形改修塗材E</td> <td>建具塗装時、階段表示板脱着</td> <td>4号棟 - 12ヶ所</td> </tr> <tr> <td>タラップ設置壁</td> <td>→ 可とう形改修塗材E</td> <td>5号棟 - 8ヶ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>→ 外装薄塗材E</td> <td>壁掛型初付ボード撤去、新設</td> <td>4号棟 - 3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>ポーチ天井(最上階)</td> <td>→ EP-G</td> <td>5号棟 - 4ヶ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製建具(玄関扉を除く)</td> <td>→ DP塗り(枠共)</td> <td>壁掛型初付ボード撤去、新設</td> <td>4号棟 - 3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>玄関扉</td> <td>→ 錆止め兼用特殊ポリウレタン 樹脂塗料</td> <td>KDDI盤(W800×D200×H500) → 清掃のみ</td> <td>各号棟 - 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>消火器BOX(W280×D210×H750)</td> <td>→ DP塗り、文字入れ (3文字、100ミリ角程度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号棟 - 9ヶ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号棟 - 8ヶ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部に面する壁	→ 可とう形改修塗材E	その他の改修	既存壁紙：カラーVP75ふに取替え	階段室内部壁	→ 可とう形改修塗材E	掘り金物、支持金物 SUS304に取替え (@1200以下)	腰壁・手摺り壁	→ 可とう形改修塗材E	建具塗装時、階段表示板脱着	4号棟 - 12ヶ所	タラップ設置壁	→ 可とう形改修塗材E	5号棟 - 8ヶ所		天井	→ 外装薄塗材E	壁掛型初付ボード撤去、新設	4号棟 - 3ヶ所	ポーチ天井(最上階)	→ EP-G	5号棟 - 4ヶ所		鋼製建具(玄関扉を除く)	→ DP塗り(枠共)	壁掛型初付ボード撤去、新設	4号棟 - 3ヶ所	玄関扉	→ 錆止め兼用特殊ポリウレタン 樹脂塗料	KDDI盤(W800×D200×H500) → 清掃のみ	各号棟 - 1ヶ所	消火器BOX(W280×D210×H750)	→ DP塗り、文字入れ (3文字、100ミリ角程度)			4号棟 - 9ヶ所				5号棟 - 8ヶ所			
外部に面する壁	→ 可とう形改修塗材E	その他の改修	既存壁紙：カラーVP75ふに取替え																																									
階段室内部壁	→ 可とう形改修塗材E		掘り金物、支持金物 SUS304に取替え (@1200以下)																																									
腰壁・手摺り壁	→ 可とう形改修塗材E	建具塗装時、階段表示板脱着	4号棟 - 12ヶ所																																									
タラップ設置壁	→ 可とう形改修塗材E	5号棟 - 8ヶ所																																										
天井	→ 外装薄塗材E	壁掛型初付ボード撤去、新設	4号棟 - 3ヶ所																																									
ポーチ天井(最上階)	→ EP-G	5号棟 - 4ヶ所																																										
鋼製建具(玄関扉を除く)	→ DP塗り(枠共)	壁掛型初付ボード撤去、新設	4号棟 - 3ヶ所																																									
玄関扉	→ 錆止め兼用特殊ポリウレタン 樹脂塗料	KDDI盤(W800×D200×H500) → 清掃のみ	各号棟 - 1ヶ所																																									
消火器BOX(W280×D210×H750)	→ DP塗り、文字入れ (3文字、100ミリ角程度)																																											
4号棟 - 9ヶ所																																												
5号棟 - 8ヶ所																																												
<b>防水改修</b>	<p>屋根 → 改質アスファルトシート防水 既設アスファルトルーフィング葺き下地劣化補修及び下地調整の後、 改質アスファルトシート防水を新設する。</p> <p>階段室踊場排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水</p>																																											

【凡例】	
	低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
	ローラーリシン 外装薄塗材E
	ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
	耐候性塗料塗り (DP)
	錆止め兼用特殊ポリウレタン樹脂塗料塗り

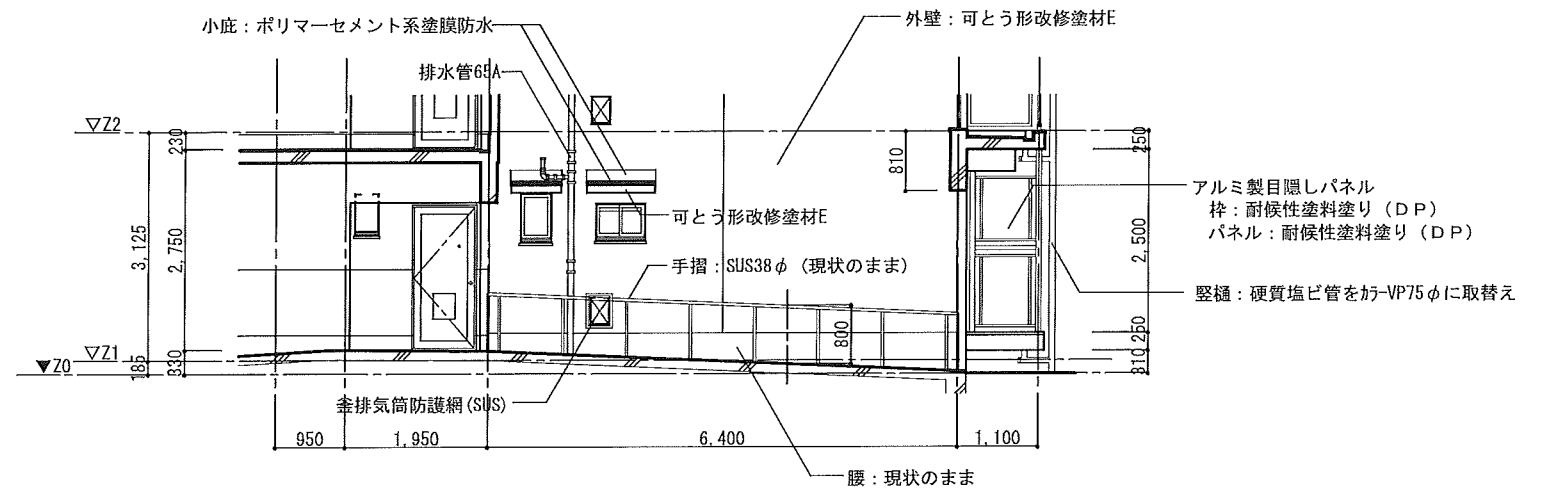


変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 23 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	3・5号棟 通路改修図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

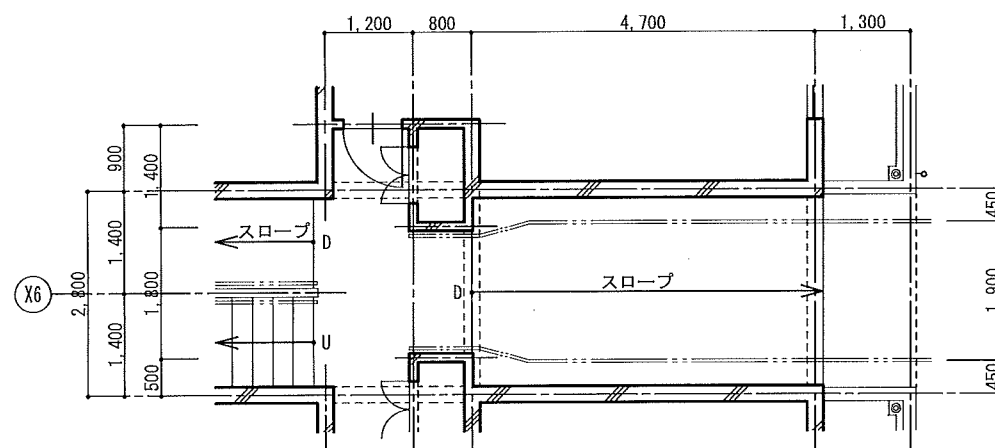


3号棟 一般住戸

1階平面図

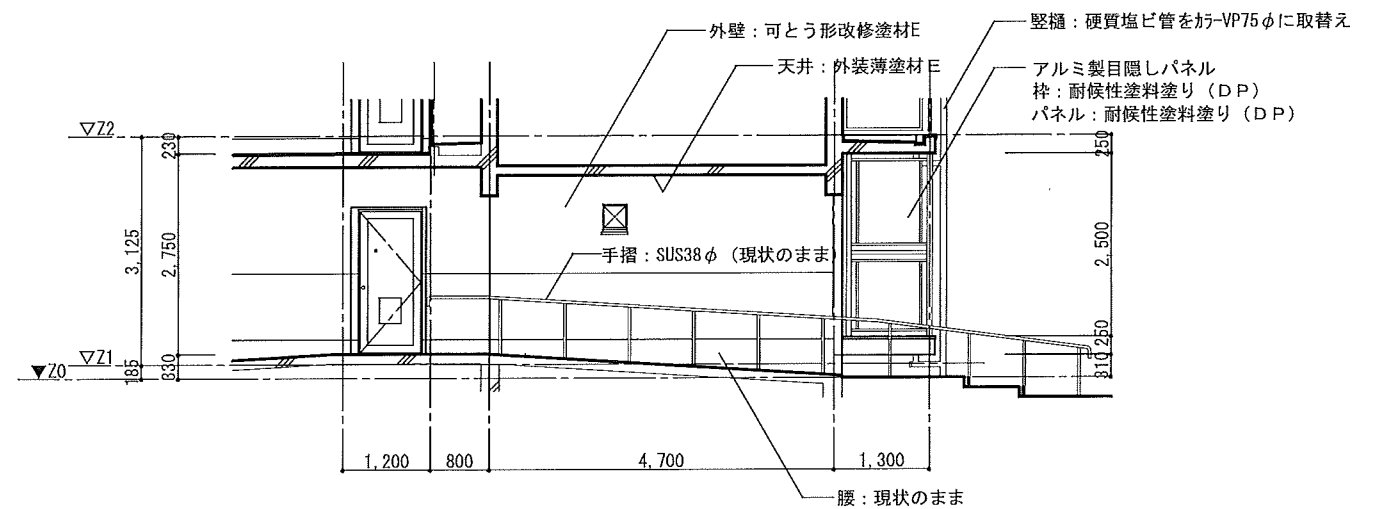


立面図



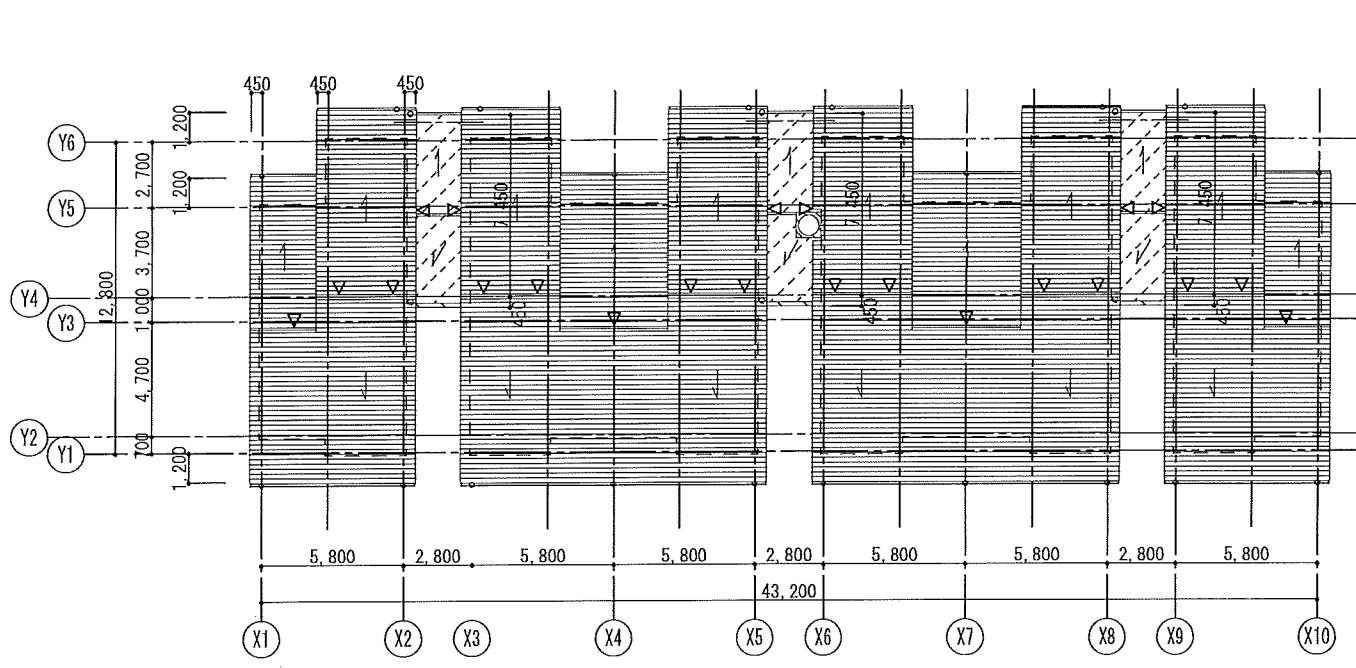
5号棟 一般住戸(2K)

1階平面図

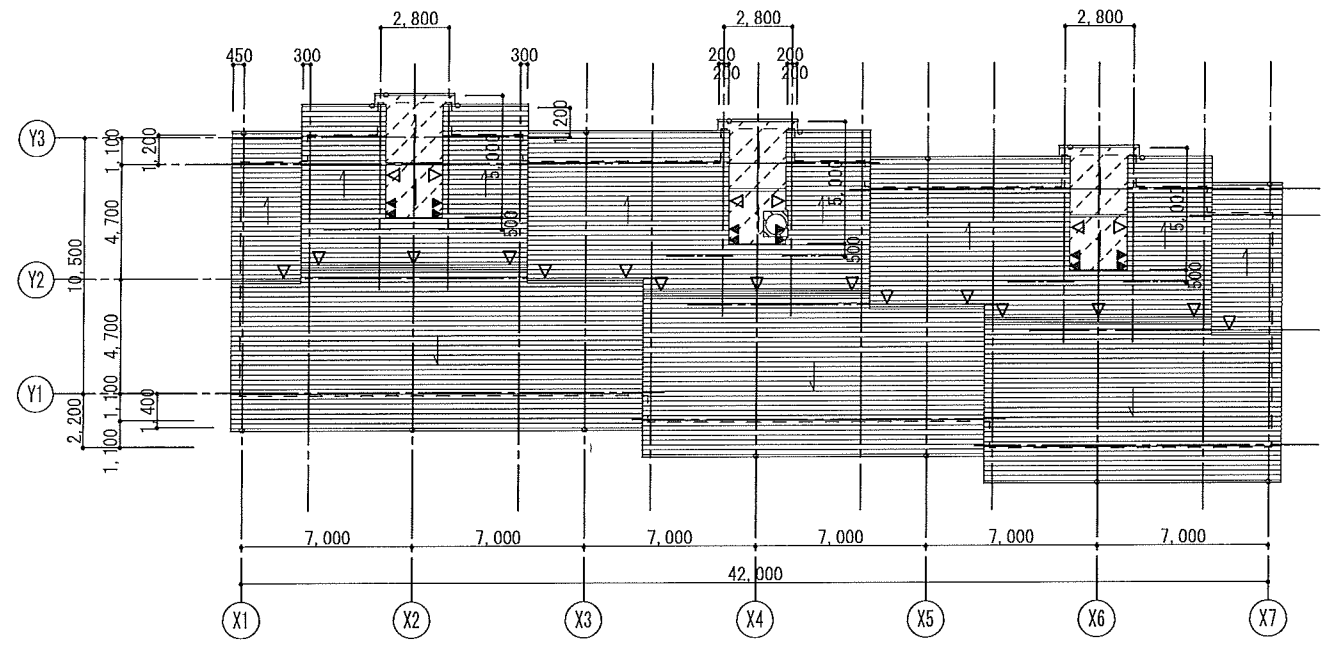


立面図

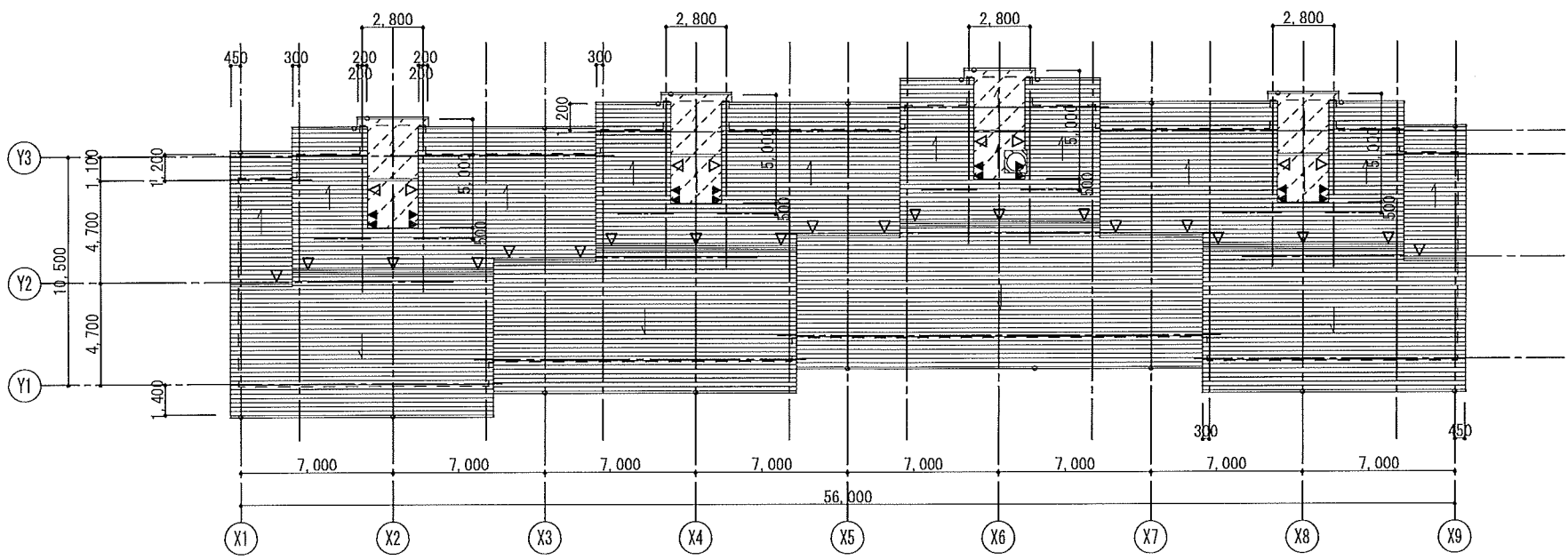
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 24 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	屋根改修図1	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課		



3号棟屋根伏図



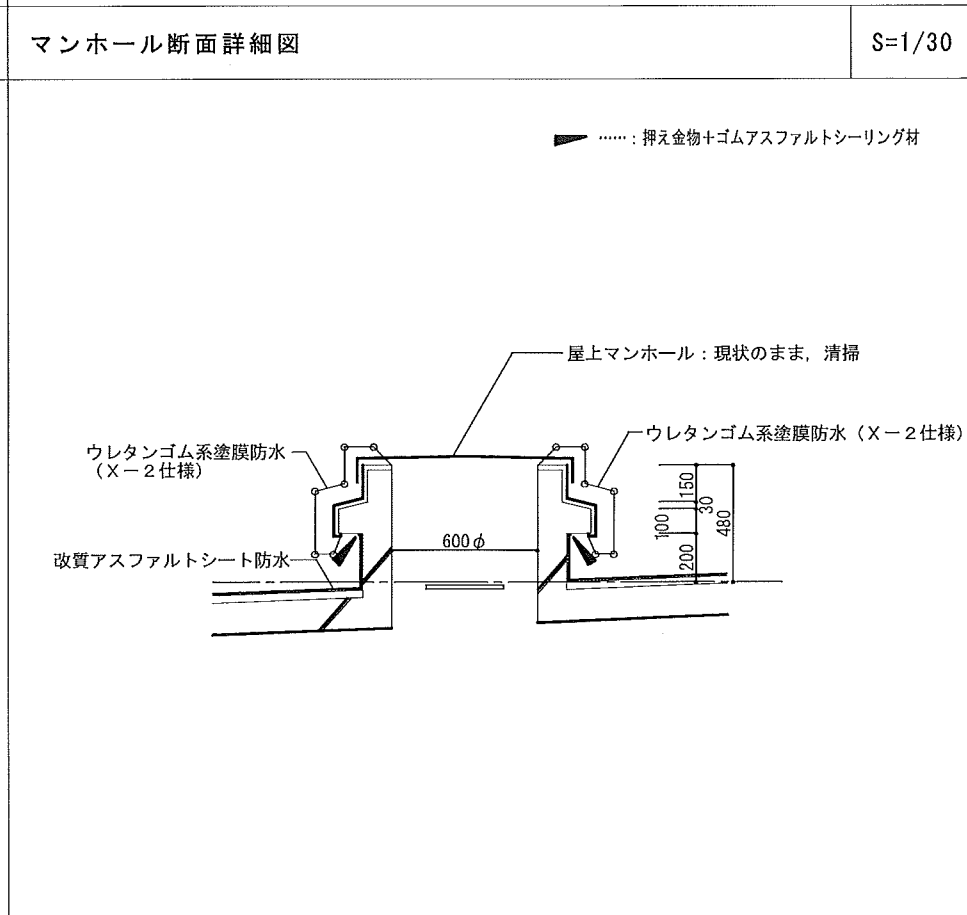
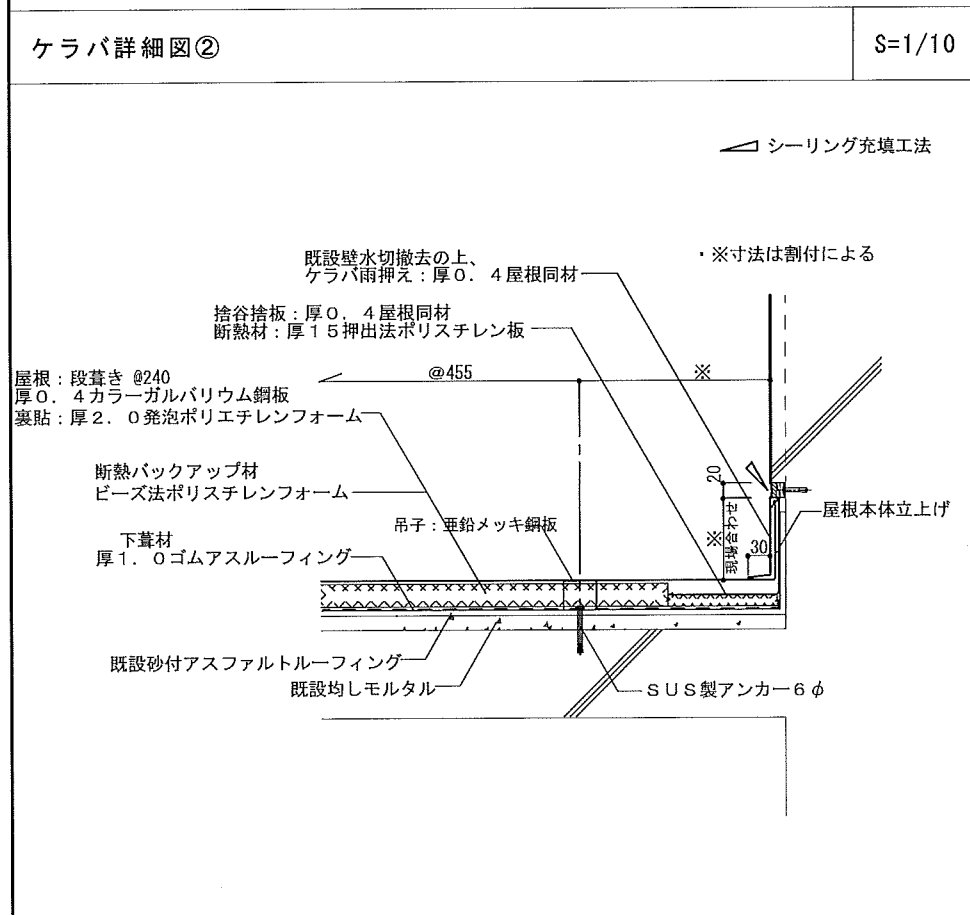
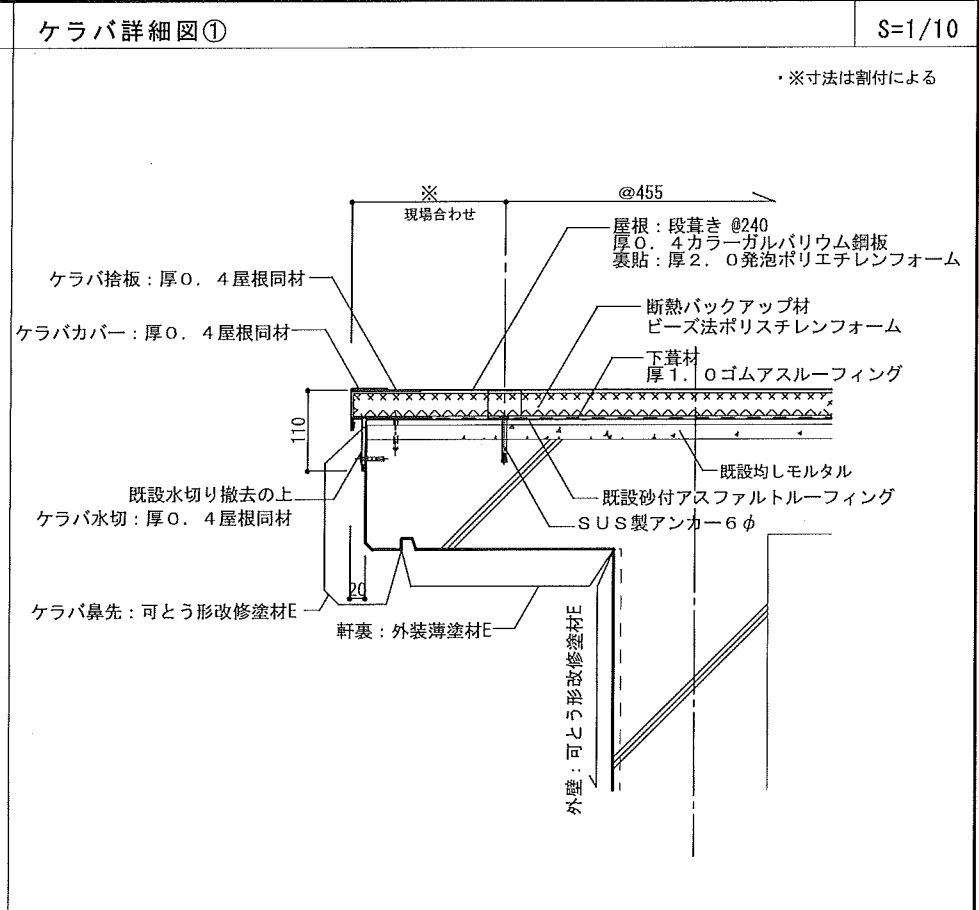
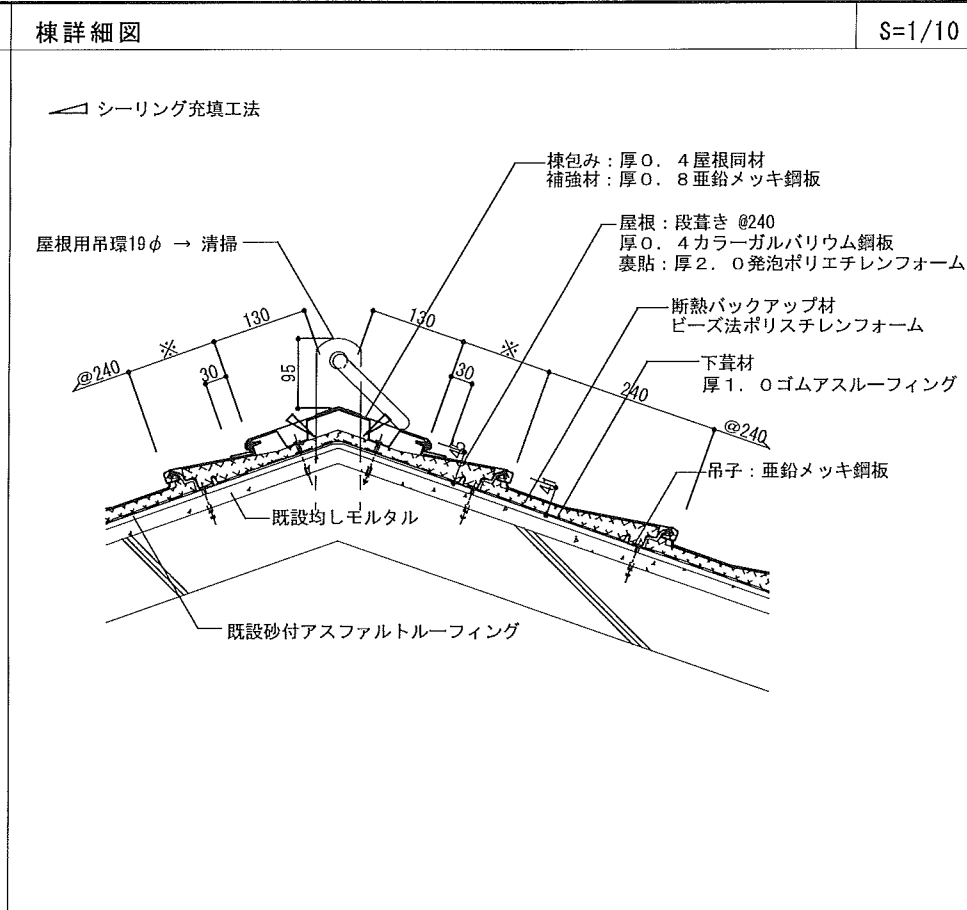
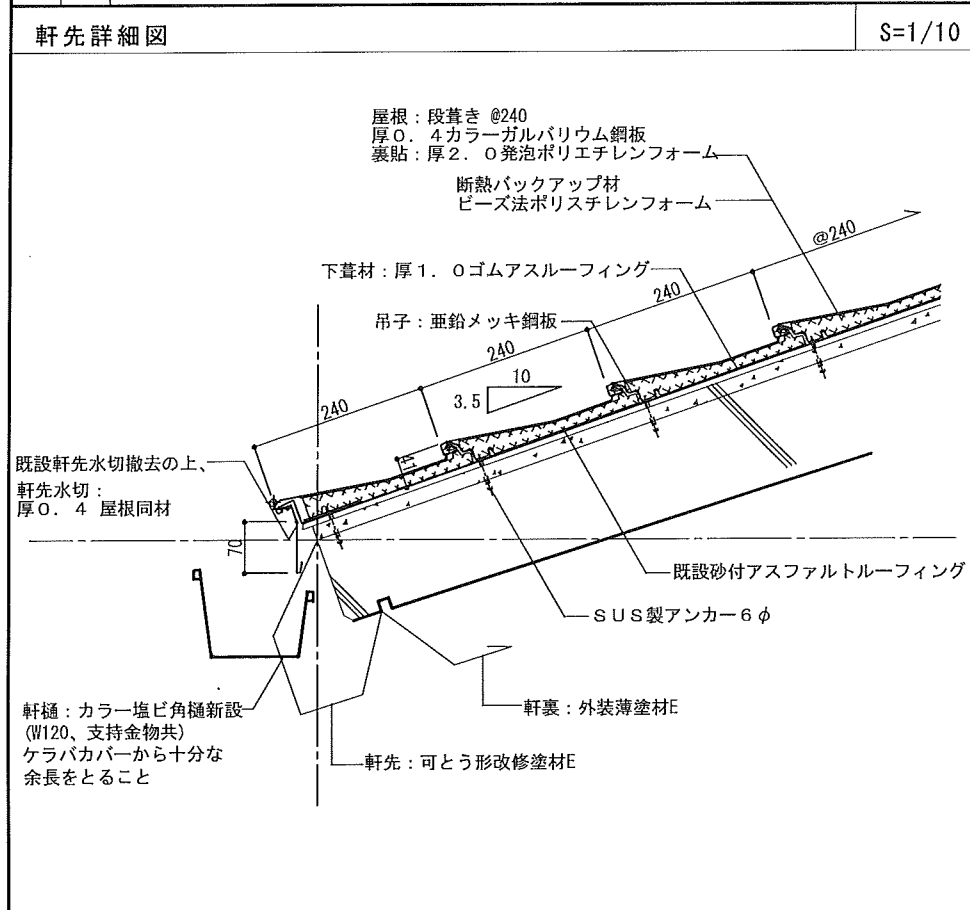
4号棟屋根伏図



5号棟屋根伏図

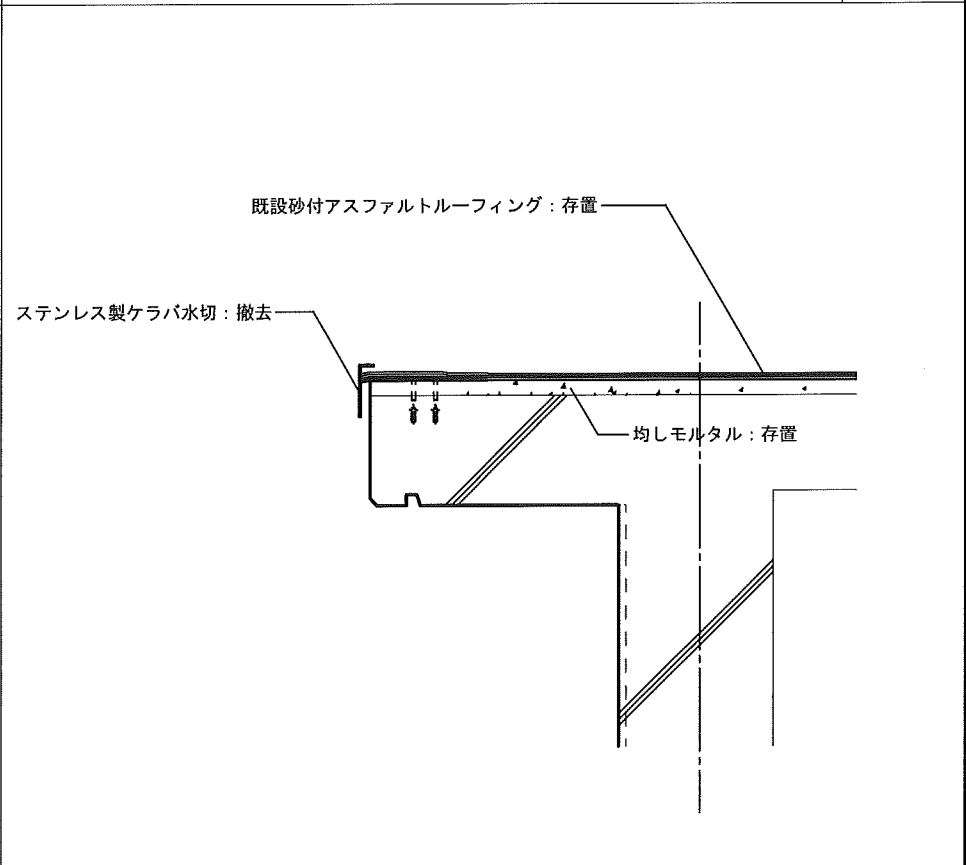
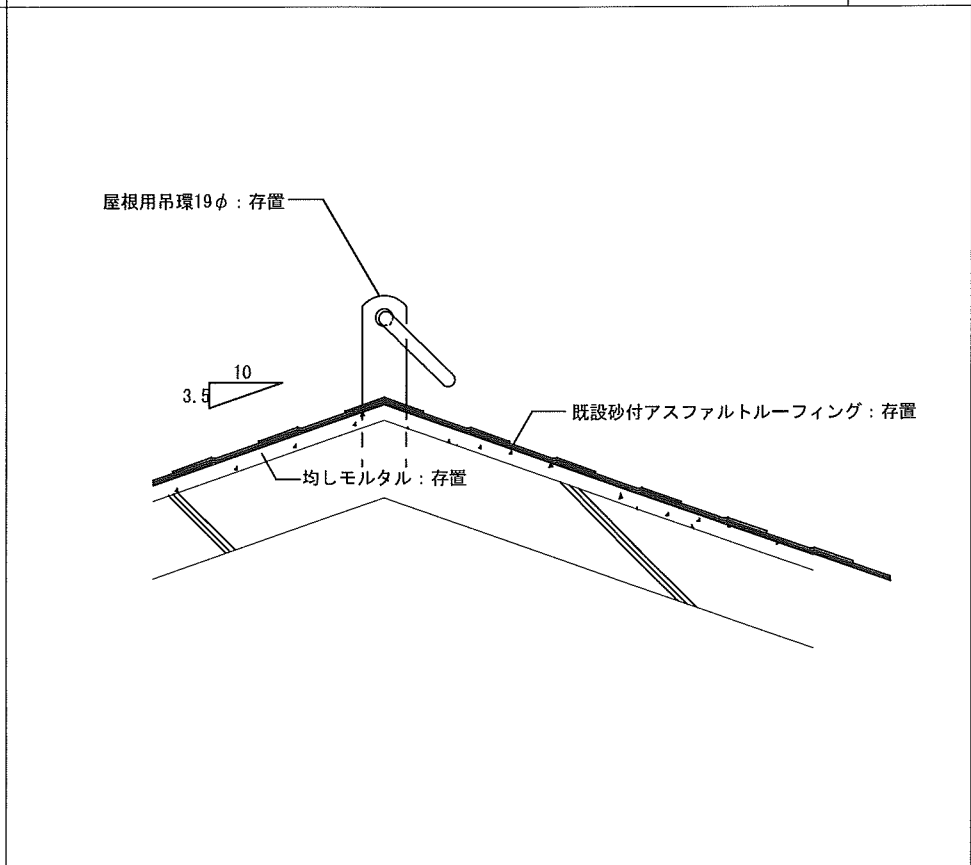
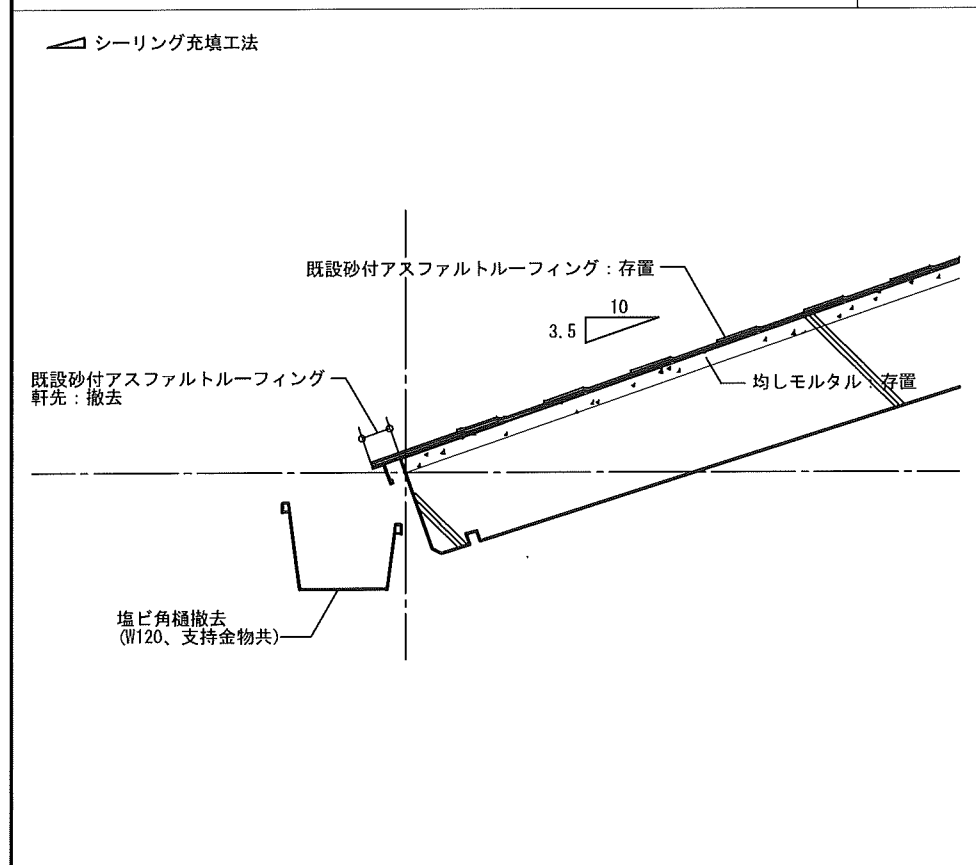
- 【凡例】
- 厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き @240カバー工法【断熱工法】
  - 改質アスファルトシート防水 (A S-T 3)
  - ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2)
  - ▽ 屋根用吊環19φを示す
  - ▼ 天井換気パイプ(塩ビ製100φ)を示す

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	<b>発注図</b>	
	ただし、3棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 25 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	屋根改修図2	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/30 1/10	維持工事課		

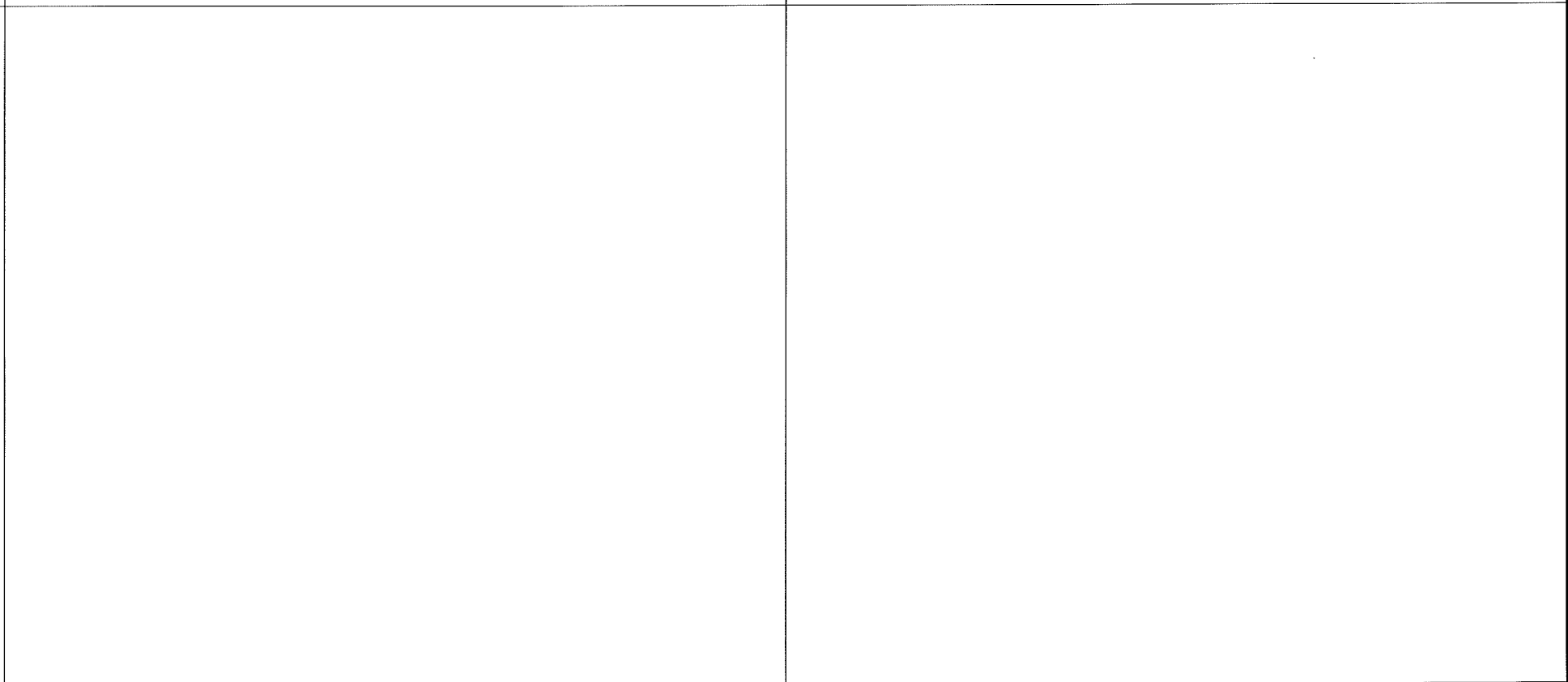
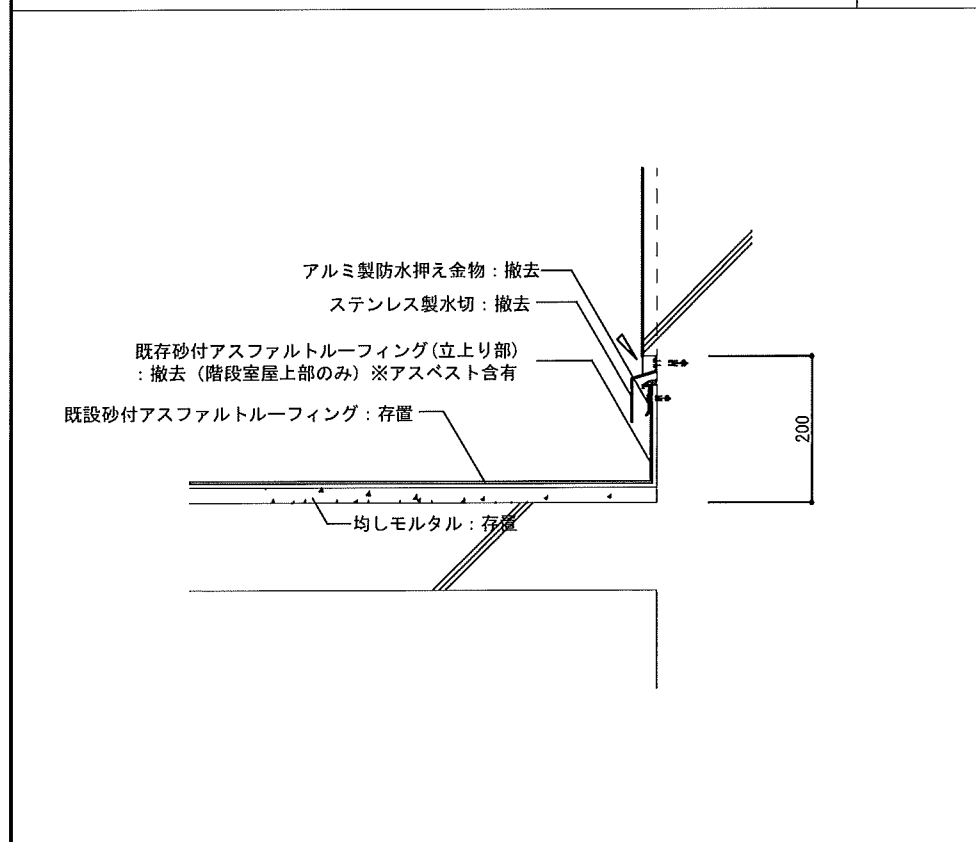


変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 26 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	屋根現況図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/10	維持工事課		

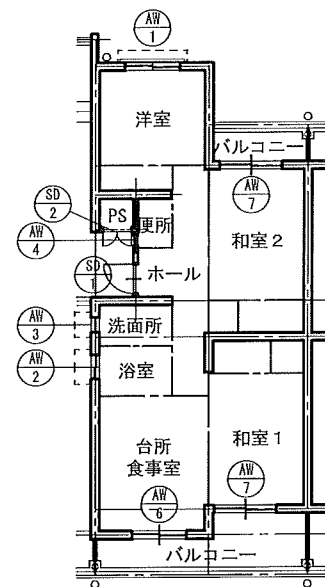
軒先詳細図	S=1/10	棟詳細図	S=1/10	ケラバ詳細図	S=1/10
-------	--------	------	--------	--------	--------



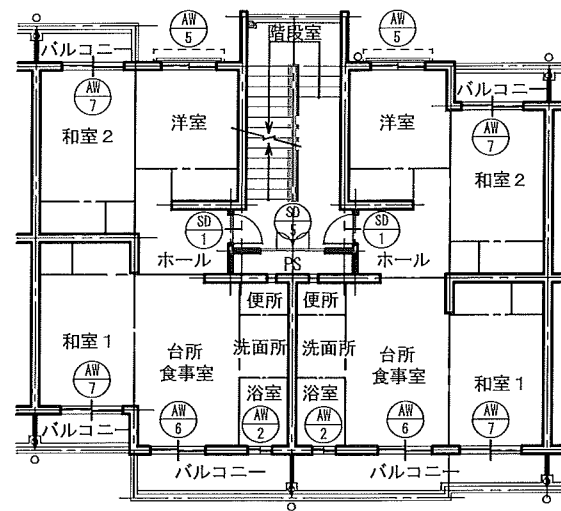
壁取合詳細図	S=1/10		
--------	--------	--	--



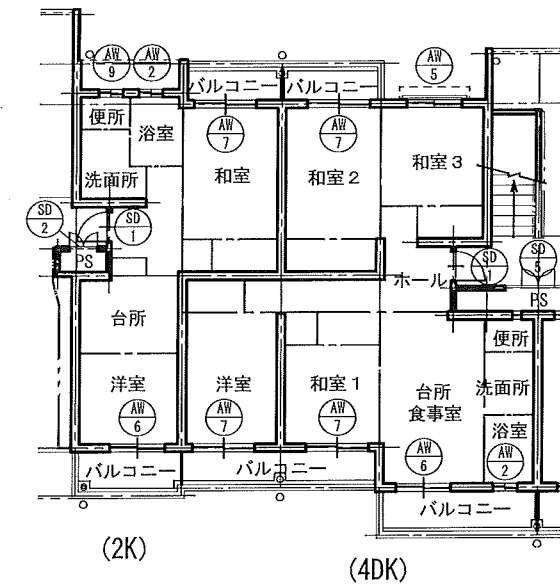
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 7 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	建具案内図・建具表 1	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/200 1/100	維持工事課		



3号棟(一般住戸)建具案内図 1/200



4・5号棟(一般住戸)建具案内図 1/200



5号棟(一般住戸 2K・4DK)建具案内図 1/200

建具表 1/100

名称	AW1 アルミ製 引違い窓	AW2 アルミ製 引違い窓 (換気グリル付)	AW3 アルミ製 内倒し窓	AW4 アルミ製 F1X窓	AW5 アルミ製 引違い窓	AW6 アルミ製 引違い戸	AW7 アルミ製 引違い戸	AW9 アルミ製 引違い窓
数量	3号棟 : 24 4号棟 : 0 5号棟 : 0 計 24	3号棟 : 24 4号棟 : 30 5号棟 : 22 計 76	3号棟 : 24 4号棟 : 0 5号棟 : 0 計 24	3号棟 : 24 4号棟 : 0 5号棟 : 0 計 24	3号棟 : 0 4号棟 : 30 5号棟 : 22 計 52	3号棟 : 24 4号棟 : 30 5号棟 : 24 計 78	3号棟 : 48 4号棟 : 60 5号棟 : 48 計 156	5号棟 : 2 計 2
形状								
見込	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70
塗装改修	DP塗装	—	—	—	DP塗装	—	—	—
シーリング改修	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)
塗装範囲	外部アルミ製窓手摺のみ	—	—	—	外部アルミ製窓手摺のみ	—	—	—
取付場所	一般住戸 洋室	一般住戸 浴室	一般住戸 洗面所	一般住戸 便所	一般住戸、4DKタイプ和室3	一般住戸 台所食事室、2Kタイプ洋室	一般住戸 和室1・2、2Kタイプ和室	2Kタイプ 便所

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 28 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	建具表 2	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

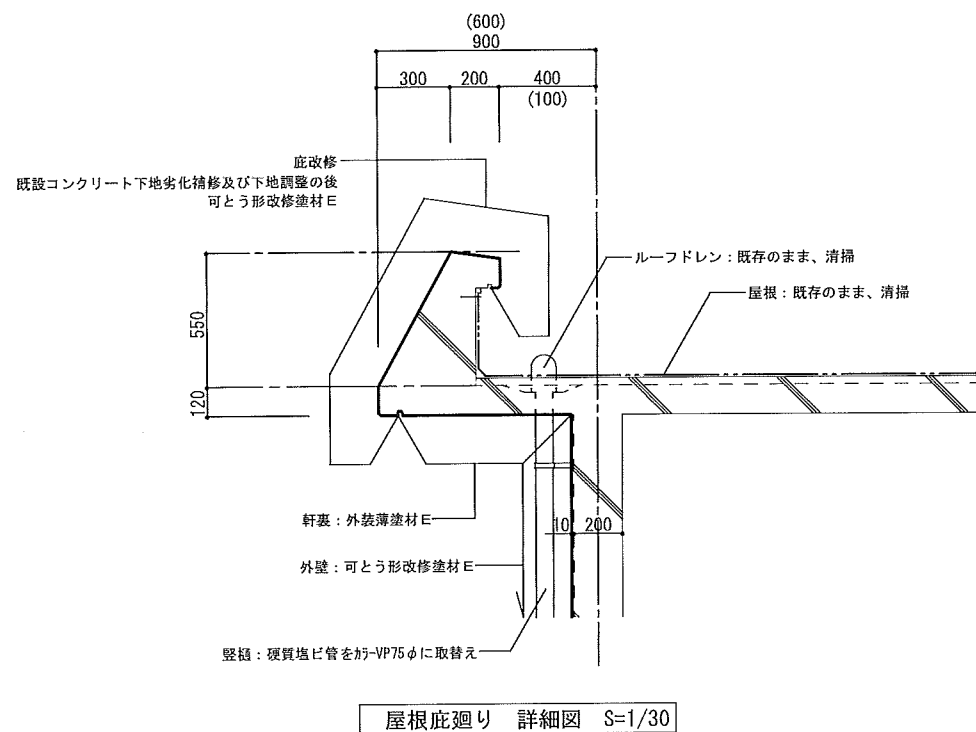
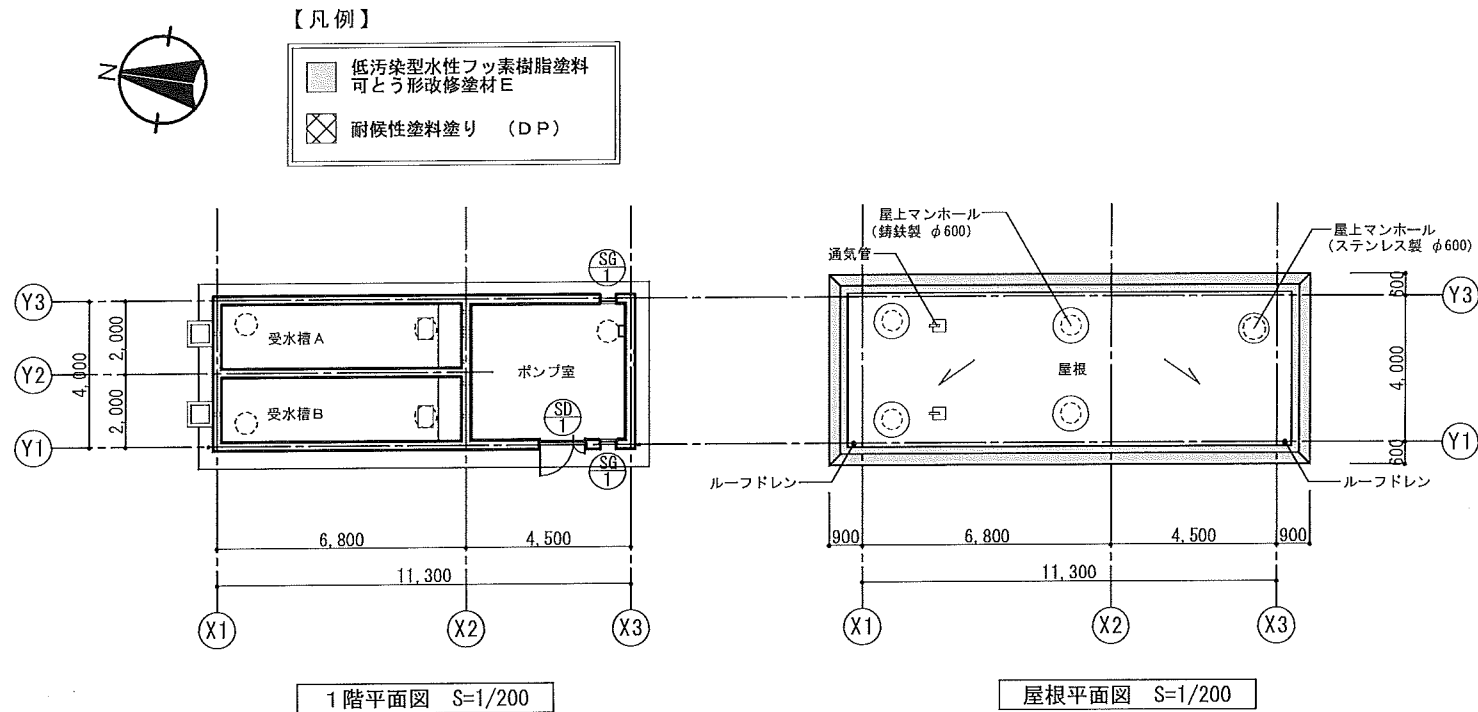
建具表 1/100

※AG 1～3の位置は各立面図による

名称	AG 1 7%製 ガラリ窓	AG 2 7%製 ガラリ窓	AG 3 7%製 ガラリ窓	SD 1 鋼製 片開きフラッシュ戸	SD 2 鋼製 両開きフラッシュ戸	SD 5 7%製 引き違い窓
数量	3号棟 : 2 4号棟 : 0 5号棟 : 0 計 2	3号棟 : 6 4号棟 : 2 5号棟 : 2 計 10	3号棟 : 6 4号棟 : 0 5号棟 : 0 計 6	3号棟 : 24 4号棟 : 30 5号棟 : 24 計 78	3号棟 : 24 4号棟 : 0 5号棟 : 2 計 26	3号棟 : 0 4号棟 : 15 5号棟 : 11 計 26
形状						
見込	枠 60	枠 60	枠 60	枠 80 扉36	枠 33 扉25	枠 50 扉25
塗装改修	—	—	—	錆止め兼用特殊シリコン樹脂塗料	DP塗り	DP塗り
シーリング改修	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	—	—	—
塗装範囲	—	—	—	両面塗り(枠共)	片面塗り(枠共)	片面塗り(枠共)
取付場所	妻壁(小屋裏換気ガラリ)	妻壁(小屋裏換気ガラリ)	妻壁(小屋裏換気ガラリ)	一般住戸 玄関戸	一般住戸PS、2KタイプPS	階段室(PS)

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 29 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	受水槽ポンプ室 改修図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/200 1/100 1/30	維持工事課		

受水槽ポンプ室



改修項目 (外部仕上表)

外壁改修	外壁塗装改修 (外壁面4面共) : 可とう形改修塗材 E	<7.5YR6/1>
	庇 : 可とう形改修塗材 E	<7.5YR4/2>
	軒裏 : 外装薄塗材 E	<7.5YR6/1>
	外壁補修 : 数量は別図に記載	
	腰壁 (H=450) : 現状のまま、清掃	
塗装改修	電灯動力盤・プルBOX → DP塗り	<2.5Y8.7/1.5>
	溢水管 125φ鋼管 → DP塗り (掴み金物共)	<2.5Y8.7/1.5>
	鋼製建具 (SD-1) → DP塗り	<5Y3/1>
防水改修	屋根 → 既存のまま、清掃	
	縦樋 → 硬質塩ビ管をφ75に取替え 支持金物、掴み金物 SUS304に取替え	<茶色>
	建具周囲 → シーリング再充填工法	

建具表 S=1/100

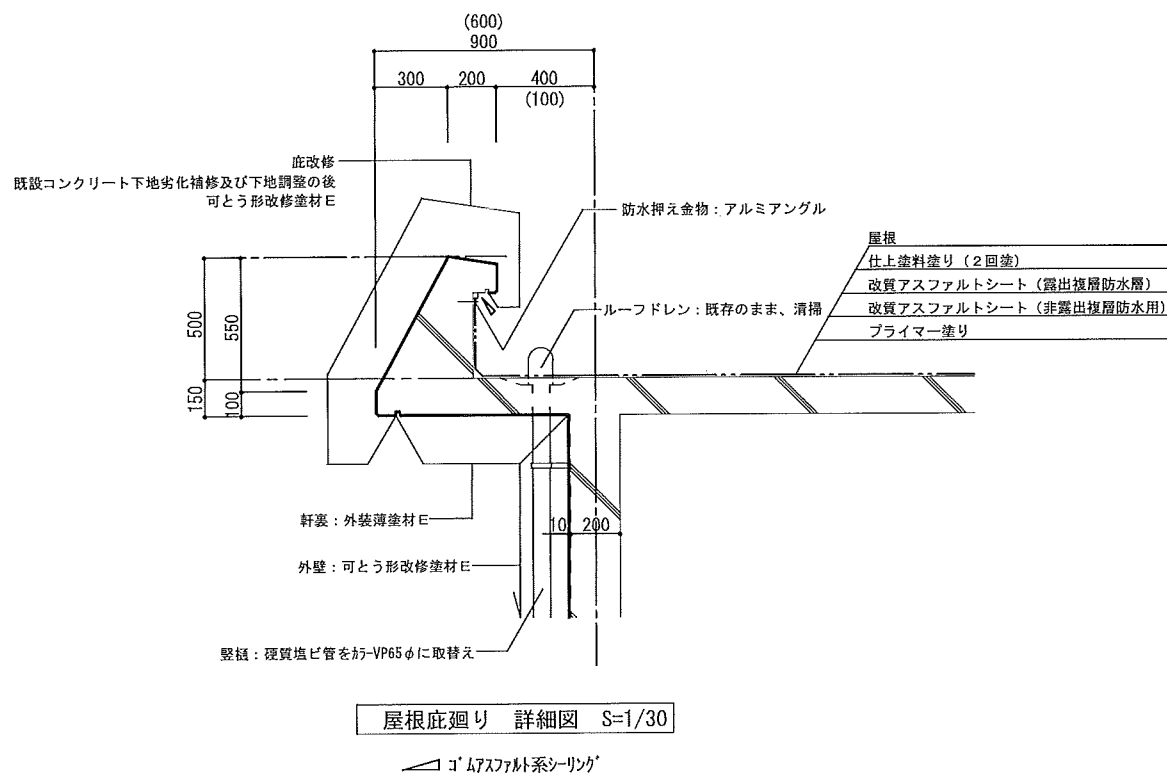
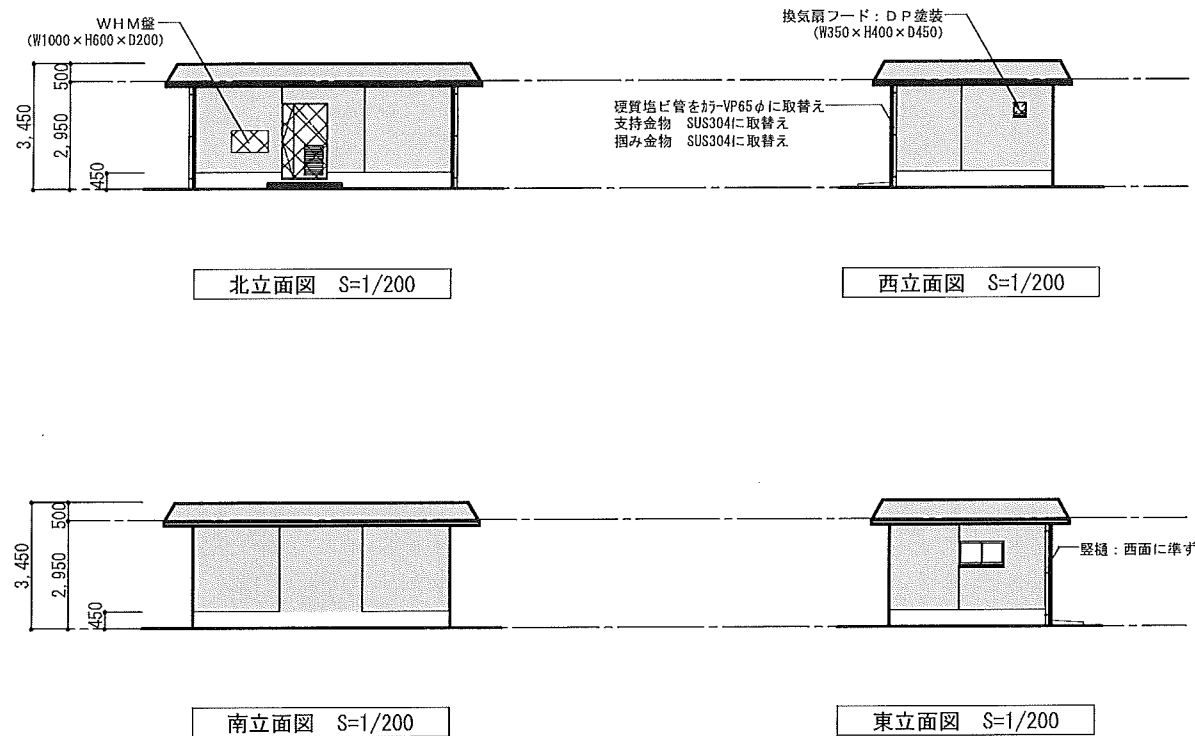
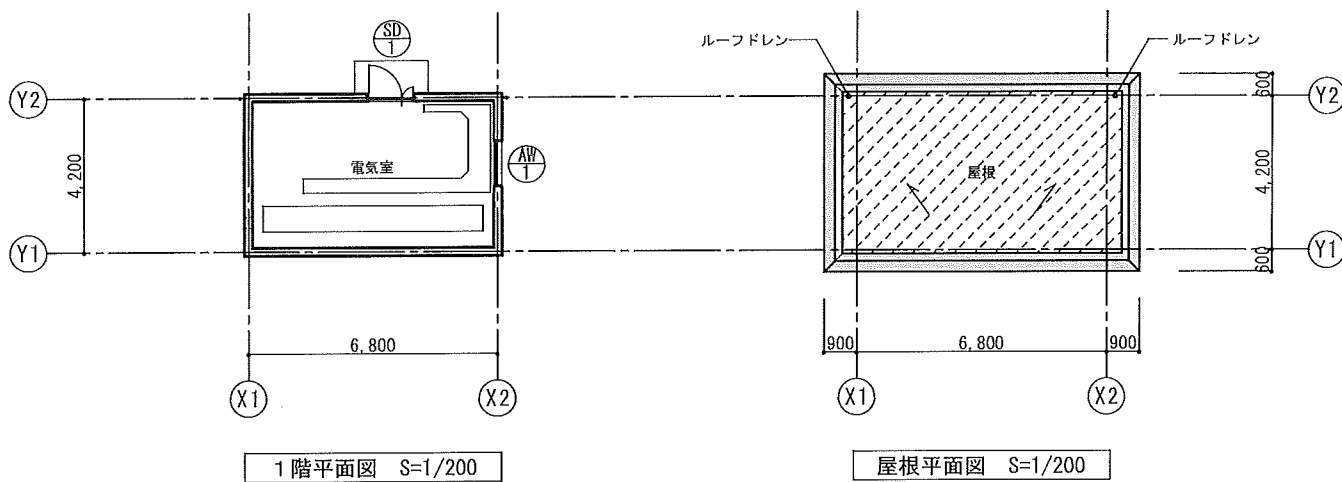
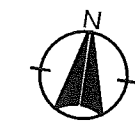
名称	親子開きフラッシュドア	1箇所	固定ガラリ (防虫網付き)	2箇所
形状				
見込	枠: 100		枠: 86	
塗装改修	DP塗装		DP塗装	
塗装範囲	両面塗装 (枠共)		外部片面塗装 (枠共)	
シーリング改修	三方枠 (外部のみ)		四方枠 (外部のみ)	
硝子改修	—		—	
その他改修	—		水洗い清掃	

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 30 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	電気室 改修図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/200 1/100 1/30	維持工事課		

電気室

【凡例】

- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料  
可とう形改修塗材 E
- 耐候性塗料塗り (DP)
- 改質アスファルトシート防水  
(AS-T3)



改修項目 (外部仕上表)		
外壁改修	外壁塗装改修 (外壁面4面共)	可とう形改修塗材 E <7.5YR6/1>
	庇	可とう形改修塗材 E <7.5YR4/2>
	軒裏	外装薄塗材 E <7.5YR6/1>
	外壁補修	数量は別図に記載
	腰壁 (H=450)	現状のまま、清掃
塗装改修	鋼製建具 (SD-1)	→ DP塗り <5Y3/1>
	換気扇フード	→ DP塗り <5Y3/1>
防水改修	屋根	→ 露出改質アスファルトシート防水絶縁工法 (AS-T3)
		1. 平場部分のアルミ箔表層は全て撤去する。 下地ルーフィングが劣化している場合は、正常なルーフィング層まで撤去する。
		2. 立上り部分の既存防水層は撤去する。
		3. 防水層立上り末端部は、押え金物アルミニウム製アングルをステンレスビス留付け (450mmピッチ) し、ゴムアスファルト系シーリング材で末端処理する。
	堅柱	→ 硬質塩ビ管をカーVP65φに取替え 支持金物、掴み金物 SUS304に取替え <茶色>
	建具周囲	→ シーリング再充填工法

建具表 S=1/100

名称	(SD) 親子開きフラッシュドア	1箇所	(AW) アルミ製 引違い窓	1箇所
形状				
見込	枠: 100		枠: 70	
塗装改修	DP塗装		—	
塗装範囲	両面塗装 (枠共)		—	
シーリング改修	四方枠 (外部のみ)		四方枠 (外部のみ)	
硝子改修	—		—	
その他改修	—		水洗い清掃	

変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事		設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 31 (38) 枚の内		NO. ( ) 枚の内		
	外壁補修数量表		京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月		維持工事課		

外壁補修数量表									
名称	規格	単位	アスベスト含有の有無	3号棟	4号棟	5号棟	受水槽	電気室	合計
				数量	数量	数量	数量	数量	数量
ひび割れ補修	0.2mm以上 Uカットシール工法 パターン付け共	m	(有)	180	151	126	10	6	473
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 30×30×30程度	箇所	(有)	52	44	36	3	2	137
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 50×50×30程度	箇所	(有)	61	51	42	3	2	159
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 100×100×30程度	箇所	(有)	235	197	164	13	7	616
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 200×200×30程度	箇所	(有)	191	160	133	10	6	500
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 300×300×30程度	箇所	(有)	80	67	56	4	2	209
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 1m <sup>2</sup> 厚さ30mm程度	m <sup>2</sup>	(有)	1	1	1	1	1	5
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 幅50～100×30mm程度	m	(有)	24	20	17	1	1	63
2面欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 300×500程度 整形共	m	(有)	1	1	1	1	1	5
2面中欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 500×1000程度 整形共	m	(有)	2	2	1	1	1	7
2面大欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理、パターン付け共 1000×1500程度 整形共	m	(有)	3	2	2	1	1	9
目地欠損整形補修 笠木鼻先欠損部 含む	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 30×30程度 整形共	m	(有)	35	29	24	2	1	91
塗膜下地劣化部補修	塗膜欠落・塗膜浮き部分 下地調整塗材C-2 ローラーリシン (パターン付け)	m <sup>2</sup>	(有)	17	14	12	1	1	45
支柱下部補修 (支柱固定共)	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 支柱下部埋込PLの上モルタル欠損部分	箇所	—	1	1	1	1	1	5
モルタル浮き部アンカーピンニング	φ4mm SUS304 一般部 (16本/m <sup>2</sup> ) 下段：階段室腰下部	本	(有)	563	472	392	31	17	1,475
		本	—	145	121	101	8	4	379
モルタル浮き部アンカーピンニング	φ4mm SUS304 5本/m <sup>2</sup> (笠木モルタル部、手摺壁天端部) (幅中央に200mmピッチ)	本	—	770	646	537	42	23	2,018

※ 上記補修数量は推定値である。本工事による施工数量調査の結果によって、数量の増減が生じた場合は設計変更を行う。  
 ただし、外壁調査によって請負業者が提示した補修箇所の全てを補修するとは限らない。(一部、補修を行わない箇所を指定する場合もある。)  
 最終的な補修箇所は、監督員の立会検査後に、必要性、安全性、費用面等を考慮し双方協議のうえ決定する。  
 ※ 仕上塗材の撤去工法は、集じん装置併用手工具ケレン工法とする。  
 ※ 既存がリシン部分の補修跡は、周囲のリシンになじむようにローラーリシンにてパターン付けを行う。  
 その際、ひび割れや塗膜補修跡には、既存の下地調整塗材の厚みに応じた下地調整塗材にて下地調整を行う。

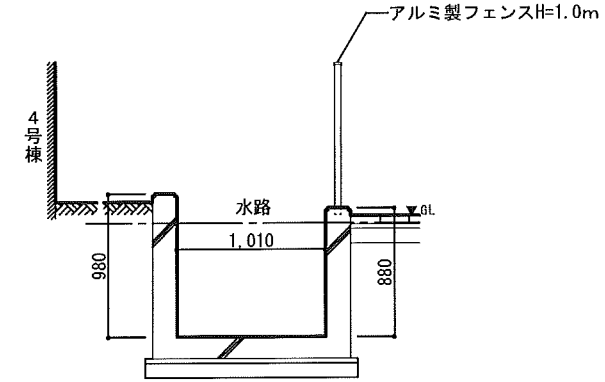
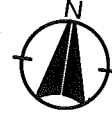
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事		設計変更
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 3 2 (38) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	外構図		京都市住宅供給公社
	令和 8年 3月 S=1/700 1/50		令和 年 月 維持工事課

発注図

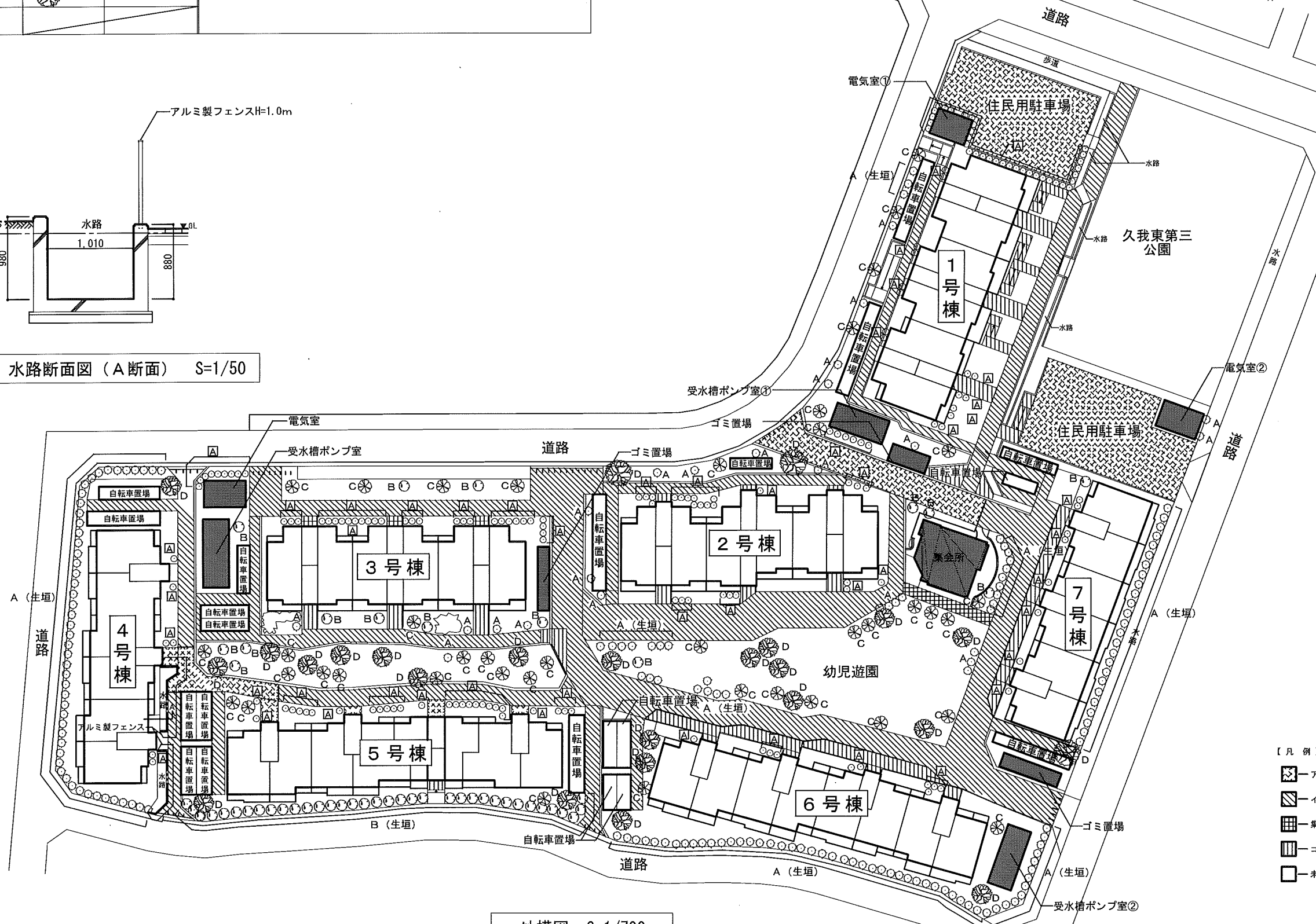
植栽 凡例 (ただし、樹木は外部足場上部組立、外壁改修工事に支障を来す範囲を示し、低木は見込まないものとする。)

記号	高さ	記号	高さ
○ A	1.5m以上~2.0m未満	⊗ C	3.0m以上~5.0m未満
⊙ B	2.0m以上~3.0m未満	⊗ D	5.0m以上
○ □	1.5m未満 生垣		

注意事項  
 ・樹木・植栽にあつては住民(個人)所有のものも存在するので、住民説明会等において予め施工内容を説明のうえ確認し、剪定等の許可を得ること。  
 ・施工に支障をきたし、剪定が必要な場合、監督員と対応を協議すること。



4号棟前 水路断面図 (A断面) S=1/50



- 【凡例】
- ⊗ アスファルト コンクリート舗装を示す (既存)
  - ▨ インターロッキング舗装を示す (既存)
  - ▤ 集会所前 床タイル (既存)
  - ▧ コンクリート舗装 (既存)
  - 未舗装 (既存)

外構図 S=1/700

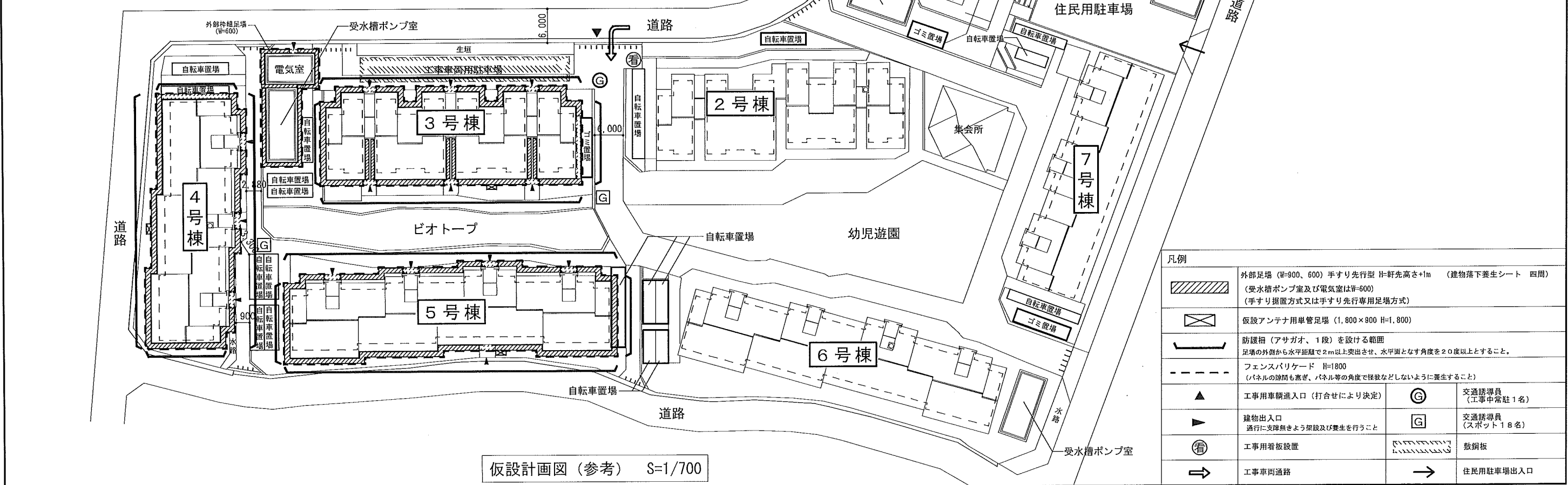
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 33 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	仮設計画図(参考)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/700	維持工事課		

- 1 足場**
- 令和8年8月上旬の着工を想定している。
  - 足場周囲には養生メッシュシートを設けること。
  - 別途設備工事業者にも、枠組足場を使用させること。
  - ゴミの収集に支障のないように足場を設置すること。
  - 防塵等の対策を行うこと。
  - 足場に支障のある樹木で枝払いが必要な場合は、無造作に切断せず、監督員等と協議の上、工事後の再生を考慮して剪定すること。
  - 表面に足場を設ける際は、住棟表示の代わりとなる、同等の大きさのものを、周囲から見えない位置に設置すること。
  - 表面の足場つなぎについては、可能な限り既設打込みアンカーを利用すること。
  - 足場は4面を1工区として設置するが、採光のため、メッシュシートは第1工区と第2工区に分けて施工すること。
  - 工区分けについては参考であり、事前に監督員と協議のうえ決定すること。
  - また、第1工区については、遅くとも令和8年12月までに完成すること。
  - 階段室及び廊下付近に足場を設けた場合は、仮設電灯等により共用部の照度を確保すること。
  - また、その費用も負担すること。
  - 消火器は常に使用できるようにしておくこと。
  - マンホールの点検が可能となるよう架設すること。
- 2 足場周囲**
- 塗料等で飛散のおそれがある場合は、周辺の自動車等の養生を必要に応じて行うこと。
  - 工事中の夜間は、第三者や車が仮設足場やフェンスバリアードに当たらぬよう、要所に仮設の保安灯を設置すること。
  - また、工事棟周囲で仮設足場やシートにより、夜間に暗がりとなる場所が生じる場合は、監督員等と協議のうえ必要な箇所へ防犯灯を設置すること。
  - 工事中は、『立入禁止』『通行止め』等の看板、フェンスバリアード等を設置して、第三者(住民及び通行人等)の安全をはかること。
- 3 交通誘導員**
- 交通誘導員は常駐とし、配備位置は打合わせによる。
  - また、大型車輛搬入の際は、必ず交通誘導員を進入口付近に常駐させること。
  - 工事車両用駐車場には、敷銅板を敷板すること。
- 4 車両**
- 敷地内への車両の進入は、最小限にすること。
  - 敷地内に工事車両を駐車する際は、工事名及び施工者名を記載した駐車証を外部から見えるように掲示すること。
  - 工事車両通行の際は、敷地内通路を適宜養生すること。
  - また、通路の舗装等を損傷させた場合は監督員に報告のうえ、受注者により修繕すること。
- 5 敷地内全体**
- 現場事務所、資材置場、工事車両用駐車場の設置場所は、自治会の了解を得た場所とすること。
  - 資材置場には消火器を設置すること。また有機溶剤等は原則持帰りとし、現地に倉庫等を設けて保管する場合は法令を遵守し、防犯・防災等に留意すること。
  - 資材置場、工事用車輛置き場については、周囲をフェンスバリアード、目隠しシート等によって覆う等にて子供の安全対策を図ること。
  - 作業員の喫煙は指定の場所で行うこと。

- 6 届出・協議等**
- 建物の電力引込み部分の電線は、関西電力に保護カバーの設置を依頼し感電防止措置を行うこと。
  - 仮設計画については所轄消防署、道路管理者、労働基準監督署、まち美化事務所と事前協議を行うこと。
  - アスベストの飛散、ばく露防止のため、足場つなぎの施工方法について環境共生センター及び労働基準監督署と協議を行うこと。
  - 道路使用(占用)が必要な場合は、監督員と事前協議のうえ、所轄警察署、道路管理者と協議手続きを行うこと。(必要となる経費は受注者の負担とする。)
- 7 その他**
- 階段室の施工については、緊急時には階段が使用できるように計画すること。
  - また、住民の通行に最善の注意を払うこと。
  - 共用部の電源を使用した際の費用は受注者負担とすること。
  - 入居者への工事説明会等の資料作成、出席及び資料配布(掲示)を行うこと。

想定工程表(参考)

工種	R8												R9						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
準備工事	近回り設置																		仮囲い撤去
住戸棟 仮設工事	足場第1工区設置																		足場撤去
外壁改修工事																			
屋根改修工事																			
付属棟 仮設工事、外壁・屋根改修																			
検査 引渡し																			各種検査
住戸棟 足場設置期間																			
養生シート(第1工区)																			
養生シート(第2工区)																			
付属棟 足場、養生シート																			



変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 34 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
	3号棟 TV共聴設備 系統図	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和 8 年 3 月 S=1/300	維持工事課	

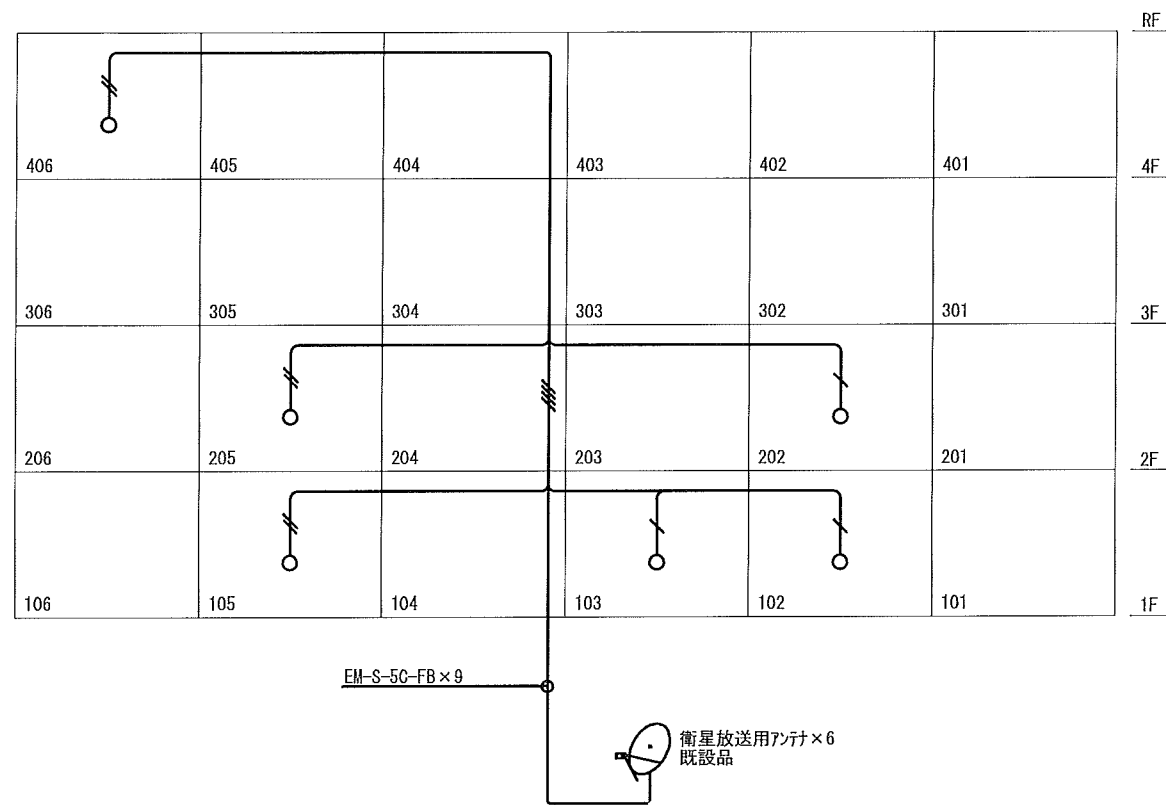
特記事項

1 工事項目
(1) 衛星放送用アンテナについて
該当集合住宅の衛星放送用アンテナは、改修工事に支障ないように一時撤去し現状復旧すること。(撤去アンテナは仮設アンテナ用足場に移設)
仮設工事内容は系統図及び平面図・立面図参照とする。
停波に対する入居者の配慮を行い、停波時間の短縮に務めること。
(2) 一時撤去した衛星放送用アンテナは入居者の所有物であるため、細心の注意をはらい取り扱うこと。
(3) 工事前に現況調査を行い、写真撮影し復旧時に再確認できる資料を作成し報告すること。
(4) 一時撤去・復旧に際しては、アンテナ設置の各入居者と調整を行い、周知を徹底すること。
また、必要に応じて確認書などにより入居者に作業完了の承諾を得ること。
(5) アンテナの仮設前、仮設後及び復旧後には、BER・C/N比・電界強度の測定及び受信機による画像確認を行い、その結果の資料を作成し報告すること。
(6) アンテナ設置用仮設足場は、支線などにより堅牢に固定すること。
2 仮設備関係
(1) 使用材料等は、原則として持ち帰るものとするが、施工上の都合により団地敷地内の屋外に資材を仮置きする場合はシートで養生するなどし、必要に応じてバリケード、仮囲い等を設置し、安全対策を講ずること。
(2) 全ての作業完了後、速やかに作業用仮設を撤去し、仮置場、仮設の撤去跡及び周囲等の清掃・地均し等を行うこと。
(3) 施工上の都合により、共用の電気、水道等を使用する場合は、管理者に連絡を取り、事前に承認を得ること。
なお、その費用については施工者の負担とし、制約事項、費用の分担等について協議を行うこと。

凡例

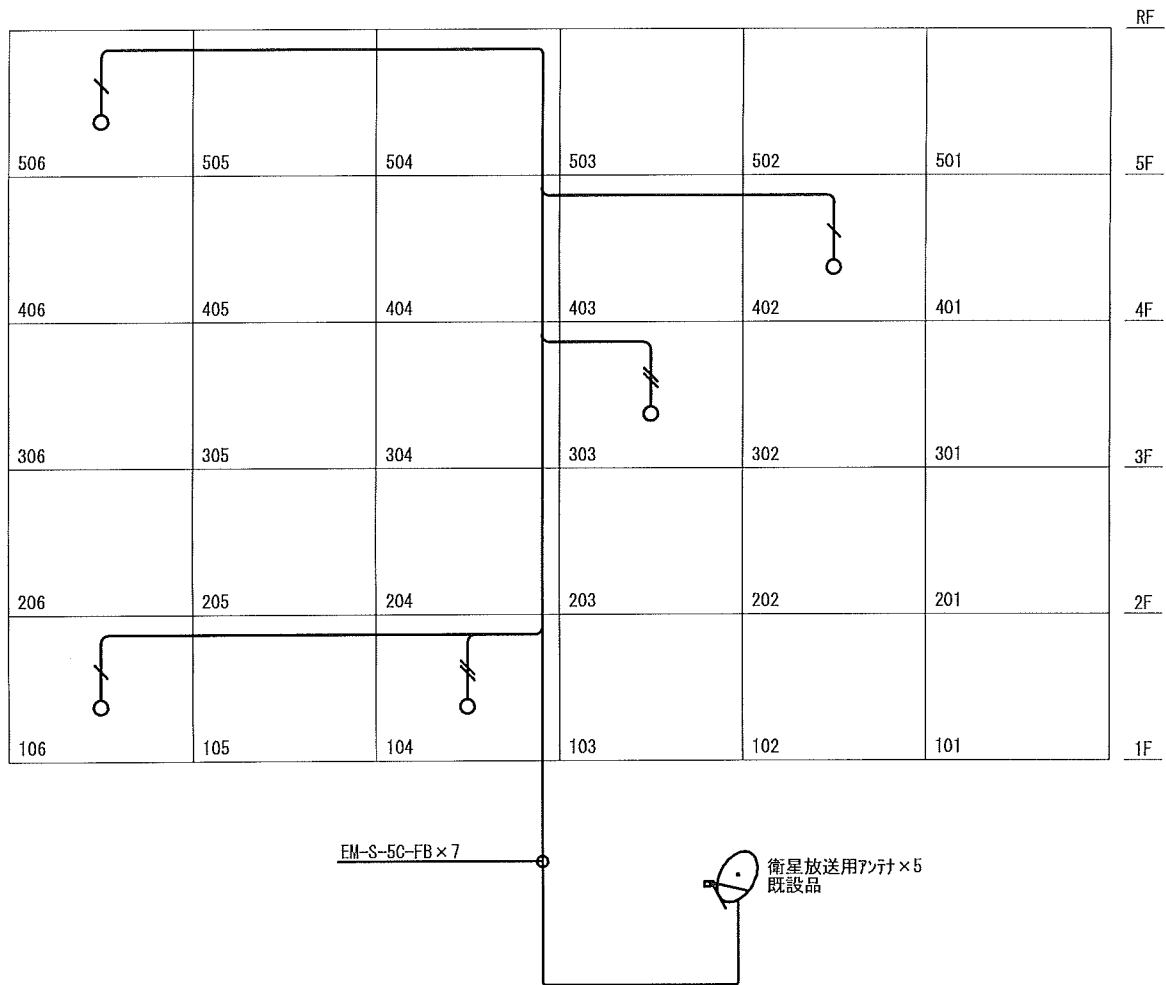
記号	摘要	備考
⊙	衛星放送用アンテナ	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧
○	防水型F型接栓(5C)	各戸既設配線と接続

1. 特記なき配管記線は、下記に依る。		
— / —	EM-S-5C-FB×1	(仮設足場仮止め)
— // —	EM-S-5C-FB×2	(仮設足場仮止め)
— /// —	EM-S-5C-FB×3	(仮設足場仮止め)
— //// —	EM-S-5C-FB×4	(仮設足場仮止め)
— // // —	EM-S-5C-FB×5	(仮設足場仮止め)
— // // // —	EM-S-5C-FB×6	(仮設足場仮止め)
— / 7 —	EM-S-5C-FB×7	(仮設足場仮止め)
— / 8 —	EM-S-5C-FB×8	(仮設足場仮止め)
— / 9 —	EM-S-5C-FB×9	(仮設足場仮止め)
— / 10 —	EM-S-5C-FB×10	(仮設足場仮止め)

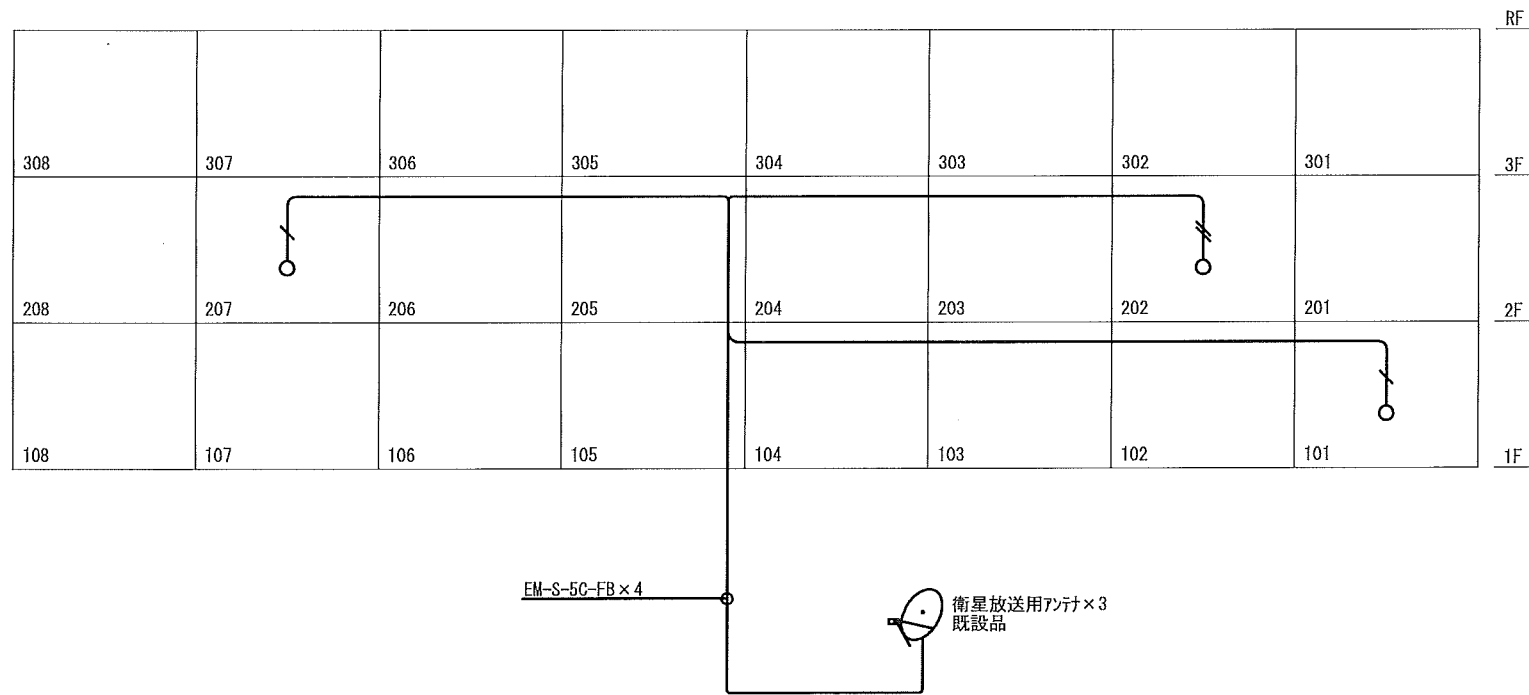


3号棟 テレビ共聴設備系統図

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 35 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
		4・5号棟 TV共聴設備 系統図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和 8 年 3 月 S=1/300	維持工事課		

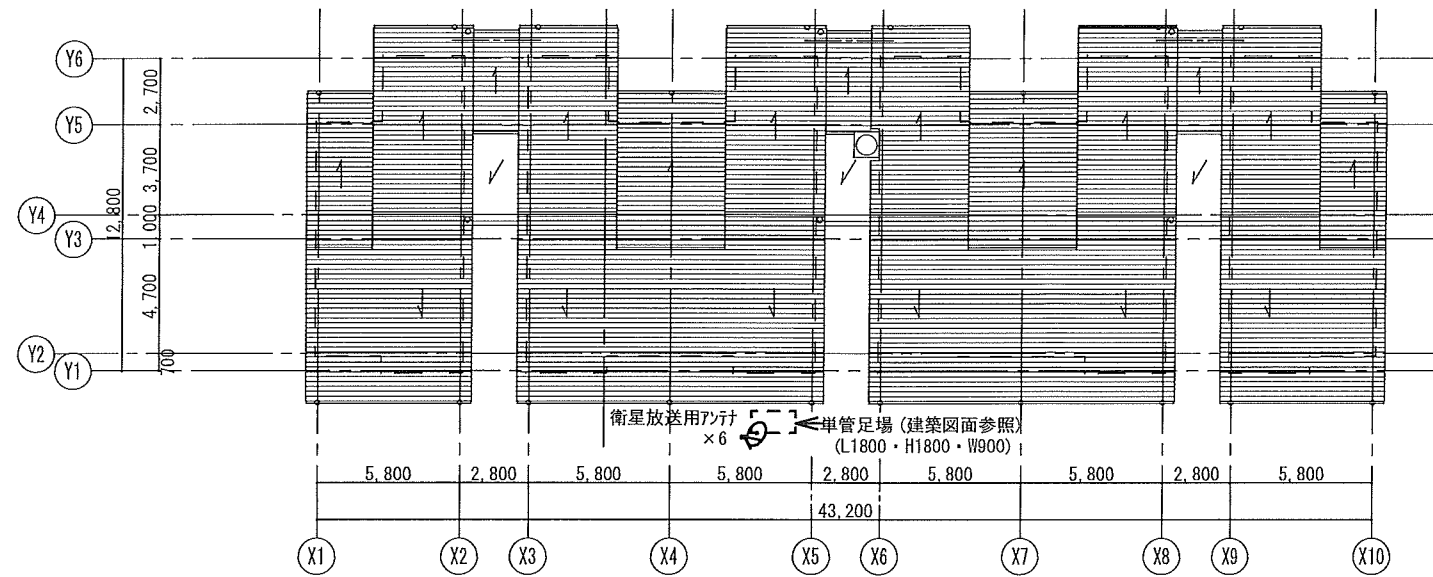
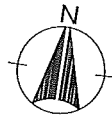


4号棟 テレビ共聴設備系統図



5号棟 テレビ共聴設備系統図

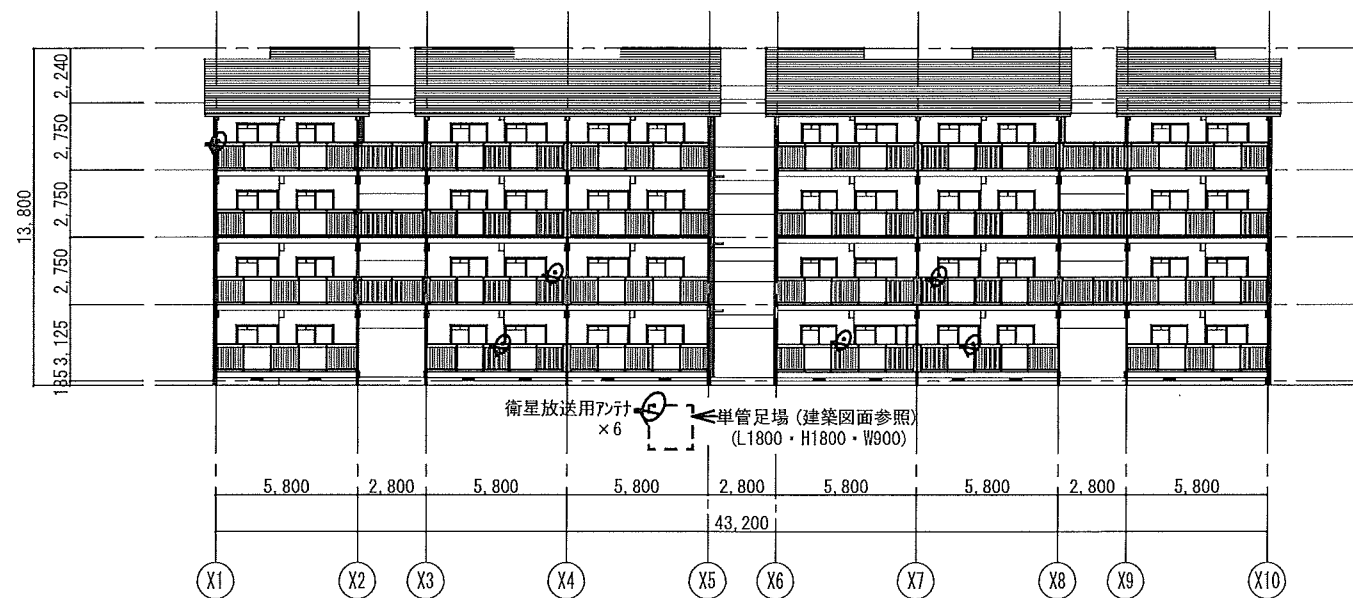
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 36 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内		
	3号棟 TV共聴設備平面図、立面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 3 月 S=1/300	維持工事課		



平面図

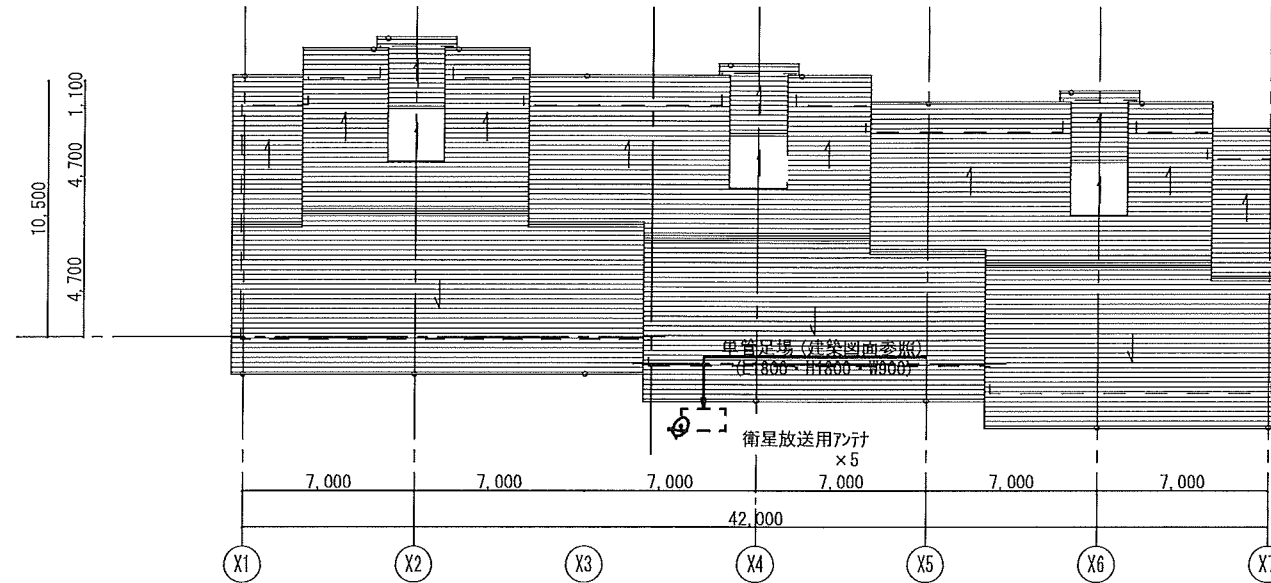
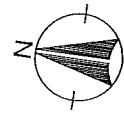
凡例

記号	摘要	台数	備考
⊕	衛星放送用アンテナ	6	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



南立面図

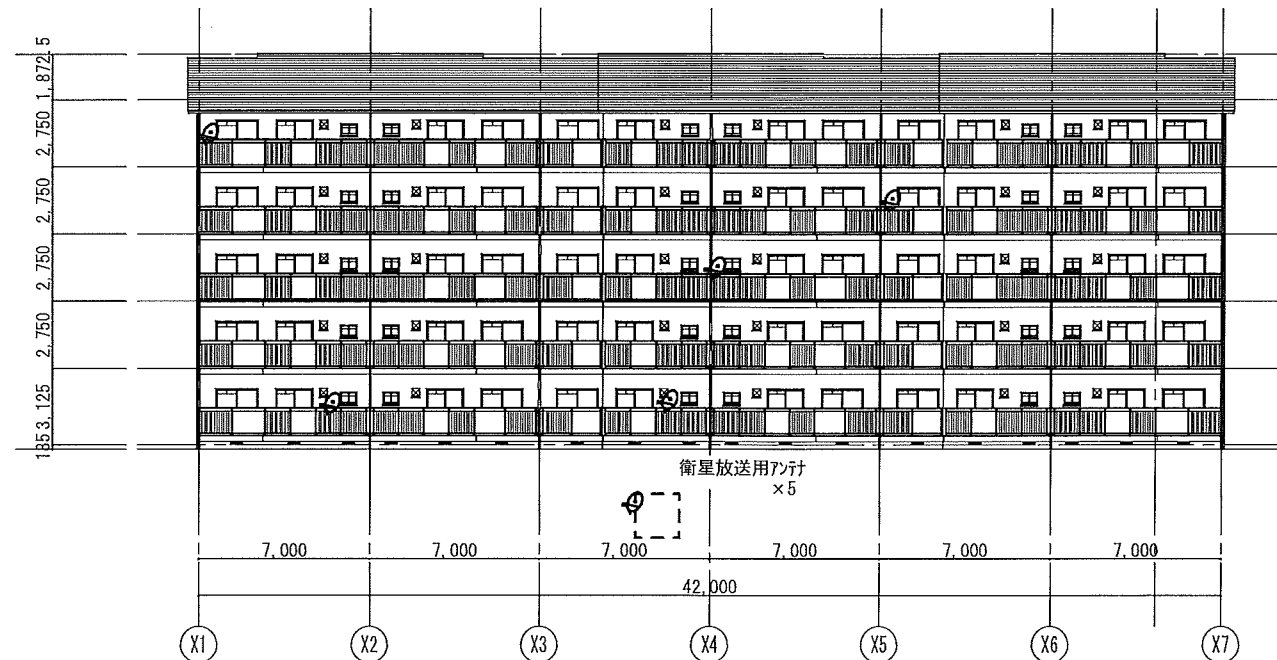
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 37 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
	4号棟 TV共聴設備平面図、立面図	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



平面図

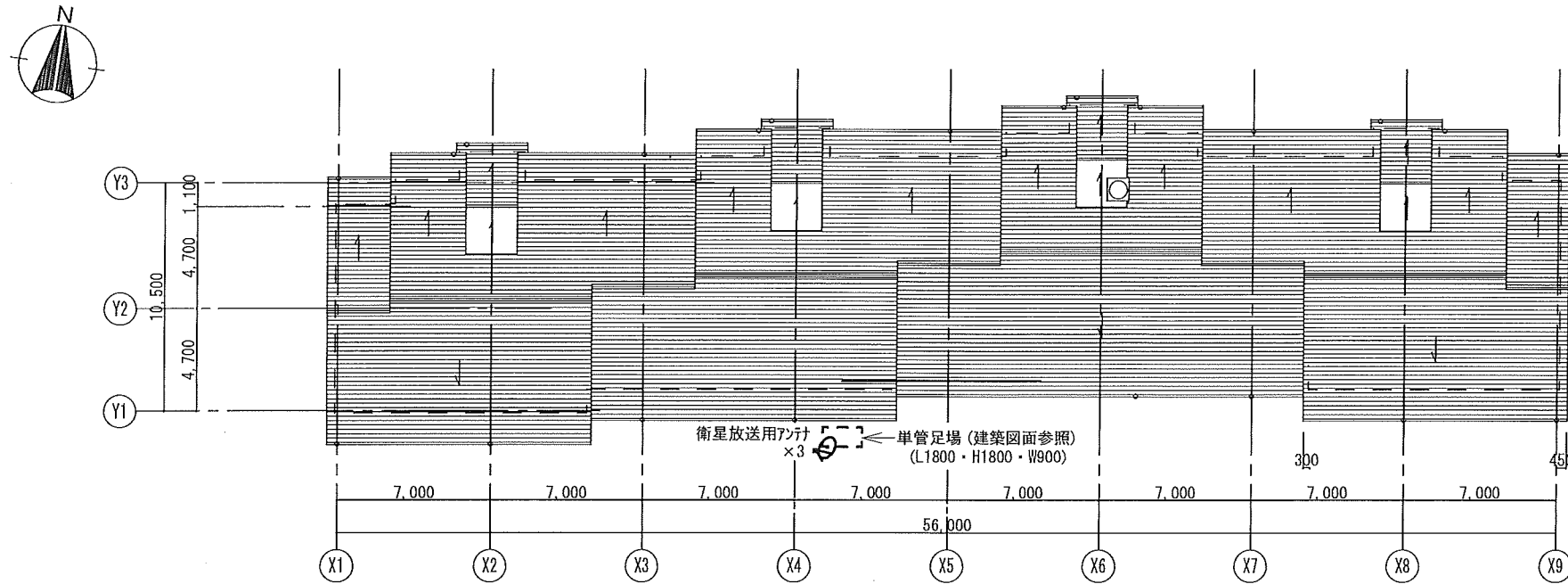
凡例

記号	摘要	台数	備考
⊕	衛星放送用アンテナ	5	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



西立面図

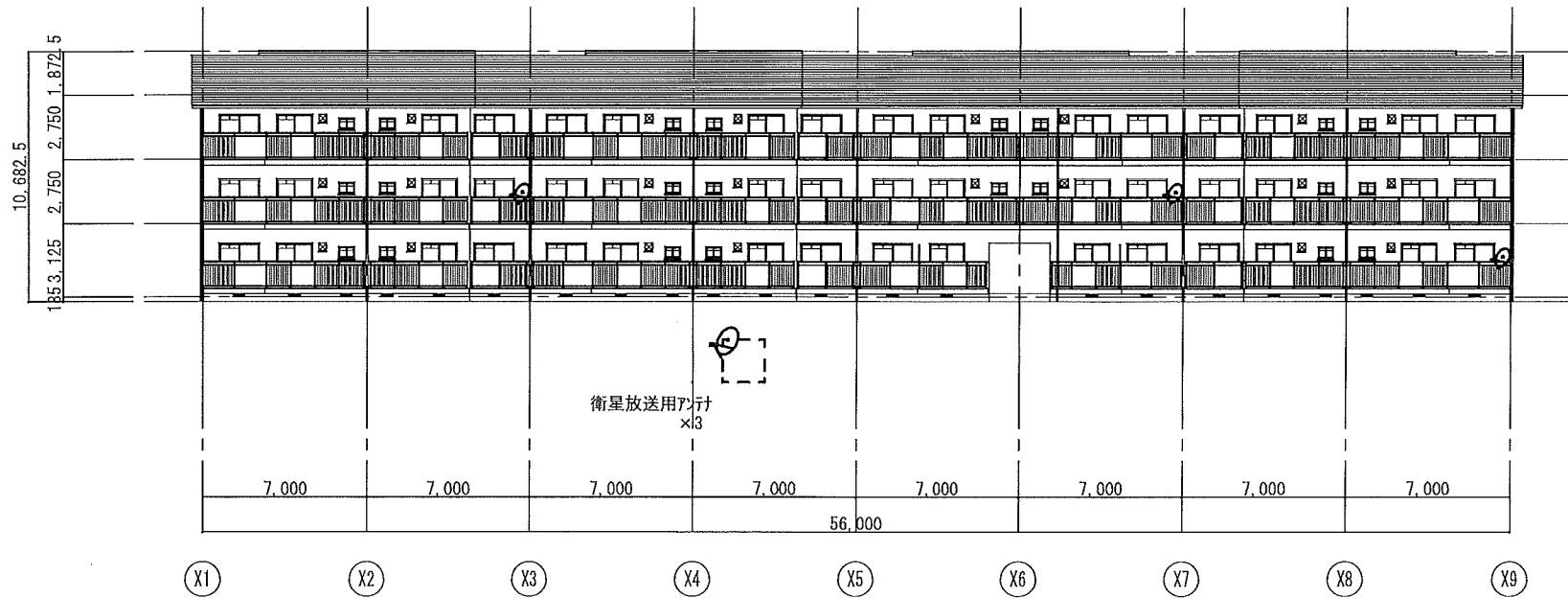
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、3号棟ほか2棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 38 (38) 枚の内	NO. ( ) 枚の内	
		5号棟 TV共聴設備平面図、立面図	京都市住宅供給公社	
		令和 8 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



平面図

凡例

記号	摘要	台数	備考
⊕	衛星放送用アンテナ	3	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



南立面図